

魑魅罔兩
いろくの
怪物
子遺なき
少しも残ら
ざる
文具形式

○天下の怨
を収む
積痼舊來
の病氣

の漏射を覩、魑魅罔兩の畏避竄匿するが如し。已にして醍醐を得たるは、晴日にして薄翳を帯ぶるが如し。白河を得たるは則ち驕陽炎赫、憒くが如く、焚く如し。而して黎民子遺靡きなり。夫れ相家の專擅、朝廷を濁亂するや極まれり。然れどもその政令、猶ほ先古の格に依倣す。恤民の典、求言の詔、或は文具に屬すといへども、而も猶その名を存す、その懿美たるを知らばなり。白河に至りては、その名を併せて擧げざるなり。而して興造の費、府藏を空竭す。その功德と爲す所以は、三千の佛像、四十萬の塔婆、皆民の膏血を塗るのみ。往時相家の侈靡は、公私を凋弊し、毒天下に被る。然るに民猶曰ふ、是某相の爲す所天子の知る所にあらざるなりと。白河その權を收復し、政已よりて出づるに至りては、則ち天下に被るもの、皆その毒なり。怨の歸する所、彼に在らずして此に在り。故に白河の權を収むるは、適天下の怨を収むる所以なり。是猶ほ人積痼を抱く者のごとし。その疾あるに當りてや、額を蹙め心を抱へ、以て日を渉る。恣に飲噉せんと欲すといへども得可からず。幸にして疾稍退くを得れば、乃ち暴食縱酒、宿疾之に乗じ、變じて別症を成し、吐瀉狼藉して救ふべからず。保元の亂はこれのみ。相家の權を専らにするに當りては、賄賂公行すと曰ふのみ。帝の政を聽くに至り、財を納ると者は國司を得、父子三四人共

二弟一實仁
輔仁

襁褓の内に
ある
塵飯土羹
子供の飯事

に一國に宰たるに至る。即ちその民何の罪あるか。翹此のみならず、宇多は位を禪りて、而も己之を看護せんと欲す。後三條の志も亦此の如し。皆天下の爲に慮るのみ。白河は即ち己の欲を縦にせんと欲し、父の遺詔に背き、その二弟を捨て堀河を立つ。堀河崩じて又五歳の鳥羽を立つる、猶可なり。鳥羽纔に弱冠にして又之に奪ひ、以て五歳の崇徳に與ふ。故に鳥羽又尤めて之に倣ひ、奪ひて以て三歳の近衛に予へ、以て天下の亂を速き、遂にその後八歳の天子と五歳の上皇とあるを致す。亂曷ぞ已むあらんや。相家幼弱の外孫を立つるは、その專權を資くと云ふのみ。天子にして何を苦みて此を爲さんや。相家の權盛なるに當り、その廢立する所に聽きて、而して自ら恣にするを得ず。自ら恣にして、而して後天下益服せず、大亂地に塗る。夫れ宗廟の託する所、生民の仰ぐ所、而も襁褓の嬰兒を以て之を爲す。是之を天位を以て戲と爲すと謂ふ。これ戲なり、則ち天下誰か肯て之を敬戴せん。故に天下の武夫健將をして、天子を視ること木偶土梗の如く、朝政を視ること塵飯土羹の如からしむるに至りしもの、皆それ自ら取れるなり。

○崇徳天皇

桀驚一わろ
づよい

謹嘩一よろ
こびさわぐ

端倪一事端

頼襄曰く、士を貴ぶ所のものは、その時を知るを以てなり。時に勢あり、機あり。勢の推移する所、機の起伏する所、必ずしも知り難きにあらざるなり。而して之を知る莫き者は、蔽ふ所あるのみ。唯有識の士は能く先づ之を見て、危を去りて安に就き、濁を去りて潔に就く。世を舉げて知らず、而して己獨之を知る。之を知ること明なり、故に之を決すること果なり。彼の驚く所は、我以て當然と爲す。藤原憲清の如き、其然らずや。是時に當りて天下の勢は何如ぞや。君臣私に殉ひ、廉恥喪亡し、國家の紀綱、天下を維持する所以の者、一も存する無し。而して天下の武健桀驚なる者、隱然黨を下に成し、竊に朝廷を啖ひ、以て畏るゝに足らずと爲す。朝廷方に閨閣の寵を計較し、童蒙の君を易置し、宰執の臣は骨肉權を争ひ、宮城の外、何事ありとも省みず、大亂の機は將に發せんとして、而も上下晏然之に處るは何ぞや。譬へば火を失するの家、舉家宴集謹嘩し、鄰閭の來り救ふに及びて、始て之を知るが若し。彼争競の間に汨没し、中熱し外諛し、是非を顛倒す。是を以て、その機前に露るれども見る能はず。憲清は資北面に過ぎず、官左兵衛尉に過ぎず、一世奔波の後に處し、以てその端倪を窺ふあり。以爲らく、事勢此の如し、官爲すべからずと。故に頗る寵使を受くといへども、決然として之を去る。その佛に歸し、世を辭すと曰ふは、特に焉

嵩居川觀一
世外に高踏
して
營求攀援一
威權ある人
にたよりて
進官を求む
寶玩一銀造
の猫

史一大鏡

に託して遁れ、或は焉に觸れて發するのみ。世蓋し駭愕して、以て人情に近からずと爲す。知らず、憲清より之を視れば、舉朝の士は皆心を喪ふ者なり。憲清官を弁つるの歳、藤原頼長内大臣と爲り、後二十年にして保元の禍作る。是より喪亂蔑資、海宇反覆。而して憲清嵩居川觀、事外に超然たり。嗚呼士と謂ふ可きのみ。史に稱す、憲清博く兵書に通じ、射に精しく、歌を善くす。蓋し、文武の才略を備ふる者、少く營求攀援して進ましめば、藤原信西の如き或は難からざる所。而も屑とせざるなり。世の亂に乗じ、姦雄に依附し、功名を樹立せば、大江廣元の如き、又優爲する所、而して又之を恥づ。その異日源頼朝に見ゆるや、頼朝之に寶玩を贈れるに。而も門を出でて、兒童に抛與せるを觀れば、以てその志を見るべきなり。世はその無欲を稱するのみ。吾は則ちその恥あり、識あるを欽するなり。古曰く、「利は智をして昏ましむ」と。憲清唯恥あり、是を以て能く一世の見る能はざる所を識るなり。藤原敦光の如き、文學の士と稱す。敕に應じて得失を陳するや、神佛を敬ひ、學校を興すに言及す。蓋し三善清行の延喜に言せし所以にして、敦光之を拾ふのみ。これを何等の時と爲して、而してこの迂拘の説を爲して恥ぢざるか。藤原爲業兄弟の如き、官を辭して隱居し、史を著して自ら遣る。蓋し亦

時の非なるを知るなり。前事を紬繹し、空文に託して、以て自ら見す。此則ち憲清の徒なり。

○後白河天皇

○保元の亂
その發する
や晩し

頼襄曰く、保元の亂、その發するや晩し。當に圓融、華山の間に發すべくして、而して未だ發せざりしなり。當に三條、後一條の際に發すべくして、而して未だ發せざりしなり。何を以てか之を言ふ。夫れ保元の事、帝王の争位に出づといへども、抑々亦相臣の争權に出づ。相臣の争權や、昔よりして然り。兼通、兼家兄弟を以て之を争ふ。道兼、道隆も亦然り。伊周、道長は則ち叔姪を以て之を争ふ。而してその帝王に於ける、各黨する所あり、援けて之を擁し、以て己の志を逞しうせんと欲す。但彼未だ干戈を用ふるに及ばずして、勝負己に定まる。故に曰く、未だ發せざるなりと。然りといへども、兼通、兼家朝廷に相驅逐す。その刃を用ふると、相距る幾も莫し。源頼信は道兼に事へ、爲に刺して道隆を殺さんと欲せしが。兄頼光の言に因りて止めぬ。其をして止めざらしめば、則ち今日の爲義、義朝なり。伊周の弟隆家桀悍にして氣あり。射て上皇の衣に中つるに至る。其

桀悍一たけ
だけし
立てんと云
云一敦康親
王

從史一す
むる

をして兄を助け、道長を攻めしめば、その立てんと欲する所を立て、亦爲すを憚らざる所、但親信の兵士源平の如き者無し、故に爲す能はざりしのみ。故に曰く、保元の禍、その發するや晩しと。夫れ崇徳位に復せんことを希ふといへども、頼長從史して之を黨援するに非ずば、烏ぞ能く深宮の弱質を以て、驟かに意を決し、兵を動かさんや。而も鳥羽の後白河を立つる、實に忠通に由る。世忠通を以て温厚の長者にして、頼長の凶險の比にあらずと爲す。吾以爲らく、忠通は特にその言語聽くべきのみ、その姦は則ち頼長に勝るなり。夫れ四宮は崇徳の同母弟たり、而して美福門院、上皇に勧めて之を立てるものは何ぞや。四宮の子守仁早くその母を喪ひ、美福に養はる。美福佗子の立つべき無く、而してその鞠育する所を愛す。故に四宮を立て、而して此に及ばんと欲するなり。近衛帝の目を患ふるや、位を守仁に傳へんと欲す。忠通數爲に之を法皇に請ひ、再三に至りて、已まず。是保元に先だつ三年なり。夫れ帝の目を患ふるも、微疾なり。未だ必ずしも俄に位を去るを欲せず。而して忠通忽ちその位を易へんと欲する、已に疑ふべきなり。近衛の崩するに及び、繼嗣を議す。美福直に四宮を立てんと欲し、則ち忠通亦之を賛成す。蓋し四宮は疎遠にして寵無き者、然れども守仁を以ての故、美福の宮に出入

庇眷—愛顧

狂童—世馴
れぬやんち
や者

廉恥—はぢ
なしる

し、その庇眷する所と爲る。忠通亦美福に結婚して、共に相結託して、以て頼長を傾く。頼長寵を法皇に失ひ、而して走りて崇徳に黨する所以のものは、此を以てなり。昔者弘仁の變、藤原仲成無らんには、則ち平城、頼りて事を擧ぐる無きなり。承和の恆貞、安和の爲平、之を抜く者と之を擠す者と、皆下より出づ。勢毎に然るなり。故に保元の禍、白河、鳥羽の私愛を以て、天子を廢立するに由ると雖も、然も之を發する者は忠通、頼長なり。二人の相軋するは、本其父忠實に由る。忠實の忠通を憎むは、其己に代りて權を執るを以てなり。父子且つ然り、況や兄弟をや、況や叔姪をや。當時君相皆然るなり。君己に私に徇ひ、相も亦私を營む。私の極倫理を敗り、廉恥を亡びて而して顧みず。其紀綱を壞る、一世に非ざるなり。故に曰く其發するや晚しと。而して此に發するのみ。夫れ其私を濟さんと欲すれば、兵を用ひざるを得ず。而して天下の兵皆武臣の手に在り、其力を借らざるを得ず、一朱器臺盤を奪ふも、亦源爲義の兵を借る、況や國を争ふをや。故に彼此竝に人の兵を借り以て勝負を決す。人の錢を借りて以て博奕を爲すが如し。勝は私の勝に非ずして、佗人の勝なり。天下の遂に武人に歸する、奚ぞ怪しむに足らんや。平治の亂は、盡く藤原信賴に出づるか。頼襄曰く、然らず。信賴は白面の狂童のみ。大將を

寵昵—寵愛
昵近
缺望—缺は
不満

○平治の
事、經宗、
惟方に出づ

快々—不平

希望するに過ぎず。何ぞ必ずしも兵を擧げて官を劫さん。帝を徙し、上皇を幽して、何をか爲さんと欲せし。彼狂騷といへども、何ぞ遽に身帝王と爲らんと欲せんや。且つ上皇は乃ち其寵昵を受くる所の者なり。帝を徙すは可なり、何ぞ上皇を幽せん。然らば則ち源義朝に出づるか。曰く然らず。義朝の爵賞を缺望するは信なり。然れども宮闕を蹂躪し、以て之を求むるには至らじ。信賴の與に爲す有るに足らざるは、寧ぞ知らざるあらんや。その敍爵を受け、晏然として之に居る。何を恃みて然るか。饒ひ其をして通憲を怨ましむるも、之を路に斃さば、犬を殺すが如けんのみ。何ぞ兩宮を犯すに至らん。且つその心に仇とする所の者は平清盛なり。彼強宗といへども、兵我より精ならず。義朝をして意ありて事を擧げしめば、何ぞ直に之を攻めずして、而して三條殿を攻めたるや。然らば則ち平治の事、誰にか出づる。曰く藤原經宗、惟方に出づるなり。昔より、婚天子と爲り、外舅政を執るは常なり。經宗は帝の舅たり、惟方は帝の乳母の子たり。二人者以爲らく、帝立たば則ち己政を執らんこと必せりと。而して政は上皇にあり、通憲事を用ふ、是二人の不平なる所なり。是を以て信賴の通憲よりも遅からず、且つ輕躁動かし易きを視る。故に従臾して亂を作さしむ。其兵なきを患ふるや、義朝の快々たるを

朝人—信賴義

○清盛の威權倍々起る

事を更ざる—更は老功の意、世事に經驗乏しきないふ

視て、信賴をして之に結ばしめ、清盛は通憲の親姻たるを以て、その不在を憫ひて、草率事を擧ぐ。蓋し皆二人の計に出づ。その本意は、通憲を除き、上皇を廢し、然る後己帝を擁して、以て政を擅にするに在り。然らずば、何を以て平氏の京に歸るに及び、獨帝を扶けて逃れ出で、上皇を賊に委せんや。信賴は言ふに足らず。義朝は武人にして朝典に暗く、二人をたのみて、以て志を得べしと爲す。而して利は去り、害は止る。蓋し噬臍するも及ばざるなり。二人は賊名を人に委し、而して己その功を盜む。その志を得るに及びては、帝に勸めて政を爲し、上皇をして預からしめず。以てその情を見るべし。是を以て上皇憤怒し、平清盛の手を借りて、以て二人を逐ふ。而して清盛の威權倍起る。又以てその勢を見るべし。然りとはいへども、二人皆巧黠多智、蹤跡を露はさず。故に幾も無くして召還され、經宗又外戚を以ての故に、富貴身を終ふ。時にその姦を燭する者無きのみ。故に襄以爲らく、保元の亂は、忠通、賴長より出で、平治の亂は經宗、惟方より出づと。彼皆驕逸事を更ざるもの、故に兵を以て易事と爲し、輕忽之を擧げ、禍遂に此に至る。藤原成親の如きも亦然り。譬へば悍婢黠豎の主家の財物を利とし、火をその屋に注ぎ、擾に乗じ之を攫取せんと欲するが若し。夫の義朝、清盛の若きは、

儼從—若黨青侍

○清盛藤原氏に倣ふ

儼從の力ある者、赴き救けて力を効し、焦頭爛額、或は其に誑誤せられ、胥て以て罪に陥るに至るもの。一は勝ち、一は負け、就る所適かに別るれども、その初念は皆此に及ばざるなり。

○六條天皇

賴襄曰く、吾嘗て平清盛の不臣を論ずらく、皆藤原氏の爲す所に倣ふ者、獨清盛を罪すべからず、而してその勢をして驟に此に至らしめし者は後白河上皇なりと。請ふ詳に之を論ぜん。夫れ平氏は、白河、鳥羽の世より、已に寵任を受け、門望源氏の上に出づ。帝無望の親王を以て、忽ち大位を得、而して之を失はんことを恐る。故に有望の武臣に倚りて以て重きを爲せり。保元の變、清盛の功勞源義朝に及ばず、而して賞は則ち之に過ぐ。猶ほ延元帝の足利高氏を寵すること新田義貞に過ぐるがごとし。その門望の高下を視るのみ。故に藤原通憲婚を義朝に許さず、而して姻を清盛に連ぬ。君臣同見、彼を抑へ、此を揚げ、遂に平治の亂を激成す。義朝は義貞の臣節無く、而して清盛坐して尊氏の圖る所を得。皆帝之を致すなり。清盛心に、帝の無望にして己の望に倚るを知り、

親信—親賴
信任するもの、信賴

その愛する所—高倉

その舅—時信

異時の云々—藤原氏の地位を清盛に與へたるをいふ

意素より之を輕んず。上皇先帝の定議を以て、位を二條帝に禪るに及び、己その政を聽くこと、白河、鳥羽の如くならんと欲す。而も帝その親信と謀り、上皇をして志を逞しうせしめず。上皇已に通憲を喪ふや、尤も清盛に倚り、その力を借りて以て帝の謀主の除き難き者を除く。己にその力を借る、その勞に酬いざるを得ず。今年中納言に任じ、明年大納言に任ず。勢已に駸々たり。帝崩するに及び、太子立つ。上皇又別にその愛する所を立て、衆情の是とせざる所を犯して、必ず之を行はんと欲す。則ち又清盛の力を借る。以爲らく、高倉の所出は平氏なり、而もその舅は望無し、清盛亦平氏にして、威名世に著はる、是眞に倚りて以て大援と爲すべきなりと。是に於て、驟にその官爵を進め、内大臣より直に太政大臣に超拜す。是顯然、異時の外戚攝政の地を以て之に與ふるなり。清盛をして謹慎有學の君子たらしむるも、猶自ら恣ならざる能はず。況や武人の功を負ひ、力を恃む者をや。その驕肆にして忌憚せざる、固よりその所なり。亦猶ほ延元の尊氏に大將軍の地を假すがごとし。故に曰く、上皇之をして然らしむるなりと。夫れ清盛は虎なり。上皇之に翼を傳し、而して之に騎る。中ごろ下らんと欲するも得べからず。況んや搏ちて之を斃さんと欲するをや。その噬攫を速けるや、惟むに足るもの

外叔—母方のなち

嶋を負ふ云云—孟子に、有衆遂レ虎、虎負レ嶋莫之敢一猛惡者—足利尊氏

莫し。清盛の意、則ち以爲らく、既に我に與ふるに藤原氏の地を以てす、藤原氏の爲す所、爲す可からざる無しと。是に於いて女を納れて后と爲し、その所生を立てて天子と爲し、己外祖と爲りて政を專にす。己の子は外叔と爲りて左右大將に任じ、族類卿相に列し、莊園天下に跨がる。而して天下の兵、その大半を役屬するは、則ち藤原氏の及ばざる所に出づ。その及ばざる所有り、故にその未だ爲さざる所を爲すも、亦惟むに足る莫きなり。天下の兵、半は平氏に屬し、半は源氏に屬す。源氏の意、則ち以爲らく、彼の爲す所、我何ぞ爲す能はざるあらんと。是を以て奮起取りて之を代る。雙虎の相闘ふが如し。一は斃れ、一は在り。在る者は嶋を負ふ。後白河上皇懲りて復之を擧せず。建久の事は是れなり。後鳥羽天皇之に擧して大に傷く、承久の事は是れなり。後醍醐帝その自敵に乗じて之を殪し、而して更に一猛惡者を養ふ。延元の事は是なり。

○高倉天皇

頼襄曰く、國の盛衰する所以のものは、士氣の振と不振とを以てなり。國朝の衰ふるや、その公卿、平時は奔競し、事あれば逃避し、唯退きてその廉を守るを知らず。是を以て、

首を奉じて
一頭をかま
へて

進みてその節に死する能はざるなり。故に凡そ士の氣を養ふや、その平時に在り。國の士の氣を養ふも、亦其無事に在り。無事の退、以て有事の進を望むべし。事ありて能く進むに果なる者、事平ぐに及べば、則ち亦退くに勇なり。その氣たる一なり。賊信頼の兩宮を幽するに當りてや、平時死生を決して、以て官爵を競ひ、威焰赫然、人を凌壓する者、首を奉じて鼠竄し、敢て身を出だしてその難に當る莫し。藤原光頼、會議に因りて信頼を面折し、其をして俛首喪氣、當時賊黨の朝廷に布在する者、喋みて一語を出す能はざらしむ。以て狂賊の勢を挫き、而して天下の向背を定むるに足る。平氏の來討を待たずしてその勢決せり。吾嘗て曰く、平治の亂を平ぐる者、光頼を首と爲し、而して平重盛之れに次ぐと。事平ぐに及び、天子大に光頼を用ひ、政府に參せしめんと欲するや、則ち疾と稱して之を辭す。蓋し朝政の非にして、己が志の立たざるを視、衆人功を計り、争ひて進むの際に當り、獨意を決して退けるのみ。勇と謂ふ可きなり。夫の重盛の如き、天下の所謂賢者にあらずや。而るに大將の闕くるに當り、自ら請ひて之に拜するは何ぞや。是時に當り、藤原成親等、銳意補せられんことを望む。而も重盛兄弟、後進を以て超えてその地に據る。烏ぞ衆怒を激せざるを得んや。父は太政大臣たり、妹は后たり、己左右大

○光頼と重盛

膝に造るの
際一膝をま
じへて語る
時

將たり。進みて止まるを知らず、以て上下の憤怒を速く。難作るに及びて、乃ち父を諫争す。固より己に晚し。故に吾以爲らく、治承の難を作す者、重盛を首と爲し、而して成親等之に次ぐと。夫れ重盛の清盛に於ける、光頼の信頼に於けると、事固より大に異なり、當に之を膝に造るの際に諫むべし。當に之を稠人廣座の中に諫むべからず。之を事の未だ發せざる時に争ふ可く、之を事已に發するの日に争ふべからず。然ども、己に平時に在りて自ら退くことを知らず。之を如何ぞ、能くその父をして退かしめんや。能く姑く之を遏むといへども、終に大禍の及ぶを覩んことを恐れ、先づ未だ及ばざるに死せんと欲す。是の氣尙ぶに足らざるなり。烏ぞ能く終に桀驁の父に勝たん。噫、曷ぞ光頼の笏を端し、聲を勵まし、身を横へて賊鋒に當り、その氣を以て賊の氣を奪ふに若かんや。

○安德天皇

頼襄曰く、平源の事、その名分逆順は姑く置きて可なり。その興廢の数、攻守勝負の勢に至りては、請ふ得て之を論ぜん。夫れ平氏、時變に遭遇し、天子を擁して、以て亂逆を定む。是時に及び、退きて攝播の間に居り、府を開きて兵を養ひ、據りて根本と爲し、

無根の兵
烏合の兵

輦轂—天子
の御車、帝
都をいふ

殄滅す—み
なごろしに
鼎足—頼
朝、平氏、義
仲
應事—表座
敷

官は大納言大將に止り、而して朝政に與り聞かば、庶幾くは以てその功名を保ち、子孫の業を樹つべし。此に出でずして習俗に溺れ、必ず藤原氏の比の如きを求め、身、京府に擅にし、敢て天下の的と爲る、天下の嗷然競起する所以なり。是に至り、乃ち退きて福原に據る。晩し。適以て怯を示し、人心を動搖せしむるに足るのみ。乃ち無根の兵を募り、四出防禦、自らその力を竭し、而して敵益志を得。その勢固より然るなり。然れども、源義仲自ら平氏の軍を覆へし、而して復その轍を踏むは何ぞや。義仲の國、京師に近し、速に効を奏する所以なり。其をして既に已に平氏を逐ひ、一親信の將領を留め、輦轂を護らしめ、而して身信濃に歸り、異日の織田氏、美濃に據りて京畿を經營せしが如く、厚く其勢を集め、鎌倉と對峙せば、源頼朝、わが隙を伺ふといへども、而も乗すべき無く、則ち未だ敢て動かざらん。或は再び親ら將として平氏を窮迫し、之を殄滅せん。勢、然る能はずば、則ち或は之と和し、以て鼎足を謀り、而してその釁を観るも、不可無きなり。乃ち以爲らく、吾京師に據り、以て四方に號令す可しと。是天下の散地根拠と爲すべからざるを知らず。雞の木上に棲むが如し。必ずや來りて之を逐下する者あらん。前日の平氏、以て見るべし。之を人家に譬ふれば、京師は廳事なり、以て

散地—山河
の固めなき
地

叛建—創建
王綱の弛—
朝權の衰微

巨擘—かし
ら

會議すべく。而も以て座臥す可からず。以て座臥すべき者は奥室あり。夫れ越、信は義仲の奥室なり。而して鎌倉は頼朝の奥室なり。頼朝その奥室に據りて、義仲を外廳に治め、義仲と平氏とを闘はしめて、徐にその後を制す。頼朝の如きは、則ち獨り習俗の見に拘はらず、而して天下の形勢を知る者と謂ふべきなり。宜なるかな、その無前の業を勦建せるや。焉より後の新田、足利、皆及ばざるなり。然りといへども、頼朝初念亦此にあらず、或は奥の藤原氏、越の城氏が、王綱の弛に乗じ、一隅に竊據するを觀るや、之に倣はんと欲しけん。平氏この二氏をして源氏を闘らしむること、秦人の遠交近攻の如からんも亦善計なり。然りといへども、二氏の國富み兵強きこと新造の源氏に勝り、而してその智と勇と、頼朝、義仲の對にあらず。前後して並び斃るゝ所以なり。しかるを況や平氏をや。

○後鳥羽天皇 (其一)

頼朝曰く、藤原兼實は世稱して賢相と爲す所の才。然れども諸藤に在りては巨擘と爲すべし、賢は則ち吾知らざるなり。その後鳥羽を賛立せるが如き、權時の略あるにあら

李氏の父—
玄宗
子—肅宗
弟—成王

す。徒に當時立君の易きを習見し。法皇の旨を附會して、源氏を利したるのみ。その所謂天下主無く、兆民心を繋ぐ所無き者は、似たるなり。然りといへども、政院中に在り、天子虚位と爲るや久し。民心の繋る所は、法皇に在るのみ。平氏帝及び神器を挾みて、以て奇貨と爲すは固よりなり。然れども當時の勢、李氏の父虜遂と爲り、而して子立ちて以て民望を繋ける者と同じからず。又趙氏朱氏の兄虜囚と爲りて、弟立ちて以て敵資を空しくせる者と同じからず。孫は外家の將る去る所と爲りたれども、而も祖父は在るなり。祖父再び天下の政を聴き、而して徐に之を處置せば、將に不可無からんとす。譬へば猶ほ盜賊窮蹙せられて、人子を劫して、質と爲すがごとし。死を免れんと欲するに過ぎず。之を急にすれば則ち持し、之を緩にすれば則ち舍つ。當時の計を爲す者、諸源に明詔して曰へ、「今上平氏の出といへども、朕に於いては親孫たり。不幸外家の挾む所と爲り、神器を併せて彼に在り。朝廷自ら處分あり、私に之を攻撃するを得ることなかれ」と。平氏に詔して曰へ、「今上は汝が家の私し得る所にあらず。況や神器に於いてをや。苟も之を奉還せば、當に前罪を宥し、給するに活命の邑を以てすべし。妄に蠢動して以て罪を重ぬることなかれ。詔を奉ぜずば、當に祖廟に告げて天討を致し、玉石俱に焚くべし」

姦軌—内外
の悪人

と。源氏既に憤を平氏に泄すあり、而して平氏も亦その罪を知る。兵を休め、安に就かば、兩ながら敢て聴かざるにあらず。奈何ぞ遽に別に主を立て、以て彼の望を絶ち、而して此戦を資けんや。兼實以て亂源を塞ぎ、姦軌を遏んと爲す。吾は以て、開きて之を導くと爲すなり。且つ誠に神器を還さんと欲するか、尤も主を立つべからず。主を立てて器を求む、器還らば則ち彼空主と爲らん。寧ろ死すとも還さざるは、その情固より然り。兼實立主の議を贊す。而も器無くして位に即くべからずと。通論にあらざるなり。且つ即位と踐祚と、相去る幾何ぞ。其所謂神器を輕んずるを天下に示し、後世口を藉りて、僭竊の絶えざる者、其自らすと道ふべきなり。承久建武の事、烏そ口を兼實に藉るに非らざるを知らんや。曰く、主を立てざれば、則ち平氏の勢を成すと。曰く、平氏の勢を成すと、源氏の勢を成すと孰れぞと。曰く、平氏の罪、之を討滅せずして可ならんやと。曰く、彼功罪相半する者なり。その爵邑を奪ひ、將を殺し、軍を覆へし、纔に殘喘を保つ。罰も亦足れり。必ず之が如く所を究めば、嗷類無きに至らん。是源氏の爲に仇を復するなり。且つ夫れ源義朝、刃を露はし、闕を犯し、兩皇を幽囚す。罪平氏に浮きたり。平氏王の愼る所を敵とす。源氏の子弟、烏そ之を仇視するを得ん。適その周旋に因りて、以て死を宥めらるゝを得。

嗷類—人類

○法皇、兼實俱に賴朝の計中に墮つ

恩ありと謂ふ可し。苟も此を以て源氏を噓し、之を一州に安置し、以て舊勳を存し、以て鎌倉の忌む所を設けんは、計の得たる者にあらずや。平氏、安徳の闕に復するを得ば、將に死も亦甘心せんとなす。況や全活の所を得るをや。或はその冥頑回らず、實を挟み、勢に乗じ、要求して已ますんば、乃ち赫怒之を絶ち、然して後別に主を立て、源氏に命じて、軍を整へて之に臨み、而して神器を責め還さしめば、則ち天下その已むを得ざるを知らん。而して誅伐の權、朝廷に歸す。今鎌倉の兵、その仇を殄殲し、威海内に被むる。而して朝廷傍觀、又その勢を成し、而してその戰を資け、終に大權を失ふを致す。兼實その責を辭するを得ざるなり。その賴朝、義經を處置するの議に至りては、聽くべしと爲す。然れども、賴朝その忌む所を除かんと欲す。何ぞ勅命あらんや。兼實賴朝の薦むる所と爲り、而して法皇その阿黨を疑へるは、謂れ無きに非らざるなり。是法皇と兼實と、俱に賴朝の計中に墮ちて、自ら知らざるなり。賴朝の薦むるは、衆望に従ふと曰ふといへども、その實その君臣をして相疑ひ、計議行はれざらしむるなり。兼實をして、清徳大節、凜然として以てその君を信じ、而して姦雄の心を服するに足らしめば、則ち何ぞ必ずしも啖々分疏すること彼が如くならんや。一たびその計に墮ちて、出脱する能はず。故に守護地頭の請ある

流噓一大不敬に噓ふ、下の齒決は小不敬の噓賣弄一なぶりものにす

に及び、力爭する能はざるなり。是にして力爭せず、その餘區々陳ぶる所、亦放飯流噓、而して齒の決する無きを問ふの類のみ。その寵を法皇に失ふを患ふるに及びては、則ち又媚をその嬖姫に容れ、以て自説せんと欲す。その特操無きこと此の如し。宜なるかなその賴朝の賣弄する所と爲るや。

○後鳥羽天皇 (其二)

霸業一諸侯の首領たる業

賴襄曰く、六十六人の吏を擇び、以て海内の民を宰する者は、王政なり。その政衰ふるに及び、乃ち六十六人の將領を擇び、以て海内の盜賊を理む。是鎌倉の霸業を成す所以なり。その員の簡は一なり。員簡なれば、則ち之を擇ぶこと精なり。吏を擇ぶこと精なれば、則ち民その生を安んず。將領を擇ぶこと精なれば、則ち盜賊その足を容るゝ所無し。盜賊その足を容るゝに所無くして、然して後民を安んずるの政、得て施す可し。故に大江廣元の議、源賴朝の請、皆時を濟ふの急務、而して朝廷之を許すも、亦時勢の然らしむるなり。然りといへども、時勢をして此に至らしめし者は、必ずや由るあり。今の所謂盜賊は、古の所謂王民なり。民をしてその生を安んぜしめば、何ぞ盜賊を患ひて之を追捕

納賞—金帛の上納
所在に犬牙し—至る所にありまじりてある

○追捕使、守護、地頭

せんや。追捕使の置かざるを得ざるものは、吏の職に稱はざるに由る。吏の職に稱はざるは、之を擇ぶの精ならざるに由る。夫れ是六十六人のみ。擇ぶに難からざるなり。而して焉精ならざるものは、心を用ひざればなり。上の人、心を民に用ひず。而して吏は納賞を以て進む。納袴乳臭の子にあらざれば、則ち慧黠貪汚の人、多く租税を取りて、以てその私を資くるを知るのみ。加之、相家の權を專にし、その私采封邑、所在に犬牙し、以て吏治を妨礙す。假ひ公廉勤幹なる者あらしむるも、その職分を盡す能はざるなり。是を以て國司に拜する者、多くは往くを欲せず、徒その下僚を遣して代往せしめ、或はその地方の豪族に由りて、代任せしむ。所謂目代なり。目代は以て税を監し、兼ねて盜を捕ふ。故に或は之を追捕使と謂ふ。是追捕使の名の由りて起る所なり。故に廣元、當時目習口慣する所のものに因り、名と爲して之を請ふ。而して朝廷之を許すに易し。所謂追捕使は、國司に於いては則ち守護と曰ひ、莊園に於ては則ち地頭と曰ふ。亦皆これより前に有る所に由るなり。その名これより前に有る所に由り、而してその實遂にこれより前に無き所を成すは何ぞや。六十六員を以て天下の兵を督す。その名軽くしてその實重きなり。その廢置の權、之を朝廷に總べず、而して之を霸府に總ぶるなり。故に總

朝差—朝廷の差遣する所

○勢大變して復すべからず

二三十員—應仁、文明頃
七八員—永祿、元龜頃

追捕使と曰ふ者、亦この定名あるにあらず、而してこの定實あるなり。これより以て、盜を捕ふる者、反りて監税を兼ね。之を總ぶる者、數之を申戒して曰く、「敢て吏治を侵すなかれ」と。亦姑らく爾か云ふのみ。國司仍朝差に出づといへども、而も必ずしもその實あるにあらず、徒にその名あるのみ。獨國司の徒にその名あるのみにあらず、總國司も亦徒にその名ありて、その實は則ち總追捕に歸するもの、是時勢の然らしむるなりといへども、その初に六十六人の私黨を植て、以て天下を篡ふ。その術簡捷と謂ふべきなり。朝廷以爲らく、是六十六員に過ぎず、何をか能く爲さんと。而してその天下の實を失ひ、天下の勢終に大變して復すべからざるを知らず。慨す可きかな。夫れ所謂追捕なる者は、力能く追捕に勝ふるを視るのみ。必ずしも精擇を須ひざるなり。故に皆その地方の豪族之を爲す。時に廢置ありといへども、久しくして因襲する者、往々にして然り。以て足利氏の時に及び、強弱相并せ、合して二三十員となり、再び合して七八員と爲る員愈簡にして、天下愈治らず。古の簡は民を安んずる所以、而して後世の簡は民を困しむる所以、慨せざる可けんや。

○後鳥羽天皇 (其三)

姦豪駢起
惡き豪族並
び起る

自用一自意
を用ひて他
の言を容れ
ざるをいふ

頼朝曰く、保元、建久の際、國勢の一變せるは、朝廷の處置當を失するに基づく。論者
答を後白河法皇に歸し、以て庸暗比無く、晉の惠帝の類なりと爲す。然れども、不幸に
して綱紀極墮し、姦豪駢起するの時に處しては、英傑の君といへども、或は濟ふ能はず。
法皇手を束ねて爲す無きが如き、なほ恐らくは免れざるなり。然り而して輕舉妄動、人
言を恤へず、驟に強臣を犯し、動もすれば輒ちその強を資けて我が威を損じ、數信を天
下に失ふ。惠帝は此自用無きなり。蓋し漢の靈獻、唐の代德、昭宣の類のみ。然れども、
國朝祖宗德澤紀綱、天下に在るもの未だ亡びざるは、漢、唐の季に異る者あり。假に後
三條の主の如きをして、この時に出でしめ、而して輔くるに通變明機の士を以てせしめ
ば、未だ必ずしも濟危の策無きにあらざるなり。保元の時に處するに、その罰を濫にせ
ず、その賞を僭らず、武人を賞するに勳爵を以てし、權柄を假さず、而して自克自治、其
根本を清め、以て之に臨まば、以て義朝を靖む可く、以て清盛を養成せざるべし。平
治に至りて、而して後清盛權を得。則ち勢復奈何ともすべからざるなり。然れどもその

相箝制せし
む一源平を
して竝立せ
しめ互に制
せしむ

之を一義經
を以て頼朝
と相抗せし
むるの策を
何ぞ最初義
仲に用ひざ
りしかと也

自利の請一
守護地頭を
置くをいふ

專恣極り、諸源之に乗するに及び、則ちその勢益變ず。而して焉に處す可きものあり。
何ぞや。彼皆平氏を讎として朝廷を怨むに非らず。朝廷の利は、竝に之を存するに在り。
以て相箝制せしめば、則ちその勢我に及ぶに暇あらじ。我以て徐に之を處すべし。壽
永の初に當り、頼朝、義仲未だ公然相際するあらず。その功賞を第づるに、彼敢て言ふ
莫き、以て焉を見るべし。この時に當り、法皇當に義仲を禮貌し、以て陰に頼朝に備ふ
べし。頼朝敢て專擅ならざるなり。一の義仲無くば、則ち頼朝復た天下に忌む所なから
ん。乃ち無地無兵の義經に倚りて、以て之に抗せんと欲す。何ぞ初之を義仲に用ひざり
しか。曰く、義仲強暴、之を制するも猶不可なり、曷ぞ倚る可けんやと。曰く義仲強
暴といへども、頼朝の姦猾に若かず。之を撫するに恩を以てし、之を結ぶに信を以てし、
而して之を約束するに法度を以てせば、以て馴服して我が爪牙と爲す可きなり。法皇乃
ち頼朝の美言を甘受し、遠くその力を借りて、以て目前の逼を除かんと欲す。是を以て
嫌隙を生じ、凌暴を速けるのみ。その凌を受くるに及び、乃ち宣して頼朝を討つを許す
も晚し。義仲平氏と共に亡ぶるに及びて、義經に頼朝を討つを許す。則ち尤も晚しと爲す。
頼朝既に天下に忌む所無く、而してその自利の請を發せんと欲し、未だ敢てせざるなり。

罔收—悉く
收む

この宣旨を聞くに及び、蓋し心竊ひそかに喜びて曰く、これ以て朝廷の短長を持すべしと。是に於て、訴へんと欲する所を訴へ、請はんと欲する所を請ひ、以て天下の利を罔收す。朝廷違ふ能はず、大勢一變して、大權復收む可からず。歎ずるに勝ふ可けんや。曰く、諸源に處するは則ち然り。何を以てか平氏に處せん。曰く、亦之を存するのみ。諭すに、駕及び神器を奉還せば則ちその死を宥し、一州を給予するを以てせん。曰く、源平深讎皆聽くを肯ぜざるなり。曰く、賴朝の初志は、東隅に竊據するに在り。故に一兵をして西行せしめず、又源平竝仕を願ふの奏あり。義仲已に京師を取り、平氏の邑を賜はるを得るや、復西伐を欲せずして、之と連和せんと欲す。皆その竝立を以てするは、勢已に然らざるを得ざるなり。何ぞ聽かざることこれあらん。源氏且つ然り。平氏權類の餘を以て、恇悻日を涉る。苟も沛恩の命を聞かば、聽かざるの理無きなり。特に朝廷源氏を助け、己を讎とし、又別に主を立つるを以てす。故に望を絶ちて、自ら棄つるのみ。夫れ安德平氏の出といへども、法皇に在りては親孫たり、何ぞ必ずしも別に主を立てん。別に主を立つるもの、源氏に利ありて、朝廷に利ならず。是亦處置當を失するの大なるものなり。然りといへども、竝び存する者は、必ず宜しく漸を以てその權を收め、而し

權類—大敗
恇悻—畏れ
て胸さわぐ

てその争ひを制するあるべし。然らざれば是兵を樹つるなり。是法皇と當時の公卿との能く辨ずる所に非ず。而して賴朝の智略絶世にして、能く禍亂を定め、事權を併する、亦時運の此に致すもの、人力の能くする所にあらざるか。

○後鳥羽天皇 (其四)

賴襄曰く、國の大政は二のみ。曰く兵。曰く食。二者は國の盛衰する所以なり。兵ありて食なくば、以て之を養ふ無からん。而して食の生ずる所以は民に在り。故に民を本と爲し、食之に次ぎ、兵又之に次ぐ。我が邦の先王常に自ら儉にして、以てその民を撫す。その民を撫するは、その食を豊にする所以。その食豊なるが故にその兵強く、以て海外諸國を威制す。是王政の興隆する所以、禮文の備具する所以なり。その後徒に禮文を事としてその本を遺れ、流れて奢靡と爲り、その民を克剝し、而して兵を將吏に委ぬ。將吏自らその計策を以て糧餉を蓄へ、士卒を養ふ。而も朝廷省みず。是王政の衰頹して、武門之に代りて興る所以なり。是に於て、守護、地頭を諸國に置き、以て兵を掌らしめ、段毎に五升を課し、以て食を調ふ。而して天下は一變せり。世、源賴朝の雄略蓋世能く此業を創めた

禮文—典禮
文物—租稅
克剝—租稅
を請求する
事

民牧—人民を支配する官吏
驍虓—強武
○頼朝爲政の本を知る

麗都—美麗にしてみやびなり

るを知りて、而して能く此業を成す所以は自ら其本あるを知らざるなり。其奏するを觀るに、領する所の九國に逋租を蠲き、因りて諸國之に准せんことを請ふ。又奏すらく、兵興以來、民農に暇あらず。關東の疲弊殊に甚し。今より民力を量りて、賦税を收めむと。平賀義信を以て武藏地頭と爲す。惠政あるや。因りて之を旌し、以て凡そ民牧に任ずる者を風す。その陸奥を定むるや、凡そ政は皆秀衡の舊規に因り、變更する所あるなからしむ。亦民を擾るを慮れるなり。嗚呼、是時に當りて、天下方に驍虓の將を貴び、進取の功を喜ぶのみ。而して頼朝獨孳々として民を養ふを以て務と爲す。爲政の本を知ると謂ふべきなり。唯然り、是を以て能く歳々師を出し、一舉して義仲を殲し、再舉して宗盛を殲し、三舉して泰衡を夷ぐ。四海の内、一草一木、その風に靡從せざる無し。以て遂に無前の大業を翔建す。その本は此に在り。曰く、此に在るのみか。曰く、未だし。頼朝嘗て侍臣の衣服麗都なるを見て曰く、「汝、千葉常胤、土肥實平等の自ら奉ずる所を見ざるか。彼その志、多く兵卒を養ひ、國の爲に功を建つるに在り。汝小臣乃ぞ敢て爾」と。命じて刀を取り、親らその裔を截る。夫れ頼朝の小臣を戒むるに、常胤、實平を引く。己の領する所、常胤、實平に什百倍すといへども、而も敢て奢侈ならざる、知るべきなり。是の多事

寇—強奪す

堅—甲冑
銳—利劍

伊勢氏—北條早雲

の日に當り、能く逋租を蠲き、民力を養ひて、足らざるを患ひざる所以なり。頼家、實朝、坐してその業を享く。蓋し然る能はず。能く然る者は、乃ち北條氏の盛衰相逋ふ所以なり。

○土御門天皇 (其二)

頼襄曰く、源頼朝は深く天下の形勢を知る。その天下を經營するや、備に次第あり。大要は自ら用ひずして人を用ひるなり。その東國に起るや、躬ら堅を被り、銳を執り、敵と血戦するもの、石橋の一役のみ。親ら平氏と對軍するもの、富士川の一次のみ。已にして入りて鎌倉に據り、八州の豪傑を用ひ、以て自衛す。曹操の兗州に據り、高歡の晉陽に據れるが如し。力を蓄へ、威を養ひ、以て天下の釁を觀、未だ嘗て輕しくその兵を用ひざるなり。源義仲の起るに及び、則ち一たび自ら大兵に將として之に臨み、その跡を北陸に徙せるは何ぞや。八州は形勢の地たりといへども、甲信を得ざれば、則ち國を爲さず。後世伊勢氏八州を擅にし、而も一たびもその鋒を西し得ざる者は、甲信人の塞ぐ所たればな

精悍—精強
勇悍

硝、黃—芝
硝、大黃
朮、苓—白
朮、茯苓

り。頼朝蓋し之を知る。已に信濃を得れば、兵を中原に出だすこと易し。而も肯て出でず。義仲をして、先づ之を試みしむ。義仲百戦して平氏の鋒を挫く。而してその鋒亦少しく鈍れり。是に於て、頼朝徐に起ちて、以て其後を制す。故に力を用ふることに約にして、功を收むるは倍せり。是義仲亦頼朝の用ふる所と爲ること、猶其範頼、義經を用ふるがごときなり。世傳ふ、範頼は義經の精悍に若かず。而して頼朝は之を同視せり。又彼を惡み、此を愛す。獨此を遣はして先づ往かしめ、その久しく功無き及び、乃ち彼に命ず。醫の善く疾を治むる者、既に硝、黃を用ひて、又朮、苓を用ふるを知らず。義經は硝、黃なり。獨用ふべからず。必ず範頼の朮、苓を配し、然して後以て効を奏すべし。一谷は是なり。鹿を捕ふ者は、持して之を角す。持するもの緩ならざれば、鹿將に覺りて先づ遁れんとするなり。故に先づ範頼を遣はして之を持し、而して後義經を以て之を角す。以て平氏を獲たり。八島、壇浦是なり。人に左右の手あるが如し。右手尤も用ふべきなり。而も左手無くんば、右手の功を成す能はず。故に頼朝は善く人を用ひて、己その功を收むる者なり。その範頼、義經を用ふるや、猶向の義仲を用ふるが如きなり。是を以て既にその功を收むれば、則ち用ふる所の者を殺す。惟むに足るもの無し。東南の未だ定まらざるに當りては、奥羽を度外

趙匡胤—宋の太祖

○人を用ひ、また人に用ひらる

に置く。趙匡胤の大原を後にするが如し。その大に力を用ひざる可からざるを知ればなり。其既に定まる、是に於てか、再び自ら大兵に將として以て之を治む。然も亦人を用ひざるにあらざるなり。初め泰衡をして義經を殺さしむ。已に義經を殺せば、則ちその早く殺さざるを以て、泰衡の罪と爲し、以て兵端を起す。是泰衡と義經とを互用して、以て奥羽を取れるなり。豈に翅に此のみならんや。藤原兼實と十議奏とを用ひて、以て朝廷を制し、六十六人の追捕使を用ひ、以て七道を制す。その終始人を用ひて、以て天下を經營せる、巧といはざる可けんや。然り而して北條氏の袖手してその成功を窺ふを察せず。その巧猾猜忍、自ら手足を剪りたるは、以てその篡を資くるに足れるのみ。則ち是己も亦北條氏の用ふる所と爲りて、而も自ら知らざるなり。哀まざる可けんや。

○土御門天皇 (其二)

頼襄曰く、天下を經營し、大業を建立する者は、誰か其子孫をして長く之を守らしめんことを欲せざらんや。是に於いてか、爲にその忌む所の者を除き、以て之を信する所の者に託す。人々皆然り。然りといへども、當に信すべき者、未だ必ずしも託すべきものにあらず

部曲一族
從類
○頼朝の心
事

るなり。忌むべき者、未だ必ずしも除くべきものにあらざるなり。當に信すべく、當に忌むべき者を並び存し、以て相制せしむ。是之を善く子孫を慮ると謂ふべしのみ。源頼朝、父祖の餘威を藉り、その舊部曲の擁戴する所と爲り、終に海内の兵權を總ぶるを得たり。故にその同姓を忌むは、それも亦吾爲す所を爲さんことを恐るゝなり。弟義經の威名軍中に著るゝが如き、最もその忌む所なり。故に意を決して之を除く。必ずしも梶原景時の讒を待ちて、而して然るにあらざるなり。而して後、その子を妻父に託す。以爲らく、彼に在りては亦外孫たり、吾死すといへども、當に吾に代りて以て之を扶殖すべし。是眞に當に信すべく、當に倚るべき者なりと。嗚呼、亦何ぞ子孫のその信倚する所の者の手に死するを圖らんや。大凡外戚を信じて、骨肉を忌むは、習俗の私見なり。夫れ頼家小臣を嬖し、横恣忌む無きに至り、以て士心を失ふは固よりなり。然れども、吾其嬖する所の者を觀るに、概ね皆比企氏の支族なり。亦父の爲す所を視て、専ら戚黨を親信するにあらざるを得んや。是に於いてか、子の戚、父の戚と交闘ひて、而して源氏の業は墮ちぬ。是の時に當りて、大江廣元の如き、中立自ら全くせる。惟しむに足ること莫し。惟しむ所の者は、畠山重忠、忠鯁不倚の者と稱するも、亦北條を助け、比企を伐ち、その君の子を殺して恤へざるは

忠鯁—忠直

鈴制—箝制

何ぞや 他無し、亦戚黨を助くるのみ。已にして重忠終に北條に斃さる。源氏と以て異なる無し。甚しきかな、私見の免れ難きや。頼朝何ぞ近く之を王家に鑑みざるや。王家の衰ふる所以のものは、専ら外家に信倚するに由るにあらざるや。王家の古制、親王を以て政を視しむ。王族の姓を賜ふ者、毎に藤原氏と與に、相府に參列す。是先王の遠慮深識なり。守りて變ぜざれば、則ち何ぞ彼が如きに至らんや。今頼朝をして、亦能く、範頼、義經等を存せしめ、各以て數國の地頭と爲し、幕府の評定に列せずといへども、大議ある毎に、必ず焉に參せしめば、則ち北條氏忌憚する所ありて、敢て專にせざりしならん。唯その外戚を偏信し、復之を鈴制する者無し。是を以て一たび暝して禍作り、中外環視するも、敢て齟齬する莫し。故に曰く、信ずる所と忌む所とを、並び存するに若く母きなりと。夫れ人は忌む所無かるべからず。吾獨吾が信ずる所の者に任せば、吾が信ずる所の者、獨胸臆を行ふも、何を以てか之を禁ぜん。故に其をして亦忌む所あらしむ。夫れ吾が信ずる所の者は實は吾が當に信すべき所にあらざるなり。吾が忌む所の者は、實は吾が當に忌むべき所にあらざるなり。吾忌む所の者は、吾信ずる所の者の忌む所なり。之を並び存すれば、天下相忌み、相憚り、而して子孫以て業をその間に守るを得ん。習俗の見を脱し、而し

て深く天下の機を見る者にあらざれば、安ぞ與に此を論ずるに足らん。

○土御門天皇 (其三)

姦猾一わる
がしこし

頼襄曰く、時政の姦猾は論ずる無くして可なり。而もその情を視るに曉るべからざる者あり夫れその頼家の病篤きを視て、その業を分ちて、其子と弟とに傳へんと欲する者は、比企氏の己が權を撓めんことを慮れるに似たり。能員その議を是とせず、之を頼家に告ぐるに及びて、事已に迫れり。故に能員を殺し、頼家を幽す。亦然らざるを得ざるなり。之を殺すに至りては、則ち甚し。然りといへども、猶一幡の故を以て、その己を讐とせんことを懼ると曰ふがごとし。實朝を廢し、朝雅を立てんことを謀るに至れるは何ぞや。兩つながら外孫なり、己にその一を殺し、又その一を廢して、之を婿に與へんと欲す。豈に彼を生む者は前妻の女なり、故に愛せずして、之を殺し、之を廢し、此に配する者は、後妻の女なり、故に愛して之を立つと曰ふか。重忠も亦その婿にあらずや。而して之を殺すは何ぞや、兩つながら女の夫なり。一は之を殺し、一は之を立てんと欲す。亦配する所、前後妻の出の異なるあると曰ふか。何ぞ其情を用うるの迂繆なるや。且つ終に能く朝雅を立て

迂繆一回り
遠くしてあ
やまる

○唯私なり

強一四十、
義時當時四
十三
同母女兄一
政子
甥一實朝

しめんか、則ち往日の頼朝と依然たり。何ぞ實朝を存して己外祖の重に據るに若かんや。豈それ老悖にして智慮顛倒せるか。抑姦の極、反りて愚に歸するか。蓋し時政初め頼朝を擁して事を擧ぐるや、頼朝の爲に計れるにあらず、之を借りて、以てその私を樹てんと欲せるなり。唯私なり、故に愛憎變ず。頼朝の威己を壓し、既に没すといへども、その子己を臣視するが故に、朝雅を援けて、以て新恩を市らんと欲せるか。彼君に長ずといへども、頼朝父子と勢當に懸絶すべきなり。重忠は之に従はざる者、故に先づ之を除けるか。或曰く「此義時の爲に出づるなり。時政七十に垂として、なほ權を捨てず。而して義時己に強、故に速にせんと欲せるなり。その父、後母に惑ふといふ者は、同母女兄を誑くの説なり。その朝雅を立てんと欲すといふは、甥を怵れしめしなり」と。

○順徳天皇 (其一)

頼襄曰く、和田義盛の事を擧ぐるは、實朝に反するにもあらず、亦實朝に忠なるにもあらざるなり。特に北條義時を疾みて、その權を奪はんと欲す、故に實朝を取りて以て之

或曰一讀史
餘論の説

を治めんと謀り、而して克たざりしなり。或曰く、「義盛、實朝の密使を受け、以て義時を圍り、反りてその激する所と爲りて怒り、輕舉以て敗る。故に實朝嘗て之を眷顧し、又その孫朝盛を寵す。事作るに及び、將士屬する所を疑ふ、以て見るべし」と。吾謂へらく、激して怒るは則ち然り、密旨を受くると曰ふは則ち然らず。夫れ義盛は、利を見て義を知らざる者なり。初め頼朝を困窮に要し、預め侍所別當とならんことを求む。その人此の如し。故に一幡の禍、頼家之に命じて、北條氏を討たしむるや、乃ち先づ之を時政に告げ、以て頼家を誤る。何ぞ敢て實朝の旨を受けて、以て義時を圖らんや。實朝も亦義時の姦を察し、義盛を引き自ら援くるに至らざるなり。その頗る之を眷するものはその事に更せるを以て、談説を聽かんと欲せしのみ。朝盛を寵するものは、善く歌ふを愛せしのみ。其朝盛を戒しむるを觀るに、宗族と同じく亡ぶることなからしむ。誠に密謀あらしめば何を以て之を言述に顯はす事此の如くならんや。且つ義盛も亦何を以て、族を擧げて嗷訴せんや。凡そ是人を圖るものは是人我に唾し、我を罵るも、我肯て怒らざるなり。怒る者は之を圖るにあらず、之をして怒らしむるもの、乃ち之を圖るなり。吾故に曰く、義時實朝と義盛とを圖ると。夫れこの事何に由りて起れるか。泉親衡千壽を擁して兵を起す。千壽は故頼

更せる一老
熟せる

嗷訴一さわ
ぎ訴ふ

強宗一つよ
き一族の首
領

家の子にして、是實朝の大に忌惡する所なり。而るに義盛の子姪焉に黨す。故に義時その畏るゝに乗じて、之を讒構して曰く、「頼家の爲に仇を復せんと欲す」と。然らざれば、和田氏の強宗たるを知り、公然その姪を縛し、以て面之を辱しめんや。夫れ人に唾し、人を罵りて、而して顧みざる者は、必ず恃む所あるなり。義時の之を爲すは、實朝の之を畏忌するを恃むにあらずや。將士屬する所を疑ふは、則ち實朝幕府に在らざるを以てなり。故に其の手書を以て之を令して、而して定まる。嗟夫、義盛、實朝に忠なる能はずといへども、而も能く義時を疾める者なり。義盛亡ぶるや、則ち義時復憚かる所無し。而して實朝勢孤なり。是を以て遂に義時に斃さる。而してその之を斃すや、則ち頼家の子を使ふは、乃ち義盛を讒構する所以にして、自ら之を用ふるなり。

○順徳天皇 (其二)

頼襄曰く、北條義時のその君を弑するや、己手を下さざるなり。手をその君の從子に假り、而して後從子を誅し、賊名を脱れて討賊の名を取り、以て君の國を奪ふ。人敢て議する莫し。古より君を弑するの陰狡巧黠なる、未だ義時の如き者あらざるなり。然れども亦、學

陰狡巧黠
險狡猾

奔らしめ
私通せしめ

猊貅—武士
榮載—上包
あるほこ

ぶ所あるなり。誰にか學ぶ、曰くその父に學ぶなり。その父之を爲して、而して中らず。その子再び之を爲して、而して中る。術至ると、未だ至らざるとにあるなり。初め時政その女を縦ちて、頼朝に奔らしめ、而して知らざる爲する者は、頼朝を居きて、奇貨と爲さんと欲するなり。終に之を擁して事を擧げ、事成るに及び、その死を速にし、外孫を立て、己その家を專にせんと欲せしなり。何を以てか之を知る。富士野の獵、曾我の二孤その父仇を復す。以て已む可し。又大將軍の幕を犯すは何ぞや。曰く、遂に祖父の仇な復せんとするなりと。それ十萬猊貅の衛榮載の環列を以てして、敢て突入して刃をその腹に刺さんと欲す。豈に大援の、内に之が主となる者無くして然らんや。時政嘗て二弧を眷し、親らその少者に冠し、その名の偏を與へて、之に名づくるに至る。蓋しその父仇を復するの便を指教せるなり。而して祖父の仇に至りては、則ち陰に人をして之を嗾せしむ。當時、事鎌倉に聞ゆるに至り、政子をして驚泣せしめしは、則ちその危知るべきなり。幸にして免るのみ。故に曰く、之を爲して中らざるなりと。義時曾我の子と、結びて兄弟と爲る。蓋しその故を知ればなり。故に焉を學ぶ。蓋し亦人をして公曉に嗾せしめて曰く、「今將軍は、子の父仇なり。子その拜賀を伺ひ、刺して之を斃せ」と。又之を賺して

衷甲—裝束
の下に腹巻
を著するこ
と

蹤跡詭祕—
跡をかくす
端倪—事端
歌—出でて
いなば主な
き宿となり
ぬとも軒端
の梅よ春を
忘るな

曰く、「苟も能く今の將軍を斃さば、則ち子は故將軍の子なり。以て之に代るべし」と。公曉の事を成すを觀て、三浦義村に報じて、己を迎へしむ。而して義村之を告ぐ。義時輒ち命じて之を殺さしむ。その口を滅するなり。故に曰く、再び之を爲して中れるなりと。而して義村はその謀に與する者なり。大江廣元も亦その謀を知りて、而して知らざる爲する者なり。史に稱す、廣元は義時と議し、實朝驛に官位を進む、必ず禍殃に嬰らんことを諫むと。又實朝に、未だ昏れざるに及びて禮を行ひ、衷甲して往かんことを勸むめしも、聽かずと。皆事後に於て衆に飾言し、以て己その謀を知るを掩ふのみ。豈拵はんと欲して、益顯はるものには非ずや。夫れ義時の狡黠、此の如きを以てして、亦多智の士之が腹心と爲る者あり。一時の老臣宿將、蓋し頗るその故を察知す。而して蹤跡詭祕、能く端倪を見はす莫し。故に政子の智を以てして、終身悟らざりしなり。況や實朝の執袴乳臭をや。日にその機械ありて省みざる、曷ぞ恠しむに足らんや。或は稱す、「實朝、禍迫りて解免すべからざるを知り、宋に赴き之を遁れんと欲し、工に命じて船を造りしが、用ふべからずして止む。拜賀の夕に及びて、將に出でんとするや歌を作りて訣を爲す」と。吾以て皆戲と爲すなり。審に然らば、何ぞ政子に告げざることあらん。政子之を聞かば、必らずや大に諸

二歳の嬰兒
— 賴經

將士を會し、義時を窮詰し、座につきて之を囚へ、而して特にその族を釋さば、則ち朝を終へずして事定まらん。實朝優柔といへども、而も政子あり、之を辨するに難からず。且つその子を愛すると、その弟を庇ふと、その情孰か重き。故に曰く、悟らざるなりと。猶その父の、其夫を危くするを悟らざるがごときなり。然らば則ち北條氏のこの謀を蓄ふる數十年、今にして之を發して中れるなり。而して自ら代りて立たざるは何ぞや。曰く、人をして之を仆さしむ。故に亦人をして代りて立たしむ。苟も己代りて立たば、世將に己を立てんと欲して之を仆すと曰はんとするなり。故に敢て立たず、而して二歳の嬰兒を引ききて之を立つ。曰く、「是も亦故君と連姻する者、以てこの位に立つべきなり」と。その實は猶ほ木偶を立てるがごときなり。故に稍知覺運動すれば、則ち之を去り、更に知覺運動せざる者を立てよ之に代ふ。是北條氏の本謀にして、九世に貽す所以のものなり。

○九條廢帝

承久の事、倍臣を以て、天子を放流す。天地反覆せり。論者皆曰く、「後鳥羽上皇の非舉、自ら禍敗を取る。北條義時己むを得ずして闕を犯し、無道の君を廢して以て天下を安

延攬—引き
寄せ
遵養時晦—
兵を養ひて
潛に時を待
つ
泄沓—うか
うかと暮す
○志あり
て謀なし

んず」と。噫、假にこの事をして克たしめんか、則ち必ず曰はん、「王師東伐、強藩誅に伏し、盛徳大業、前に光き後に垂る」と。故に彼の成敗に因りて事を論ずる者は、必ず天下の是非を顛倒す。以て辨ぜざるべからず。賴襄曰く、上皇は有志の君と謂ふべきなり。然りといへども、苟も此志あらば、憂思勤勵、英雄を延攬し、遵養時晦を觀て而して動くに非ざれば、萬一を庶幾すべからざなり。乃ち遊宴泄沓、區々の膂力を耀かし、自ら刀劍を鑄るに至る。その共に謀る所は、嬖寵の公卿に非ざれば、則ち逋逃の將校なり。其從諛を信じ、輕舉妄動して、以て天下の老姦巨猾を圖らんと欲す。難いかな。故に吾上皇を以て、志ありて謀無しと爲すなり。その擧の如きは、則ち非ならざるなり。此にして擧げざれば、王權の日に去るを坐視せんのみ。祖宗の舊物を放ちて、而も恤へざる、可ならんか。曰く、未だその時を得ざるなり。東藩亂に乗じて權を攘むといへども、然も既に此大業を建立す。天下その威を畏れ、その恩に服せざるは莫し。而して空拳を以て、之を擊滅せんと欲す。當時己に此を以て之を諫むる者あり、「是未その時を得ざるなり」と。襄又以て然らずと爲す。曰く、王師の東藩を滅するは、唯この時を然りと爲す。所謂鸞を觀て動くとは是のみ。烏ぞ之を未だ其時を得ざると謂はんや。吾特未だ其謀を得ざるを惜む

危疑相仗り
一危みて互
にたより合
ひ

爵賞一賞
與
旅拒する一
拒む

のみ。何ぞや、夫れ此大業を建つる者は、源氏にあらずや。天下の畏るゝ所は、源氏の威なり。服する所は、源氏の恩なり。北條氏の權を專にする所以のものは、源氏に外戚たるを以てなり。而して陰にその主を殺す者は再なり。その主に心ある者、事に因りて之を誅鋤せんとせる者、數なり。關東の將士、皆その心跡を知りて、而して敢て言ふ莫し。その間豈に慷慨憤激、起ちて之を撃たんと欲する者無からんや。特その食邑を懷ひ、その妻子を顧み、危疑相仗り、能く先づ發する莫きのみ。この時に當りて、朝廷をして智謀の士有らしめば、その誥旨を改め、關東を滅すと曰はずして、源氏を復すと曰ひ、明に之を諷して曰く、「故源頼朝王家に勳勞あり、特に元帥に命じて、汝將士を統べ、之を子孫に襲がしむ。聞く、賊臣あり、その業を篡はんと謀り、その寡妻を欺き、陰にその孤を斃し、異姓嬰孩を立てて、その血食を斷つと。汝將士、世々源氏の恩を受け、之と與に肩を比ぶ。乃ち忍びて北面して之に事ふる。今朝廷盡くその姦を發き、天下の兵を徴して之を誅し、將に更に源宗を擇びて、以て汝が主と爲さんとす。其守護、地頭、頼朝父子の署する所は、盡く安堵故の如くならん。能く王師に先じ、彼の醜類を殲す者は、更に爵賞を加へん。敢て向背を昧まし、詔命を旅拒する者は、同じく戮して赦すなかれ」と。此を以て七道に宣布せば、以て諸

邊定一平定

戈を倒にせしむ一却て北條氏を討たしむ

○北條氏天下を制するの術を知る

豪傑を竦動して、北條氏の膽を破るに足らん。夫れ藤原氏は王氏の子、將士に恩あるにあらざるなり。猶且つ、挾みて以て北條を圖る者あり。況んや源氏を以て之に令するをや。而して甲、信、兩野の諸源之れを聞かば、必ずや人々自負し、皆鼓舞して以て朝廷の用を爲すべし。縦ひ輒ち邊定する能はざらしむるも、何ぞ一敗地に塗るゝに至らんや。唯其關東を滅するを以て號とす。關東滅すれば、則ち將士生活の地無し。故に義時、泰時、以て之を脅して入犯するを得たり。而して我烏合の卒を以て之を禦ぐ。故に曰く、未だその謀を得ざるなりと。夫れ二位尼の將士を勵ますや、大江、三善の徒、之が籌策を畫す。皆源氏の舊業を稱し、その顛墜を扶くるを以て言と爲す。朝廷一たびその指向を同じくせば、則ちこの輩、勢變じて我が徒と爲らざるを得ず。十九萬人、その戈を倒にせしむべきなり。曰く、此の如くば、北條滅すべく、源氏復せざるべからず。而して王權收む可きか。曰く、我之を滅し、我之を復す。徳我に在り。則ち權も亦我に在らん。

○後堀河天皇 (其一)

頼襄曰く、北條氏は天下を制するの術を知ると謂ふ可し。既に承久の難を定め、將を留

木椿一棧

めて京師を鎮するや、六波羅兩府を建て、四十八所の簞卒を置きて隸せしめ、名づけて、宮城を護衛すと爲し。その實は之を鎮壓す。なほ大水の後、既にその決溢の口を塞ぎ、又石柱、木椿を植ゑて、以て後患を防ぐがごときなり。是に於いて遠近屏息し、敢て心を生ずる莫く、四方望みて以て倚安せり。而してその威の被る所、遠きは關西諸道に及び、奔赴して命を聞かざる莫し。之を人に譬ふれば、鎌倉は胸腹なり、西府は臂なり、而して諸道は指なり。胸腹は以て兩臂を使ひ、兩臂は以て衆指を使ふ。關節脈理、運掉自如、能く天下を制する所以なり。彼其承久の亂に懲る。豈直に幕府を移して、京師を鎮せんと欲せざらんや。而して不可なる者あり。何となれば則ち關東はその根本なり、揺すべからざるなり。その巢穴なり。離るべからざるなり。その巢穴を離れ、その根本を揺して、遠く京師に居らば、勢、棲泊寄託の如し、烏、能く天下を制せん。則ち異日の足利氏はこれのみ。故に北條氏は爲さざるなり。泰時の始め鎮を置くや、他の將帥を以て之に充てずして、自らこれに當り、叔父時房と南北に對守す。その任を重んずる此の如し。泰時歸りて、執權を襲ぐに及び、内變あるに遇ふ。輒ちその子と從弟とを遣はし、以て兩府を鎮せしむ。人その留りて以て自衛せんことを勸めて曰く、「鎌倉虞る可きなり」と。泰時曰く、

棲泊寄託一寄寓

諳練一熟知

京師の虞るべきに若かざるなり」と。その之を重んずること知るべし。蓋し北條氏は、足利氏の以て鎌倉に處する所以のものを以て、以て京師に處するなり。而して足利氏は獨之を任じ、北條氏は分ちて之を任ず。足利氏は襲ぎて之を封じ、北條氏は之を更め代ふ。故に足利氏は鎌倉の力を得ずして、而して常にその制し難きを患ひ、北條氏は能く兩府を制し、兩府の力を得、以て天下を制せり。以て後世の法と爲すべし。凡そ兩府を鎮する者は、任久しければ、乃ち召還して政を執らしむ。その京畿西國の事に諳練せるを取る。而してその鎮に在るに當りては、必ずしも汲々として遷るを求めず。隸する所の兵士、又徒に文具を備へざるなり。元弘の際におけるを觀ば、亦驗とするに足らん。又以て後世の法と爲すべし。

○後堀河天皇 (其二)

賴襄曰く、天下を濟ふの才を抱き、而して之を用ひざるは、士の不幸と爲す所以なり。然りといへども、之を用ひて、その當を得ざれば、不幸更に焉より甚しきものあり。之を用ひざるの愈れりと爲すに若かざるなり。夫れ吾が才の、自ら用ふるべからざるや、則

滔天の惡—
大惡
保平以還—
保元平治以
後
廣元の策—
西上の策

ち必ず天下有力の人を求め、その力を借りて、以て天下を濟ふ。是之を人を用ひて以て我が事を成すと謂ふ。以て我が事を成し、而してその人の善惡を擇ぶに暇あらず。善人を得れば可なり。或は惡人に遇ひ、勢中止すべからざれば、則ちその成す所、往くとして惡ならざるは無し。惡の大小は、才の高下に隨ふ。才下なれば、則ちその惡小、才高ければ、則ちその惡大なり。蓋世の才を以て滔天の惡を濟さば、天下の戮と爲らざるもの鮮し。吾大江廣元に於て之を見る。保平以還天下大に亂る。廣元、源賴朝の收むる所と爲り、その計畫を進めて、以て平定を致す。世以て賴朝の廣元を用ふると爲す。吾以て廣元の賴朝を用ふると爲すなり。承久の役、北條泰時廣元の策に由りて、以てその難を靖んず。亦廣元の泰時を用ふるなり。夫れ賴朝の事を擧ぐるは、父祖の舊を撫して、一方に據有せんと欲するに過ぎず。而してその下皆粗猛椎朴、力を戰鬥に効すを知るのみ。廣元の大計を持し、往きて之を教ふるに及び、始めて説びて之に従ふ。北條氏は京師の櫓を得、退きて八州を守らんと欲す。廣元策を決するにあらざれば、天下の亂何の所にか底止する所あらん。廣元この輩を用ふるにあらざして何ぞや。蓋し廣元の才、以て天下を濟ふに足る。而して朝廷の知る所と爲らざるなり。則ち關東の力を借りて、以て之を展へざるを

泛然—水に
泛ぶが如く
偏せず黨せ
ざるをいふ

小白—齊の
桓公

得ず。苟もその力を借りて、以て天下を濟へば、我が事は成れるなり。彼、源氏、北條氏の一起一仆する、我に於いて何かあらん。是を以て、賴家行を失するも肯て諫めず、實朝禍に陥いるも肯て救はず。時政、義時の篡竊を謀るや、肯て齟齬せず。泛然中立して、自ら其禍を免かる。世その志の在る所を原ねずして、その源氏に負くを咎むるは過れり。吾獨その用ひて以てその才を展ふる所の者、その人にあらざりしを惜むなり。廣元獨王朝の世臣に非ずや。己を知る莫くんば、則ち斯己まんのみ。人の力を借るに急にして、その盜賊を助くるを知らざるなり。廣元微りせば、賴朝も亦一桀黠の將帥にして止まんのみ。何ぞ坐して王權を攘むこと、此の如きに至らんや。承久の役、帝王を流竄し、敢て悖逆を行ふも亦泰時輩の能く辨する所にあらず。廣元の故例に附會して處分裁決するを待ち、然る後奉じて之を行ふのみ。夫れ業に己に是人を用ひて以て吾が事を成す。是人敗るれば、敗將に己に及ばんとす。故に力を竭して之を扶けざる能はず。勢の必至、怪しむに足る者無し。而してその罪は、遠く源氏、北條氏の上に出づ。廣元蓋し悔ゆるも及ばざるなり。惜まざる可けんや。抑、吾又廣元の爲に惜むものあり。管仲、小白を用ひ、之をして周を扶けしめ、王猛、符堅を用ひ、之をして晉を侵すこと無からしむ。廣元の才は、以て賴朝、泰時

を用ふるに足れり。則ち之を駕馭箝制し、その噬搏を肆にする能はざらしめ、以て陰に王家に報ずる所以のもの、豈計無しと爲さんや。嗚呼、豈計無しと爲さんや。

○後宇多天皇

○颶風の説はいふに足らず

剪屠慘酷！
斬殺殘忍

國朝、太宰府を置きてより以還、外寇無きにあらず。然れども三韓の小醜に止まり、未だ元寇の患ふ可きが如きはあらざりしなり。而して防ぎて之を卻け、彼をして懲りて復窺はざらしめしものは、北條時宗の力なり。世俗のこの役を稱する者は、曰く、「宗廟の靈に頼りて颶風大に作り、刃に血らずして克てり」と。是言ふに足らざるなり。稍、聞識ある者は、乃ち時宗武人にして謀慮無く、元の使者を殺して此寇を來す所以を咎む。賴襄曰く、使者を殺すも來り、殺さざるも亦來る。之を殺すはその來るを速にするのみ。何となれば則ち忽必烈の志は、我が邦を吞滅するに在り。その趙宋を滅する所以のものを以て來りて我に擬す。先づ使を遣はして書を來し、我が受けざるに因りて、乃ち兵を用ひ、剪屠慘酷以てその威を示す。我の懼れて服せんことを期せるなり。又使を遣はすや、猶和議を以て言と爲す。我をして之を聽かしむれば、則ち我趙宋たり。藩と稱し、幣を納れ、一にその

一江一楊子

決せず！
然たる覺悟なし

寇辱—來攻
侮辱

意の如くならざれば、將に又兵を加へんとす。彼既に我が要領を得。我が罷敵に乗じ、大舉して來る。その勢宋を攻むるよりも便なり。宋は一江を阻て、我は大海を環らす。宜しく守り易きが若くなるべくして、その實は焉よりも難きものあり。彼の宋を攻むるは一而より來り、我を攻むるは四面より來る。吾が要喉を扼し、吾が糧道を斷ち、吾が兵の策應を杜絶す。その禍豈言ふに勝ふべけんや。而して當時の廷議、必ず宋の君臣の如く、苟も禍に近づくを免れ、而してその後を恤へず。兵民の心、亦、宋の將士の如く、敢て防禦を決せず。時宗の如きは、則ち未だ宋の事を知らずといへども、而も能く慮、此に及べるなり。以て早く之を絶ちて以てその來るを速にするの、防ぎ易きに若かずと爲すなり。是を以てその使を斬り、以て懼れざるを示し、以て彼が前日の寇辱に報い、而して我が後日の守心を決す。誰か之を謀慮無しと謂はんや。吾以て、宗廟の靈、時宗の衷を誘ひ、以てこの計を決せしめたり。颶風に在らずと爲すなり。是故に、時宗の元に處し、元を防ぐ所以は唯當時を濟ふのみならず、皆後法と爲す可し。曰く、元に處する所以は則ち然り、元を防ぐ所以は如何と。襄曰く、用を節し力を蓄へ、内は自ら擾敵せず、逸を以て勞を待ち、その方面の兵食に因りて、一將を遣はし、之に令するのみと。曰く、彼幸にして一

面より來れるのみ、四面より來らば、則ち何を以てか之を防がんと。襄曰く、四面皆兵食の在るあり。我之を令する所、襄備さに之を論ぜり。後世をして、萬一忽必烈の如き者に逢ことあらしめば、必ず趙宋を以て戒と爲し、而して時宗を以て法と爲さしめん。

○伏見天皇

北條氏の悖逆や極れり。承久の亂 既に言ふに忍びざる所。敢て天子を廢立し、宰輔を進退し、大將軍を易置すること、奕棊の如く然り。而してその家九世に傳ふるを得。天道なきか。頼襄曰く、天道あるが故なり。天の君を立つるは民の爲なり 君の爲に非らざるなり。而も暗君は以て己の爲と爲す。なほ君の相を置くは、民の爲めなり、相の爲に非ず、而も庸相は以て己の爲と爲すがごときなり。吾前聖王、仁徳の若き、天智の若き、光仁、桓武、宇多、後三條の若きは、則ち然らず。天の己を立つるは民の爲なるを知れり。是を以て自ら儉勤して以て民を養ふ。その相臣も亦、君の己を置くは民の爲なるを知れり。是を以て君の心を體し、以て民を養ふ。民を養ふは、君に報ずる所以にして、唯官爵を貪るのみにあらず。官爵を貪るのみなる者は、中古以下の相を然りと爲す。曰く、「吾は關白なり、吾は攝政なり」と。以て天下に驕る。而して攝政、關白の職何の職たるかを知らざるなり。唯相のみ然りと爲さず、人主も亦然り。曰く、「吾は天皇なり」と、以て天下に驕る。而して天皇の職、何の職たるかを知らざるなり。未だ之を得ざれば、之を得るを以て務と爲し、奔競争攪、廉恥を喪じす。己に之を得れば、即ち奢泰淫佚を務め、位を以て樂と爲し、以て天下の民力を竭し、而して以て當然と爲す。是を以て盜賊公行するなり、夷虜内犯するなり。則ち曰く、「是武臣の任のみ。我親治する所に非ざるなり」と。噫此の如くにして、以て長く天職を持し、以て民上に託せんと欲するも、天豈之を聽さんや。所謂武臣といふ者は、則ち終身百戰し、以て民害を除き、而して朝廷の官爵を得る能はず。官爵は名なり、權利は實なり。名は朝廷に出で、而して實は天に出づ。天その實を以て源氏に與ふ。曰く、是嘗て力を民に竭す者なりと。故に源氏天下の實を收め、而して朝廷はその名を擁するのみ。然れどもその右大將、征夷大將軍と曰ふ者、その實を有せり。故に朝廷も亦從ひてその名を與ふるなり。その子孫に至り、乃ち虛名を貪り、以て實禍を買ふ。又その職を忘れて、驕奢淫佚を樂む。その權利北條氏に歸する所以なり。北條氏別に主を立て以て、源氏の名を嗣ぎ、而して己その實を守る。唯その實を守る

○天道あるが故なり
庸相—凡庸の宰相

奢泰淫佚—おごりてみだらなること

○官爵は名なり權利は實なり

す。曰く、「吾は關白なり、吾は攝政なり」と。以て天下に驕る。而して攝政、關白の職何の職たるかを知らざるなり。唯相のみ然りと爲さず、人主も亦然り。曰く、「吾は天皇なり」と、以て天下に驕る。而して天皇の職、何の職たるかを知らざるなり。未だ之を得ざれば、之を得るを以て務と爲し、奔競争攪、廉恥を喪じす。己に之を得れば、即ち奢泰淫佚を務め、位を以て樂と爲し、以て天下の民力を竭し、而して以て當然と爲す。是を以て盜賊公行するなり、夷虜内犯するなり。則ち曰く、「是武臣の任のみ。我親治する所に非ざるなり」と。噫此の如くにして、以て長く天職を持し、以て民上に託せんと欲するも、天豈之を聽さんや。所謂武臣といふ者は、則ち終身百戰し、以て民害を除き、而して朝廷の官爵を得る能はず。官爵は名なり、權利は實なり。名は朝廷に出で、而して實は天に出づ。天その實を以て源氏に與ふ。曰く、是嘗て力を民に竭す者なりと。故に源氏天下の實を收め、而して朝廷はその名を擁するのみ。然れどもその右大將、征夷大將軍と曰ふ者、その實を有せり。故に朝廷も亦從ひてその名を與ふるなり。その子孫に至り、乃ち虛名を貪り、以て實禍を買ふ。又その職を忘れて、驕奢淫佚を樂む。その權利北條氏に歸する所以なり。北條氏別に主を立て以て、源氏の名を嗣ぎ、而して己その實を守る。唯その實を守る

原衛一元の位

なり。故にその世々務むる所、民を養ふに在り。民を養ふは、自ら儉し、自ら勤むるにあらざれば不可なり。吾務めて心をその實に盡すと云ふのみ、名は吾が敢て貪る所にあらずと曰ふが如きなり。是を以て北條義時官を遷さるといへども、猶原衛を稱し、子孫皆その遺志に循ひ、相摸守、武藏守に終る。而して相摸守、武藏守、能く大將軍を易置し、能く攝政、關白を進退し、能く天子を廢立するは何ぞや。天下の實、此に在ればなり。天下の實此に在り、而して自ら儉勤して以て民を養ふ。是天位にあらずして、天職を爲すなり。前聖王、良相の爲すところに及ばずといへども、其意を得るものに庶幾からん。而して當時、天子と、宰輔將軍と、徒にその名を擁し、以てその實を敵とし、その權を收奪せんと欲するも、而も天の右くる所彼に在りて此に在らざるを知らず。然らずば、烏ぞこの悖逆無比の賊を以てして、九世に傳ふるを得んや。高時に至りて、一たび矯奢淫佚を爲せば、則ち天誅踵を旋さず。嗚呼、豈天道なからん。

○後二條天皇

賴襄曰く、兩統迭立の議の、北條氏に出づるは、なほその攝家を分ちて五派と爲すがごと

踵を旋さず
一直に至る

○巧詐の極
罪譴—罪科
の譴責

紛々たる—
ごたごたと
したる事
陵替—衰弱

し。その勢をして、相争ひて相合せざらしめ、而して我その間に於いて、權を持し、恩を樹つるを得、巧詐の極と謂ふべし。而してその滅亡を取るは、實に此に基く、夫れ赫々の天統を以てして、敢て之を分析し、以て己に便にし、十年毎に相更ふるに至りては、惡ぞ罪譴を祖宗の靈に獲ざる者あらんや。蓋し後嵯峨の、後深草、龜山二帝を生むは、その母同じきなり。而して後嵯峨、専ら意を龜山に屬し、母后に遺誡して、龜山の後を以て、永く皇統を承けしめ、後深草に付するに封邑を以てす。則ち大統己に定れり。故に後宇多は龜山の子を以て嗣立す宜きなり。而して後深草勢を失ふを以て憤懣し、北條時宗に倚りて、以てその子を立つ。伏見帝又北條貞時に倚りて、以てその子を立つ。而して後宇多は、先皇の遺旨を持して之を詰る。是に於てか、迭立の議出づ。宜しく己むを得ざるに出づるが若くなるべきなり。然れども、後深草、伏見の託に當りて、時宗、貞時をして、正義に依りて之を辭せしめば、何ぞこの紛々たるあらんや。辭せざる所以のもの、是以て我が權を持し而して我が恩を樹つべきを謂ふに非ざるか。抑亦故あるなり。後嵯峨、北條氏の立つる所と爲るといへども、然も常に陰に皇道の陵替を憤りて、而して匡復を冀ひ、己その時を得ずといへども、之を子孫に望む。以爲らく、後深草の孱弱爲すあるに足ら

す。龜山の英氣材力あるを見、以て庶幾す可しと。史に稱す、朝廷に阪上田村の鎮國の劍あり、後嵯峨崩するに臨み、后に屬し、竊に之を龜山に付すと云ふ。夫れ田村は能く東夷を誅せる者にはあらずや。伏見帝の貞時に告ぐるを觀るに、曰く、「龜山毎に承久の事を切齒す。その後を立つるは卿の家の利に非ず」と。然れば則ち、當時中外、頗るその旨を察す。是北條氏の後深草の統を右くる所以なり。龜山の皇孫を愛し、その位を得んことを祈るは、なほ後嵯峨の己に於けるがごときなり。花園の儲を議するに及び、當に後二條の子を立つべし。而して後宇多曰く、「吾慮ふ所あり、故に先づ後醍醐を立つ」と。是に由りて之を觀るに、兩皇も亦其時を得ずして、之を子孫に望めるなり。而して後醍醐能くその望に負かず、宿猾を斧鉞の下に誅し、復雪ぎ難きの大辱を除く。後嵯峨の志、是に於いてか成れり。而らば列聖在天の靈、以て少しく慰むべきなり。而して伏見の統、毎に之を仇疾し、毎に關東の間諜と爲る。光嚴、北條高時の立つる所と爲り、光明又足利尊氏の擁戴する所と爲るや、皆欣然之を受けて辭せず。夫れ兩統均しく後嵯峨に出で、源を同くし、本を同くす。宜しく其その恥を恥とし、その仇を仇とすべきなり。而して此の如し。その後南北分争すること、五十餘年。八洲の生靈、肝腦地に塗る。叛臣の罪といへども、

宿猾—老賊

肝腦地に塗る—悲惨酸鼻を極む

亦王室の懿親を思はざるなり。兩統合—に及び、足利氏も亦迭立の議を擧ぐ。故に海内嗷然を致す。夫れ足利氏の勢は、北條の比にあらず。復權を持し、恩を樹つるを事とすべき無し。而して仍その故を襲ぐ。その禍亂止まず、骨肉相殄せる、豈に亦祖宗の讎を獲る者に非ずや。

○後醍醐天皇 (其一)

頼襄曰く、承久以後、天下の武人、一人の北條氏に叛する者なし。此に至り、陸奥の人安藤堯勢叛す。鎌倉兵を遣して之を撃つや、克たず。土の北條氏に叛する者こゝに生まれり。而して北條氏兵威の細も、亦此に生まれり。王師なしといへども、その亡ぶるや決せり。況や天討之に乗するをや。夫れその兵卒、必ずしも缺あるにあらざるなり。糧餉必ずしも乏しきあるにあらざるなり。將師必ずしも才無きにあらざるなり。昔は新造の家、嚮背未だ定まらざるの時を以てして、而も能く天子の討に抗拒し、六軍の勢を挫くこと、枯を摧き、朽を拉ぐが如し。今累世の權、四海盡服の威を藉り、乃ち一安藤堯勢に克つ能はず。是の故何ぞや。兵の強弱は、その鋒に在らずして、その本に在り。本弱なれば、則ち末細す。

兵威の細—兵威の衰退—○王師を待たず亡ぶるや決せり

挺然—眞直に立つ形

頑率奢傲—頑冥驕奢

之を木心の蝨に譬ふ。その未だ蝨せざるに當りてや、加ふるに大風暴雨を以てして、挺然折れず。一たび蝨を得。蝨はその心のみ。その幹の壯、枝葉の茂依然たるも、童稚之に攀揺するも而も動くなり。故に北條氏の兵力依然たるも、高時一たび頑率奢傲を爲し、以て人心を失ふや、則ち衰細を招くこと此の如し。抑唯此のみならざるなり。其外戚と家宰と、その政を專にし、政は賂を以て成る。是北條氏の大蝨なり。堯勢その族と共に邑を争ひ、而して内管領に訟ふ。長崎高資兩つながらその賂を受けて決せず。怨みて叛する所以なり、討ちて克たざる所以なり。豈後世の戒と爲すべからずや。北條氏の先世、外戚と家宰となきに非らざるなり。而も未だ政を專にせず。義時、泰時の際、三浦氏外戚を以て謀議を輔け、而して時頼の世、安達氏又外戚を以て之と相軋る。時頼、安達氏を右け、以て三浦氏を滅し、貞時又安達氏を滅す。其親漸く遠く、愛憎遞に變ず。その勢固より然り、恠しむに足るもの莫し。時頼、貞時の心を推せば、猶ほその畠山氏、和田氏を滅すがごとし。適以てその逼を除くに足るのみ。而して貞時既に安達氏を除きて、而して復秋田氏に親倚す。それ妻父なり、而して安達氏を除く所以のものは、平頼綱の力に由る。それ内管領なり、頼綱敗るといへども、その甥長崎圓喜又宰と爲りて政を爲し、而して高資其子を以て襲けり。貞

宦官—宮中奥向の吏

天道云々—老子の語

秕政—惡政

時没するに臨み、高時の幼弱を顧み、圓喜と秋田時顯とに遺囑して、之を輔佐せしむ。以爲らく、宗族は孤を託するに足らず、孤を託するに足る者は、外戚と家宰とに若く莫しと。而してこの二者實に北條氏を亡すを知らざるなり。なほ東漢の外戚宦官、消長を相爲して、終に二者に亡ざるよがごとし。貞時初め外戚を患ひ、内管領に頼りて以て之を滅し、懲りずして、秋田氏に倚る。已にして内管領横邪を以て敗れ、又懲りずして長崎氏を用ふ。何ぞ其不明なるや。故に北條氏の亡ぶるは、獨高時の罪のみならざるなり。然りといへども、北條氏の源氏に於ける、實に外戚と家宰とを兼ね、而してその親倚する所と爲り、以てその家を篡ふを得。嗚呼流俗の見、毎に禍敗を速く、一世に非らざるなり。而して天道還るを好むこと、此の如し。亦獨貞時を罪すべからざるなり。

○後醍醐天皇 (其二)

頼襄曰く、後醍醐即位の初、政治に勵精し、恤民の典を舉行す。而して關東秕政多く、人心服せず。朝廷と東藩と、勝負の勢、兵刃を交ふるを待たずして決せり。夫れ鷲鳥の搏せんと欲すや、必ずその翅を斂む。その翅を斂めずして、その搏撃の機を露さば、適以

蒙塵—天子
變に遭ひて
て都の外に
遁る

訪求諮謀—
たづね求め
て謀る

て困敝するに足るのみ。正中、元徳の際、其然らずや。同謀の公卿武人、既に囚執せられ、北條氏をして更に本源を究詰せしむ。豈に危殆ならずや。帝の誓書を關東に下すは、龜山の例に沿るといへども、その計たる、窮且醜なりと謂ふべし。東吏の再來するに及び、又苟且詭詐の謀を用ひ、一時を僥倖す。智勇忠義の士ありて、その謀略を施すといへども、而も機會は皆失し、その蒙塵を救ふ能はざるなり。幸にして賊の衰運に投じ、義旗四合するを得て、纔に歸闕反正を致すのみ。向に帝をして、その鋒を藏め、その銳を養ひ、賊を圖るの謀を捨て、而して益自治の術に務め、賊已に人心を失ひ、叛者驟起、その罷極するを俟ち、その將に墜ちんとするを擠さしめば、力を用ふること寡くして、而して後患なからん。何ぞ必ずしも兵と曰はんや。且帝をして兵を已む能はざらしめんや。楠正成の如き、近く畿甸に在り。その平時に及び、訪求諮謀せば、必ず萬全の策あらん。行在を形勝の地に寄せ、以て四方の豪傑を招聚し、その義を知り、順に効すと、憾を北條氏に釋かんと欲する者と、將に雲合霧集せんとす。天下の事、以て指顧して定むべし。必ずしも偽器を光嚴に授けざらん。必ずしも寵爵を足利尊氏に許さざらん。帝の爲す所の如き、その濟るものは幸なり。然らずば、承久と異なるもの幾ど希からん。然りといへど

崎嶇憂辱—
世路の難に
處するをい
ふ

柄鑿—方柄
圓鑿、方柄
は四角な柄
圓鑿は圓き
穴、相容れ
ざるの譬

も、承久の事は、我作して彼應じ、元弘の事は、我未だ作さずして、彼來りて犯す。危に因りて發し、死を出でて生を得、以て天下の義氣を激するは、その勢の然らしむるなり。賊の駕を徒すに當り、路を夾みて觀る者、北條氏を公罵して忌ます。その時の然らしむるなり。崎嶇憂辱、而して未だ嘗てその常を失はず、惟怯免を求むる、後鳥羽の如きものなし。その主徳の然らしむるなり。嗚呼、是の承久に異なる所以か。

○後醍醐天皇 (其三)

中興の政、失するか。頼襄曰く、然らず。論者は皆之を失せりと謂ふ。所謂失するとは何ぞや。將門の政を尸るや久し。而して一旦之を收め、代ふるに朝紳を以てし、柄鑿相入れざるが如きは失なりと。曰く、楠正成、名和長年等をして、記録所に參直せしめ、關東廂番、奥州評定衆を置き、その方事を掌り、武者所を置き、新田氏の族を以て頭人と爲し、皇子を遣はして鎌倉を鎮し、足利尊氏を以て焉が輔とせば、則ち専ら縉紳に付するを必ずとせざるなりと。曰く、武人の采邑、七道に基布する者、一日にあらす。而して猝に之を奪ひ、その怨憤を速くは失なりと。曰く、歸闕の翌月、詔して、賊黨を除くの外、將士有する所の

嬴—秦の國
姓

食田領職、一に皆故を襲はしめ、須臾來り請はざるも、亦必ずしも奪はざりしなり。曰く、有功の將士、闕下に群聚し、賞を望む者、輒く與へず、その欲を塞ぐ能はざりしは失なりと。曰く、所謂有功は、新田、足利、楠、名和、赤松等と孰若ぞや。士卒の力を効せる、亦此數氏に隸する者多きに居る。歸闕の歳、即ち論賞して、土壤を割與して恠ます。一家各三四州を領し、少なき者一二州。その部曲に於いて、蓋し以て、恩を推し、祿を分ちて、餘あるに足る。則ちその欲を塞がずと謂ふべからざるなり。之を總ぶるに、當時の政、概ね皆その宜しきを得、時勢に合し、人情に愜ふ。何ぞ失すと謂はんや。然らば則ち失する所なきか。曰く、政は失せずして、而して政を爲す所以のもの失せり。政を爲す所以のものとは何ぞや。曰く、人主の心、是のみ。その意欲太だ廣く、侈を好み、大を喜ぶを謂ふか。曰く、否。吾以爲らく、その欲する廣からず、喜ぶ所大ならざるのみと。昔者漢の高祖、嬴を滅し、項を斃し、百戦して天下を有つ。なほ躬ら堅を被り、銳を執り、韓、彭、英、盧の類を芟刈し、匈奴冒頓と戦ふに至り、蕭何宮室を營むを見、怒りて曰く、「天下恟々、成敗未だ定まらず。何ぞ此等を爲さん」と。世は天下既に定まれりと謂ひ、而して高祖は則ち未だしと曰ふなり。その心たるを推せば、盡く天下の慮るべき者を掃蕩するにあらず

晏然燕息し
—氣樂に樂
み息む

困踏—踏は
たふるこ
と
○小成に安
す

れば、その欲する所に充たざるなり。高祖を稱して大度と曰ふは、その大なる此の如きを謂ふのみ。今帝纔に一狂童の高時を斃し、則ち宇内復慮るに足るものなしと謂ふ。是を以て足利尊氏の降に遇へば、則ち遽に之を寵爵し、以てその倚る可きを幸ふ。纔に闕に歸るを得れば、即ち晏然燕息し、宮室を營むを以て急と爲し、妃嬪を悦ばすを以て務と爲す。記録所ありといへども、蓋し數親臨せず、而して日内に居る。内勅の令する所と、外廷の指揮と、毎に與に牴牾し、武人の邑往々にして内官の私給と爲る。憤怨亂を思ふは、固より其宜なり。吾嘗て藤原藤房の龍馬に因りて諫を進むるを觀て恠しめり。藤房の舊恩あるを以て、豈に諫むべきの地無からん。何ぞ必ず廷争して、主の過を彰はし、而して己の直を沽らんや。蓋し出でて馬を觀るに因るに非らざれば、則ち輒く面奏するを得ざればなり。公卿且然り、況や將帥をや。故に天下の政、一も失する所無くして、而して盡く文具虚言と爲る者、此その故に由るなり。帝の心をして、常に元亨以前の如くにして、而して建武以後の如からざらしめば、則ち縦ひ政事をして少しく失する所あらしむるも、而も再び困踏を取るに至らざるなり。唯夫れその心大ならざれば、その量滿ち易し。故にその未だ得ざるに當りては則ち勤厲し、その已に得るに及べば、則ち懈怠す。天下の群雄を待つに、苟

姦豪なる者
—尊氏の如
きを指す

もその欲を充し、その意に適ひ、以て無事を冀ふ、その欲少なる者は、此に於て安んぜん。その姦豪なる者の溪壑の欲に至りては、愈、與へて愈、充たず、盡く我が業を奪ふにあらざれば、則ち已まず。彼の心、乃ち我より大なり。我何を以て能く彼を制せんや。

○後醍醐天皇 (其四)

板蕩—政敗
れ天下乱る
をいふ、詩
經大雅の板
の詩蕩の詩
より出でた
る句

世に稱す、護良親王、足利尊氏の姦雄を察し、先づ之を誅せんと欲す。而して後醍醐聽さず、反りて尊氏の讒を聽き、護良を囚へて之を足利氏に付し、その手に斃すを致す。中興の終らざるは此に決せり。而して乘輿再び板蕩を致し、天下鼎沸すること、五十年なるもの、皆尊氏の爲なりと。頼襄以て然らずと爲す。曰く、是の時に當り、天下の桀黠、尊氏の若き者、豈少しと爲さんや。一尊氏を殺せば、則ち一尊氏生ず。且つ尊氏肆に親王の僕隸を斬るは、不法を戦むと云ふのみ。その反跡固より未だ著はれざるなり。その異志ある未だ必とすべからざるなり。帝をして護良に聽き、執へて之を誅せしめば、何の辭を以てか、天下に徇へん。天下は必ず曰はん、朝廷武臣の望有る者を忌み、事に因りて之を誅鋤するのみと。新田義貞の輩の若きといへども、人々みづから危み、その忠志を變じて自固の

浸潤の譖—
次第に深く
しみ込みた
る讒言

計を爲さん。則ち是又一尊氏を殺して、數尊氏を生ずるなり。中興の業、他日を待ちて墜ちず。故に護良の説は非なり、帝の之を聽さざるは是なり。曰く、帝の護良に聽きて尊氏を殺さざるは則ち然り、その尊氏に聽きて護良を殺すは如何と。曰く、尊氏に聽きて殺すにあらざるなり。帝固より之を殺さんと欲す、尊氏を待ざるなり。何を以てか之を言ふ。帝初め護良を愛し、儲貳と爲さんと欲するに至る。已にして三位姫寵を得、恒良、義良、成良を生む。恒良を立て、太子と爲さんと欲すること久し。護良髪を削りて僧と爲るといへども、而も帝を贊して謀畫す。帝隱岐に徙るに及び、髪を蓄へ兵を將る、功を樹つる最も大なり。是姫の最も忌む所。その太子を害せんことを忌むなり。姫の帝に艱難に従ふは、猶唐の韋后の中宗に於けるがごとし。哀誓寵を固くし、言ふ所皆聽かる。蓋し浸潤の譖、日夜先づ入る。護良の令を新田氏に下すや、權に詔體を用ひたり。是承制なり。而も譖して曰ふべし、是自立の志ありと。なほ唐の肅宗靈武の事のごときなり。帝始めて、闕に歸るや、護良未だ入朝せず。而して兵の歸すること雲の如し。帝使を遣して、その何を爲さんと欲するかを詰らしめ、促して僧服に歸せしむ。帝何を以てこの無情の言を爲すか。以てその已に之を猜嫌せるを見るべし。護良察せずして元帥と爲らんことを望む。

父子を構へんや—父子の間を中傷せんや—その深仇—足利直義

○姫の志、尊氏の志

山 奚胡—安祿

帝益之を猜み。而も勉めて之に従ふ。之を殺さんと欲するの機、已に成る。護良復察せずして、尊氏を誅せんことを請ふ。姫この大隙あるを知りて、之を幸とし、尊氏をしてその叛を告げしむるなり。而して帝之を殺さんと欲する機決せり。尊氏朝廷を侮るといへども、恃む所あるにあらずば、烏ぞ敢て虚言を駕し、大事を誣ひ、以て天子の父子を構へんや。是を以て護良獄中より書を上るも、而も敢て奏達する者莫きは、當時中外帝意の之を殺すに在るを知らばなり。夫れ護良を監する、豈他人無からん。而して之をその深仇に付す。その意之を殺すに非ずして何ぞや。初め護良已に大將軍と爲る。宜しく遣はして關東を鎮せしむべくして而して遣はさず。成良を遣はし、上野大守を以て鎌倉を鎮し、義良を遣はして、陸奥を鎮め、而して恒良皇太子と爲る。護良の罪を得るに及び、成良を陞せて大將軍と爲す。兄は國儲と爲り、二弟は兵權を典る。帝の最もこの三子を愛せるを見るべし。此に至りてその志を成せり。其志を成すは、乃ち姫の志を成すなり。乃ち尊氏の志を成すなり。尊氏の初志、或は未だ此に至らず。帝の爲す所顛倒し、事毎に便なるを視て、翹然自ら喜び、遂に非望を覬覦するのみ。猶ほ唐の玄宗自ら二子を殺し、楊妃を愛し、而して安祿山を寵し、自ら播遷の禍を取るがごとし。尊氏の門地、奚胡の比に非ざるな

り。而してその才を論すれば、則ち姦にして雄ならざる者、帝之を養ひて、その姦雄たるを成すなり。然らずして、帝の英毅不世出を以て、苟もその初心を執り、惑謬する所無くば、則ち百の尊氏ありといへども、何をか能く爲さん。而して何ぞ必ずしも之を殺さん。

○後醍醐天皇 (其五)

頼襄曰く、國朝郡縣の制を用ひ、宗室親王といへども藩維に任せず。三大守の如き、則ち國司たるも、又遙に之を領するのみ。その奉邑概ね數處に散在し、全國を擅にする者少し。全國を擅にする者は、乃ち藤原氏なり。美濃公、越前公の如き、全くその租賦を收め、而して族黨の邑、殆ど天下に跨がる。平源の代りて起るに及び、蓋し藤原の故を襲ひ、而して加ふるに兵馬の權を以てす。朝廷の之を控御する能はざる所以なり。後醍醐蓋しその弊を觀る。故に中興の初、乃ち諸皇子を分ち、出でて邊要に鎮せしむ。その後、征東、征西、皆皇子を以て將軍と爲し、藩を建て、屬を置き、天下を經略す。その勢なほ漢末宗室を四建するがごとし。此に非ざれば能く時艱を濟ふ莫し。その處置する所、事宜に合ふと謂ふべし。その諸皇子皆父皇に肖て、英毅材勇の人少からず。躬ら甲冑を撰し、險を

三大守—常陸、上總、下野を親王の任國とす
美濃公—藤原良房
越前公—藤原基經
○建藩の效

肘を掣す！
自由を牽制す

蹈み、死を致す。復前朝純袴の習に非ず。然りといへども、その中に就きて之を論ずれば、優劣無きにあらず。護良親王はその最も任す可き者、之をして鎌倉を鎮せしめば、帝以て枕を高くし、東顧の憂無かるべきなり。而して讒に遇ひて死す。成良、義良、口猶乳臭、名は藩帥たるも、實效あるにあらず。況や成良は既に足利氏の挾む所と爲り、纒に未だ死せざるを得るのみなるをや。是を以て尊良、忠房、二人を遣はす。年齒差長じ、以て爲すあるべし。然りといへども、護良の比にあらざるなり。帝も亦之を知る。故に新田義貞兄弟を以て副と爲す。而して義良をしてその副源顯家と奥兵を以て焉に會せしめ、賊をして腹背敵を受けしむ。その計周密と謂ふべきなり。而も大いに不可なる者あり。夫れ義良は素置く所の藩鎮に係る。猶之可なるがごとし。尊良、忠房に至りては、則ち適以て義貞兄弟の肘を掣するに足るのみ。夫れ藩を建つるは、將を遣はすと同じからず。藩を建て、無事に鎮撫し、將を遣はして有事に征勦す。有事には、速にその亂を定めんのみ。故に一猛將を遣はし、數萬の精兵を將る。その委任を專にし、牽制する所無し。以てその謀と戦とを盡くすを得。猾賊姦臣その巢窟に據るといへども、その勢未だ成らざるに及び、覆して之を取るに難からざるなり。今元帥を以て親王に屬し、而して義貞之が爲に壓せられ

その威令既に伸びず。戦ふに及びてその先づ潰敗する者は、親王の卒なり。而して義助之が撓す所と爲る。此を以て關東一心賊を戴くの兵に當る。その敗績奚ぞ恠しむに足らんや。而して義良將る所の奥兵、期會に及ばずといへども、入りて京師を援く。朝廷その力を得るは、則ち藩を建つるの效なり。

○後醍醐天皇 (其六)

頼襄曰く、孫子の兵を論ずる、道を以て先とし、天地之に次ぎ、將法又之に次ぐ。元弘の能く北條氏に勝てるは、彼の道を失せるに由り、而して延元の足利氏に勝つ能はざるは、我の道を失せるに由る。道を失すれば、則ち人心背く。人心一たび背けば、天下糜沸す。將帥の智勇、足利氏に十倍する者ありといへども、之を能く敵むる莫し。況や朝廷の之を使用する、その宜しきに乖くをや。而してその宜しきに乖く者、地の利を失ふを最と爲す。夫れ地の利の兵に於けるや大なり。楠正成の初め義を擧ぐるや、一城を以て百萬の兵を受け、而して屈せざる者は、險固に據ればなり。否らざれば則ち元弘の績、得て成るべからざるなり。況や延元に於ける、既にその道を失し、又その地の利を失するをや。何

糜沸—湧き
かへる、大
いに乱る

○道と地利
とを失ふ

大故—大事
件

險—箱根

をか地の利を失すと謂ふ。曰く、京師の形勢、本關東に及ばず。故に北條氏、足利氏、皆關東に據りて巢窟と爲し、以て能く朝廷を制す。而して朝廷は故常に習ひ、常に京師を得失するを以て大故と爲す。故に足利尊氏の功を論じて、新田義貞の上に居く者、以て尊氏能く我が爲に京師を取り、我をして闕に歸り、位に復せしめしと爲せばなり。義貞の鎌倉を覆へすは、必ずしも我が利害に切ならざるなり。夫れ尊氏を遣して東伐せしむるは、虎をその穴に放つが如し。固より大に錯れり。義貞を遣はして之を討たしむるに及びては、虎穴を探ぐるが如し。固より勝を必とし難し。義貞他に奇道無くして東海を平行す。千里に轉戦し、賊に險に遇ふ。宜なり、その敗することや。即ち賊の計の如きは則ち得たり。以爲へらく、義貞が新來の鋒銳、逡巡之を誘ひ、その勢力をして無用の地に竭さしめん、東海は平夷、箱根に至りては則ち高し、彼仰ぎ、我俯す、我が生兵を以て彼の疲に乗ぜば、則ち彼潰えんと。是同じく關東の地に闘ひ、賊利を得て、官軍之を失ふなり。抑上野越信、亦新田氏の舊郷なり。向に義貞をして、歸りてその部曲を招き、固くその所を守り、之を奥羽に連ならしめば、吾その高きに憑りて、賊を卑きに瞰、以て尊氏を控制すべし。その敗るゝに及ぶといへども、山道の軍と奥羽の兵と、未だ缺けずして將に會せんとす。義

播丹の叛者
—赤松則村、久下時重、仁木賴章等
海濱—九州
をいふ
凱—関
雍容—泰然
唱凱振旅—
凱歌を歌ひて軍を還す
郊甸—都附近
見卒—現
卒、あり合はせの兵

貞をしてその餘兵を收むるも、なほ能く軍を成し、一險固の城塞を得て、之に據り、諸軍と勢を合せしめば、尊氏必ず根本を慮ばかり、之を捨てて以て入犯する能はざらん。播丹の叛者の如き、一楠正成を以て之を治しめて餘あり。奈何ぞ遽に義貞を召還し、以て賊の追撃の勢を成さんや。是亦京師を失ふを恐るゝの故にあらずや。賊京師を取るに及び、官軍再戦、之に克つを得。賊既に遠くその巢を離れ、穴に入るべき無くして、而して海濱に棲泊す。是の時に於いて急に之を勦殄せず、而して唱凱振旅し、其をして雍容船樓に上らしむ。西兵の復來る、誠に曉るべからざるなり。世義貞の遷延機を失するを咎む、吾以爲らく、是亦朝廷の意なりと、既に京師を得れば、必ず復敵を縦つを恤へざるを以て、故に諸將を召還するなり。賊則ち白旗の險に據り、以て官軍を梗ぐ。而してその間を以て再燃の計を成すを得。朝廷此に至り、正成が叡山に幸するの策を聽さず、促して之を郊甸に禦ぎ、見卒を以て平地に格闘せしめ、正成を棄てて察せざる者、亦再び京師を捨つるを憚るなり。敗るゝに及び、方にその策を行ふは晚し。然れども亦固守して以て後圖を爲すべし。乃ち賊の僞りて和するを聽し、又義貞を棄てて顧みざる者、亦京師に歸るを喜びて、未だその他を慮るに暇あらざるなり。噫、その京師を重んずるや此の如し。何

迫狹傾仄
地の傾斜し
て狹隘なる
をいふ

深根固帯の
計—基礎を
固くする計

ぞその形勢の劣れる、萬守り難きを知らんや。夫れ太湖、淀水の固、天設けて大和の爲にす。山城の爲にするに非ざるなり、山城は當に山陰に屬すべきものなり。叡山太湖を支へ、之をして曲行せしむ。京城はその大麓餘地のみ。故に迫狹傾仄、之を守りて以て外寇を防ぐは、堤下に在りて堤上の人と鬪ふが如し。塙根に立ち、僅かに一溝を恃みて、以て敵を庭に受くるが如し。故に一寇の來り犯すあれば、捨てて叡山に上るに非ざられば、守る可からざるなり。或は江に逃れ、或は丹に避け、寇を聽して京に入れ、還りて之を攻むれば、寇亦守る能はず。足利氏十三代亦毎に此の如し。彼その地の不利にして、關東に如かざるを知らざるにあらざるなり。南朝を慮りて、此に居らざるを得ず。而して巢窟の地は、守るに子弟を以てし、深根固帯の計を爲す。是を以て數搖ぎて纒に保てるのみ。男山の役、尊氏、南朝の京を襲ふの謀を覺りて、之を義詮に委ね、自鎌倉に赴く者、亦根本を慮れるなり。而して南朝は乃ち専らその根本を圖らずして、而して仍京師を取るに急なり。數取りて數失ふ。是を以て終に匡復を成す能はず。故に曰く、地の利を失へるなりと。然れども足利氏亦その咫尺の南朝を覆へす能はざるものは何ぞや。大和の地形險固、勢山城よりも高く、而して楠氏河内に據りて、之が藩屏を爲せばなり。然りといへど

も、之を要するに、南朝と、足利氏と、その道を失して、人心を服する能はざるもの、能く大に相異なるもの莫し。その勝敗相持する五十餘年なるもの、此を以てなり。

○後村上天皇 (其一)

匡義—匡胤
の弟

德昭—匡胤
の子

頼襄曰く、足利尊氏の直義を有する、猶趙匡胤の匡義を有するがごときなり。匡胤は周室を篡有す。出征して兵を握るに由り、反りてその君を劫す。尊氏東伐の命を受く、因りて兵を煽し闕を犯すを得。その事勢たる一なり。而して匡胤の謀は匡義に決し、尊氏の逆は直義に成る。尊氏の才、匡胤の才に及ばず。而してその犯す所の者は、後醍醐と恭帝と、隔たる天地の如し。是を以て、速に之を取る能はずしてその逆節を累ぬ。概ね直義の贊する所たり。其已に功あること此の如し。尊氏の始めて反を關東に決するや、家國の事一に直義に委ぬの語あり。是より政事槩ね此より出づ。蓋しその事の成否知るべからざるを以てなり。故に禍福を併せて之に任せるなり。已にしてその事稍成り、禍を轉じて福と爲す。則ち之を忌むの意生ず。尊氏大將軍となり、直義を稱して副と爲す。隠然儲貳の如く然り。而して義詮出でて鎌倉に在り。是匡義代りて立ち、德昭立つを得ざ

友一兄弟仲睦し

るの勢なり。尊氏をして不幸早死せしめば、則ち直義匡義の爲す所を爲すや疑ひ無し。則ち烏ぞ忘まざるを得んや。是を以て高師直を寵任し、以てその權を分ち、其專擅を聽して、之を禁ずる莫し、是直義、師直と相惡む所以なり。匡胤、匡義に友なり。故に敢て之を離間する者無し。其をして不友ならしめば、則ち趙普の如き者、必らずや匡胤に勸めて之を除かん。師直專擅といへども、尊氏の之を忌むを知るにあらざれば、安ぞ敢て公然兵を以て劫して之を廢せん。而して尊氏も亦許して罪せざらんや。故に直義出奔し、降を南朝に乞ふ。尊氏の意必殺に在るを懼るゝなり。獨師直を懼るゝのみにあらざるなり。夫れ師直兵を以て劫して、直義を廢す。直義又兵を以て劫して、師直を除く。而して尊氏、彼を罪せずして、此を咎む。その意此を忌むが故なり。尊氏初直義を廢するや、乃ち義詮を召して、之を代ふ。又基氏を關東に封じ、然る後尊氏の志成れり。而して直義尊氏を劫制し、再び政權を執る。亦大謀の己に成れるを恃むなり。是を以て尊氏も亦勉めて之に従ふ。而して其忌むこと益甚だしき、固より其宜なり。直義の東奔は、尊氏の大に懼るゝ所、その根本に據り、自らその嘗て己を贊する所以の者を爲すを懼るゝなり。是を以て親ら往く。親ら往けば、則ち南朝と和せざるを得ず。その立つる所を廢し、駕を迎

劫制一おびやかして従はしむ

魚肉たる一活殺の權を握らるゝをいふ、史記項羽本紀に如今人為二刀俎一我爲二魚肉一

驕蹇一高ぶり我儘

へ闕に返すに至る。その大に懼るゝや、以て見るべし。而して直義の狡黠を以てして、終に志を關東に得ず、輒ち執殺せらるるは何ぞや。特に弟を以て兄を敵とするのみならず、衆情附せざるも、亦罪逆の由る所、先づ天誅を受くるなり。抑基氏の在るを以て、而して尊氏之を夾撃す。その勢辨じ易きなり。夫れ尊氏の君を犯し、弟を猜み、その臣に制せらるゝは、復論せずして可なり。親藩を建つるに至りては、その計の得たるものなり。假に尊氏をして早死せしむるも、未だ必ずしも、匡胤の子、悉く弟の手に魚肉たるが如きに至らざるなり。その後、京師外患内變多しといへども、關東の維持に頼りて、終に以て濟ふを得。尊氏の措置する所、善く國家を慮ると謂ふべし。匡胤務めて將帥の兵權を削り、而して宗室尺土の封無し。内自ら削弱、既に家禍を救はず、又國計を失ふ。是を以て燕雲を併する能はずして、靖康の禍を貽し、屢に江南を保つ。足利氏の能く南朝を呑み、海内を全制するに若かざるなり。此に由りて之を言へば、尊氏匡胤に勝ると曰ふといへども可なり。然りといへども、足利氏の將帥驕蹇、叛服常無きは、獨師直のみにもあらざるなり。宋豈此あらんや。此兵を樹つると樹てざるとに由るなり。則ち時勢の異、然るのみなるか。曰く特に然るのみならざるなり。匡胤嘗て唐の莊宗を論じて

曰く、「二十年河を夾みて百戦し、軍法を以て諸將を約束する能はず、直に兒戲のみ。吾將師を愛養すといへども、苟も我が命を用ひずんば、劍あるのみ」と。匡胤をして足利氏を目せしめば、亦之を兒戲と謂はざるを得んや。而して宋は、匡義よりして後、威刑復振はず。足利氏は義滿を得て能く繩すに法を以てす。果して兒戲に非ざるなり。

○後村上天皇 (其二)

漢の劉璋寇を患ひ、劉備を蜀に迎ふ。その諸臣、備を戴かんと欲し、來り襲ひて蜀を取らんことを説く。備曰く、「今世吾と水火と爲る者は曹操なり。操は暴を以てし、吾は仁を以てす。操は譎を以てし、吾は忠を以てす。事毎に之と反す。乃ち業を成す可し。今小利を以て信義を天下に失はば、奈何」と。然れども諸葛亮素策して益州を取る。龐統等又備を勧め、備遂に蜀を取る。宋の蘇軾之を論じて、咎を亮に歸す。曰く、「曹、劉敵せざるは、天下の知る所。兵は曹の多きに若かず、地は曹の廣きに若かず、恃みて以て之に勝つ所は、區々の忠義を以て、天下の心を激するにあり。足を措くの地無しといへども、天下之が用を爲す。今璋好を以て之を逆へ、乃ち吮を扼し背を擁して之が國を奪

素策—豫謀

足を措くの地—狭小の土地

相形せば—對抗せば—その立つる所—崇光

師は直に云—正義の軍は強く不義の軍は弱し—蜀漢—巴蜀漢中

ふ。操と異なるもの幾んど希なり。既に天下の義士の心を失ひ、而も北向長驅して、四方の響應せんことを欲するも難し」と。頼襄曰く、嗚呼、是以て正平の事を論ずべし。足利尊氏曹操の能に及ばずといへども、その譎詐を以て、一時に馳驟し、地廣く兵多きこと、南朝に什倍す。南朝特にその信義に依り、之と相形せば、庶幾くは匡復すべきのみ。尊氏關東に事あり、我を慮り、來りて和を講ずるや。その立つる所を廢し、我が年號を用ひ、乘輿闕に復らんことを請ふ。實情に出づるにあらずといへども、而もその跡を見れば、亦好を以て逆ふるなり。奈何ぞ伴り許して、遂に之を襲ひ、所謂吮を扼し、背を拊するの計を爲し、同姓を囚執し、以て功と爲せるか。曰く、尊氏の詐を知らばなりと。曰く彼詐を以てし、我も亦詐を以てす、可ならんや。苟もその詐を知らば、許すなくして可なり。許して之を襲ふ。曲我に在り。師は直に壯にして、曲に老ゆ。宜なりその一たび勝ちて、而して終に敗るゝや。劉備は唯足を措くの地無し。故に益州を取らざる能はず。論者は猶之を非なりとす。南朝は既に和、紀、河、泉の地を有し、その險沃蜀漢に彷彿たり。而して藩服の忠義、東西應援す。何ぞ必ずしも一彈丸の平安を取りて、以て信義を天下に失ひ、自、その恃みて以て賊に勝つ所のものを棄てんや。恢復の成る無きは、果し

○叛臣來れば輒ちこれを受く
遣逃の淵藪一驅け落ち
者の集る處伯仲云々
兄たり難く弟たり難し

て誰の罪なるか。寧ぞ唯に此のみならんや。焉を前にしては直義の降を納れ、之を佐けて以てその兄を攻め、焉を後にしては直冬の請を許し、之を驅りて以てその父を攻む。時氏、氏清の屬、皆彼の叛臣、來れば輒ち之を受け、之を嗽して北向す。蓋し天下南朝を望みて、連逃の淵藪と爲す。その詭譎不正、足利氏と孰れか伯仲たるを知らざるなり。而して何を以て天下の心を激せんや。曰く、然りと雖も、蘇軾の論又言へるあり。曰く、「曹氏父子兄弟間す可きの勢あり。その大臣骨肉をして、内に自ら相殘はしめ、然る後兵を擧げて之を伐つ。孔明既にその信義を全くする能はず、又其智謀を奮ふ能はず。故に屢戦ひて、屢却く。機を失するが爲なり」と。夫れ南朝も亦その機に乗じて、その謀を奮ふにあらすや。襄曰く、然らず。彼間して後之を伐つと謂ふのみ。足利氏大臣骨肉既に内に自ら相殘へり。吾之を問するを待ちて、然るにあらざるなり。則ち吾我が堂々の義旅を整へて、之を伐ちて可なり。何ぞ必ずしも其子弟を助けて、其父兄を攻めんや。當時源親房は稱して賢相と爲し、或は之を諸葛亮に比する者、而も又その謀を贊す。親房嘗て保平の亂、父子兄弟の相攻むるを論じて曰く、名教の教るよは、亂已まざる所以なりと。今自ら名教を教り、以て亂源を開くは何ぞや。

○後龜山天皇 (其一)

楠正成と、子正行と、竝に忠を王室に盡し、身國難に殉す。而して正行の弟正儀、繼ぎて大將に任ず。終に叛きて賊に降り、その家聲を辱め、而して恥ぢざるは、人心無き者に幾し。中興の諸將、忠義楠氏の右に出る者無し。諸將の子孫、未だ賊に降る者あらず。而して楠氏此の如し。且つ諸將は東西に散處して聲援を爲すのみ。藉叛降せしむるも、未だ必ずしも行宮の利害に切ならず。楠氏世南朝の藩屏と爲り、南朝以て強大の賊に咫尺の間を抗して、亡びざることを得たること、五十年なるもの、楠氏在るを以てなり。一日も楠氏なければ、是南朝無きなり。正儀王室の倚頼と爲ること此の如し。而して捨てて賊に降り、其臣僕と肩を比べて恥ぢず。孰か正成の子、正行の弟にして、此禽獸ありと謂はんや。楠氏の爲に惜しむ者、之を虚傳と謂ふなり。然れども北朝の志乘、顯然その年月を載せ、滅すべからざるなり。且その族之を不義として、而して之れを攻むるや、北朝爲に援軍を出して王師と戦ふ。その跡も亦擽ふべからざるなり。頼襄曰く、吾嘗て楠氏の事を紀し、之を南朝の舊志に徴す。而も散亡詳ならず。故に敢てその虚實を斷ぜず。曰く、正

咫尺の間
近き間

志乘—記録

歸順一元の
正しき方に
立戻る

儀蓋し深謀ありたるのみと。已にして反覆之を考るに、未だその實を覈にする能はずといへども、差その情を得るものあるが如し。何を以てかその情を得る。曰く、亦その跡と年月とに因りて之を得るなり。後村上の正平廿三年、帝崩じ、長慶帝即位す。是より先一歳、北朝足利義満を以て將軍と爲す。細川頼之輔たり。後一歳、正月、正儀降る。先づ頼之に見え、遂に義満に見ゆ。その三月、和田氏の族正儀を攻む。是より連年攻討す。頼之を救はんことを請ふ。諸將肯かず。頼之その言の行はれざるを恥ぢ、その職を辭せんと欲す。乃ち兵を發して、その子弟を以て將と爲す。後戰鬪の事、見る所無きもの十二歳。後龜山の天授、弘和の間に及び、頼之讒に遭ひて斥けらる。而して山名氏入寇し、連りに河紀の諸城を陥る。而して正儀歸順し、山名氏と戦ひ、敗績す。是に於いて南國の行宮に屬する者、獨吉野を存するのみ。後又十年所、正儀蓋し既に歿し、而して頼之再び職に任じ、乃ち山名氏を誅滅す。間歳にして南北の和成る。初め正儀數命を受けて京師を攻む。細川清氏の行宮に降り、京師を攻めんことを請ふや、正儀以て不可と爲して曰く、「京師を取るは、臣一人の力辨すべし。何ぞ清氏を借らん。唯恐る、既に取りて復失ふことを。之を恥ぢて、強ひて戦はざらば、我が有する所を併せて是を失はん。宜しく威力を養ひ、

匡復一回復

○一身を以て南北の間に横塞す

徐に匡復を圖るべし」と。是を以て正儀の本意を知る可きなり。而して頼之も亦兵を弭むるの志あり。以爲らく、南人能く數來る所以のものは、楠氏に頼れり、南患を除かんと欲せば、楠氏と和するに若くは莫しと。是を以て百方就きて和を議す。而して正儀の意之と克く合ふ。是時、長慶新に位に即き。銳意武を用ひ、東西の諸將に勅して、一時に並び起らしむ。蓋し京師を圖ること、正平の例の如し。而して正儀仍前議を執る。是を以て帝怒り、その宗族をして之を攻めしむ。故に正儀自立する能はず、姑くこの權時の計をなすのみ。その意、今にして北と戦ふは、是自ら亡を速くなり。然れども南に我無くんば、則ち能く戦ふ莫し。北に我あれば、亦敢へて我を軼て南せずと曰ふが如し。故に正儀の南に背き、北に嚮ふの狀を爲すもの、是の一身を以て、南北の間を横塞し、以て南を存して、北を遏むるなり。頼之も亦その意を知る。因りて以て前議を成さんと欲す。然らずば何ぞ遂に南向の兵を究めずして、十年を過ぎんや。その讒せらるや、その南を庇ふを曰ふに非らずや。是を以て山名氏之に代り、疾その鋒を南にし、而して南支ふる能はず。正儀已に頼之を失へり、與に謀るべからざるなり。是を以て復北に背きて南に嚮ひ、意を決して防戦す。南朝の殘喘十年をのばす所以のもの、豈に正儀歸順の

少年推鋒の論—思慮少なき血氣の論

效にあらすや。頼之再び入るに及び、先づ向南の賊を斃し、後還北の議を成す。南北迭立の約を違ふに及び、怒りて兵を起す者は、楠氏の遺孽なり。是を以て正儀の降その素心にあらざるを知るべし。古より老成の謀、少年推鋒の論と合はず。而して讒聞入り、終に以て背叛の名を被むる者多し。近世片桐且元の大坂に於けるが如き、以て見るべし。正儀亦且元の類にあらざるを得んや。嗚呼正儀をして、誠に弱を捨て強に黨し、その富貴を圖らしめば、何を以て此を前にして南朝の爲に百戦し、その徒勞を辭せずして、而して此に至りて忽ち降らんや。又何を以て正平に降りて、而して弘和に歸順せんや。

○後龜山天皇 (其二)

頼襄曰く、天下を制馭するは、恩と威とのみ。恩之を懐けて、而して威は之を服し、相待ちて行はる。恩無ければ、則ち威以て加ふべからず。之を加ふれば、則ち我を怨む。威無ければ、則ち恩以て施すべからず。之を施せば、則ち我を徳とせず。夫れ之をして我を怨ましむ、固より不可なり。之をして我を徳とせざらしむ、亦何を以て之を制馭せんや。足利氏の天下を制馭する能はざる所以のもの、威無くして恩を施せばなり。夫れ足利尊

惴々然—恐るる貌
缺望し—不満を抱き

○義満の恩威

氏は、知勇人に過ぐるあるにあらざるなり。特天下の王政を厭ひて、武治を思ふに因り、一將種の門望の最も高き者を得て、之を推戴し、各自ら利を分たんと欲するのみ。尊氏亦之を知る。是を以て土地を割き、金帛を頒ち、務めてその欲を充し、惴々然として唯彼の缺望し、我に背きて去らんことを恐る。然れども背きて去る者、足相踵ぎ、而して禁する能はざるなり。既に背きて復來るも問はざるなり。數背き、數來り、坐して強大を成すも、削る能はざるなり。他無し、彼その初め封を受け、賜を得るもの、忸れて以て當然と爲し、而して以て徳を爲さず。一たび己に便ならざるあれば、臂を掉ひて逝く。饒ひ責めて之を讓めしむるも、彼や必ず曰はん、汝己にその君に叛けり、何を以て吾が汝に叛くを禁せんやと。是尊氏、義詮の、諸叛將を責むる能はざる所以なり。然れども既に之に施すに恩を以てす。是我の恩なり。我の恩を被りて、而して我に叛く。我之を罰するに辭あり。何の恤ふる所あらんや。況や彼の恃みて以て我に叛く所の者は、土地なり、甲兵なり。皆吾が與ふる所に藉り、用ひて以て我を反噬するをや。是誅殛釋す無かるべき者なり。是義満の戈を氏清義弘に用ひて疑はざる所以なり。足利氏の威、是に於て始めて天下に加はれり。而して後その恩能く人をして、之を徳とせしむ。復前二世

震懼—震ひ
恐る

の如きに非ざるなり。昔者、唐氏藩鎮を姑息し、叛將強臣、天下に羅列し、手を措くべからざる者の如し。憲宗淮西を平一するに至りて、諸鎮震懼し、恩威並び行はる。韓愈その唯斷じて以て之を成すを稱せり。義滿は憲宗に倫しからずといへども、その斷じて以て之を成すは一なり。是故に人主は斷ぜざるを患ふるのみ。苟も以て中に斷ずるあれば、何ぞ紛亂を之れ治む可からざらんや。然りといへども、之を斷せんと欲せば、必ず先づ之を謀る。謀らずして斷ずれば、その斷達すべからず。適以てその威を損するに足るのみ。故に謀を貴む。謀は必ず與にする所の者あり。義滿に細川頼之ありて與に謀る。なほ憲宗の裴度を有するがごとし。能くその斷を達する所以なり。尊氏の高師直を任するは、代宗の元載の如し。義詮の佐々木道譽を寵するは、徳宗の盧杞の如し。與に謀る所此の如し、而して惡んか斷ぜん。

○後龜山天皇 (其三)

兩統の分立する五十餘年、此に至りて合せり。その未だ合せざるに當り、孰を正を爲し、孰を閏と爲さんか。或曰く、「神器南に在り、南を正と爲す」と。頼襄曰く、然らず。夫

氓隸—下賤
の民

れ神器の南に在るは宜なり。儻北に在らしめば、北を正と爲さんか。南の正たる所以の者は、神器の在ると否らざるとに在らず。夫れ後醍醐天皇祖宗の爲に仇を復し、王室の大恥を雪ぐ。而して猾賊再び起り、その己に便ならざるを以て、更に擁立する所あり。兩帝統を争ふの狀を成し、而して己志をその間に成す。曰く、「吾天下を天子に争ふにあらず。天子、天子と争ふなり」と。天下の利に趨り、恥無き者、靡然として服従す。亦曰く、「吾北朝の天子に仕ふ、足利氏に従ふにあらざるなり」と。其仕ふる所の者は、乃ち足利氏の之を門生視する所なるを知らざるなり。豊仁親王の立つや、當時民間、「王一戦の功無くして、將軍之に帝位を賜ふ」と曰ふに至れり。夫れ此の如し。假に神器をして北に在らしむるも、之を正と謂ふを得んや。是を以て少しく心ある者は、皆相率るて以て南に就けり。公卿然り、武人然り、愚夫氓隸亦然り。而るを況や神器の靈に於いてをや。その北に在らずして、南に在るは宜なり。祖宗の誘爲するところなり、天道なり。而して北人強詞、之に勝らんことを求む。曰く「尊氏は劍なり、良基は璽なり。夫れ劍無く、璽無きも可なり」と。必ず賊を以て劍と爲し、無恥無義の大臣を以て璽と爲し、而して之を朝廷と謂ふ。是忠臣義士の立つるを欲せざ所以、その劍無く璽無きを以てに非ざるなり。而

漸盡灰滅一
跡方もなく
滅亡す
有識の士一
細川頼之等

○何ぞ必ずしも彼此を論ぜんや

してその南朝に立つも、亦その劍あり、璽あるを以てに非ざるなり。夫れ南の俸祿は、北の利に如かざるなり。その官爵は北の權あるに如かざるなり。而もその艱難を相與に共にし、首を折り、躬を殞し、肝腦地に塗れ、子孫賊手に殲され、漸盡灰滅して、而して肯て南に背きて北に嚮はず。有識の士之を患ふるなり。是を以て南北合一の議を擧げ、以てその心を慰め、その禍を弭めんと欲するなり。抑々後醍醐、祖宗濟民の心を念ふこと、その位を樂み、欲を伸べんとするの志に勝たずして、この志を成さんことを求めたり。而して天下の忠臣、義士、公卿、武人、愚夫、氓隸をして、この禍を五十餘年間に被むらしむ。祖宗終に此を右げざるなり。是を以て終にその胤を絶てり。而して神器北朝に歸し、祚を無窮に傳ふ。亦天、祖宗の徳を忘れずして、その裔孫を眷みるなり。此に至るに及びて、何ぞ必ずしも彼此を論ぜんや。天と祖宗とより之を視れば一なり。而して足利氏猶曰く、「此吾が家の立つる所なり。彼は之を仇する者なり」と。世の無識者、又南朝を追斥し、その忠臣義士を呼びて國賊と爲し、是非を顛倒する此の如し。知らず、南朝に忠なる者、特南朝に忠なるのみにあらず、祖宗に忠なるなり。この輩微りせば、足利氏肯て公儀を顧み、以て皇族を戴かざるなり。則ちこの輩之を北朝に忠なりと謂ふも亦可なり。

或一猪飼敬所

○神武以還大一統の朝廷

瑣尾流離一
勢小にして
定住の所を
得ざることを
蕩滌一洗ひ
そくぎ

足利氏滅して皇統儼在し、天下の心仰嚮せざる莫し。而して神器千載に奠安す。この輩も亦以て瞑すべきなり。襄故に曰く、祖宗の意、天人の心の嚮ふ所を正統と爲す。正統の在る所、神器之に歸す。神器在る所、正統之に歸するにあらず。或頼襄に謂ひて曰く、「子の正統を論ずるは似たり。抑子も亦北朝の臣にあらずや。何ぞ諱まざる」と。曰く、「何ぞや。子の所謂北朝安くにか在る。」曰く、「今の朝廷是なり」と。襄曰く、於戲、今の朝廷は、神武以還大一統の朝廷なり。何を以て北と曰ふ。北と曰ふ者、延元、元中の間、天子南遷して、賊臣私に君を立つ。このときに當り、南は則ち正しく、北は則ち僞なり。南につかふるは榮なり、北に事ふるは辱なり。故にその稱を別たざるを得ざるなり。已にして天その禍を悔い、祖宗その衷を誘ひ、和議を講じ、南北の混一を成せり。夫れ後龜山の瑣尾流離を以て、その神器を授くるや、肯て降式に従はず。必ず父子の禮を用ひたり。足利義滿の兇威にして、而も奪ふ能はざるなり。是に於いて、後小松始めて器を傳へ禪を受く。後龜山を尊みて、太上天皇と爲す。事懿禮善、以て此より前の分派の陋を盪滌し、上は、列聖の統を受け、下は後世に顯示するに足れり。蓋し天と祖宗と實に之を佑く。足利氏の能く爲す所にあらざるなり。その後内に紛紜あ

絶然として
—むつとし
定策の國老
—唐末官
權を専らに
し恣に天子
を廢立す此
の時定策國
老門生天子
の稱ありし
故事—尊氏
枯骨—尊氏
なさす

りといへども、而も天命大に定り、以て今に至る。賊臣の輦轂に蟠據し、朝廷を濁亂する、百餘年なるもの、畢く誅竄に伏す。朝廷その清明に復し、その一統を大にす。日月の再び天に中して、山河皆明なるが如きなり。而して何を苦しみてなほその口吻を汚し、北と曰ひ、北と曰はんや。それ北と曰ふは、則ちその足利氏の門生と爲り、而して小朝廷を以て自ら處るを見るなり。此臣子の當に諱むべき者にあらずや。今夫れ童孺を執へ、之に問ひて曰く、汝は義貞、正成の徒なりと。則ち欣然として喜ばん。曰く、汝は尊氏の屬なりと。則ち絶然として怒らん。今自ら北朝と稱す。則ち勢必ず足利を以て定策の國老と爲し、而して新田、楠を以て賊と爲し、甘んじて天下の人心に背き、萬衆の唾罵を萃むるは何ぞや。夫れ天と祖宗と既に已に之を援けて天に升れり。而して就くを欲せず。冢中の枯骨を以て意に介し、而してなほ厠溷糞穢の中に陥り、終古肯て洗滌せず。是所謂自ら賊ひ、その君を賊ふ者なり。余は則ち敢てせず。乃ち臣子の心のみ。此の義明ならざれば、則ち萬世の後、天地再變して、復姦雄足利氏の如き者あり、その私便する所を擁立せば、則ち今の自ら北朝の臣子と稱する者、將に胥率るて之に従はんとす。是亦一北朝を生ずるなり。吾焉を懼る。以て辨ぜざるべからず。

○後小松天皇

○恩に善からず

頼襄曰く、吾既に足利義滿の善く威を用ひ、その父祖の恩ありて、威無きが如きにあらざるを論ぜり。然りといへども、猶其威を用ふるに善くして、恩に善からざるを惜むのみ。義滿の威を用ふる、その最大なるもの一。曰く、氏清の叛を誅するなり。曰く、義弘の亂を夷ぐるなり。武と謂ふ可し。而も何ぞ其をして叛且つ亂せしめざるに如かんや。其をして叛且つ亂せしむるものは、義滿の致す所か。曰く、然り。夫れ山名氏數尊氏義詮の世に叛す。叛する毎に、侵略する所あり。既に服すれば、因りて之を有す。是を以て海内六分の一を有するに至る。義滿削讓を行はずして、而して又河内、紀伊を加ふ。是氏清の能く叛する所以なり。幸にしてその子弟その國を分領し、その勢合せず。義滿因りて誅鋤の計を施すを得たり。否ざれば則ち制し難きなり。その大内氏に於けるも亦然り。大内弘世、亂に乗じて、擅に周防、長門の地を有し、義詮の左右に賂ひ、二州守護を授かるを得、又加ふるに石州を以てす。既に已に強大なり。義弘に至り、又今川貞世を譖し、その任に代るを得、鎮西を經略す。故に又筑前を加ふ。氏清を誅するの戰功を賞するに及び、又

削讓—領地の削減

和泉、紀伊を加ふ。是義弘の能く亂を作す所以なり。夫れ義弘西道に雄跨すといへども、紀、泉を得ざれば、何を以てか能く亂を畿甸に作さんや。然りといへども、亂を畿甸に作すは、義弘に在りては計を失すと爲す。義弘嘗て大友、今川二氏と連結して、以て跋扈を謀らんと欲す。今川氏肯かすして止む。果してその計の如くならしめば、則ち義滿の之を夷ぐる、必ず歲月を費し、堺城を抜くの速なるが如き能はざりしならん。果して兵を畿甸に擧げんか、亦之を義滿の薨後に擧げば、則ち義持の不武なる、何を以てか之を制せん。是亦義弘の計を失せるなり。義弘の計を失するは、義滿の幸なり。然らば則ち義滿の能く二氏を誅夷する、その武に由るといへども、抑亦幸あり。之を誅夷する、必とす可からざるなり。而してその叛且つ亂するは、則ち必とすべし。之を養ひて能く叛亂せしむるなり。故に曰く、威を用ふるに善なりといへども、而も恩を用ふるに善ならずと。義滿、義弘を罵りて曰く、「豎子、その強大を恃み、廼公の然らしむるを知らず」と。則ち義滿も亦自ら之を知れり。而して之を爲すは何ぞや。豈に未だ父祖の遺習を襲ふを免れざるか。或曰く、「泉、紀を二人に加授するものは、南朝を圖るなり。なほ近時織田信長の諸將をして各敵地を取り、以て自ら封せしむるがごときなり」と。襄曰く、之を使鷹に譬ふれば、信

豎子—小僧

趨搏—飛び翔りて捕ふ

長はその饑者を縦つのみ。義滿は則ち既に飽きたる者を縦つ。彼寧ぞ肯て我が爲に趨搏せんや。將に反りて我を搏たんとするのみ。

○稱光天皇

賴襄曰く、足利氏の能く天下を得る所以のものは、その多く土壤を割き、諸將に與へて恡まざりしに由る。而して天下を治むる能はざる所以のものも、亦此に由る。尊氏、義詮、業を南朝未衰の時に創む。勢然らざる能はず。義滿に至りて、天下足利氏を戴くこと、之久し。而して南國日に蹙り、又能く内亂を裁め、威令大に振ふ。この時に乗じて、以て之を裁制せず。而して仍ほ父祖の遺習を襲ふ。動もすれば輒ち數州を擧げて、將帥に加授す。賞して之に授く、なほ可なり。又貶して之に授くる者あり。豈に姑息以て事無きを希ふか。抑驕らして之を斃さんと欲するか。術無き者と謂ふべし。而して何を以て天下を治めんや。異時嘉吉、應仁の禍、已に此に胚胎せり。察せざるべからざるなり。夫れ天下を治むるは、譬へば薪を縛するが若し。薪大にして少きは小にして、多きの縛束し易きに若かざるなり。故に薪を縛する者、その大にして縛し難きものに逢へば、析きて

胚胎せり—基せり

異—異圖

之を小にす。天下を治むる者、諸侯の大なる者に逢へば、亦析きて之を小にす。然る後我が約束を聽かしむべし。足利氏この術を知らず。宜なりその天下を治むる能はざるや。その將帥に於ける既に然り。宗族に於けるも亦然り。尊氏の少子を封するに八州を以てし、その力を強大にし、以て敵國を制し、而して諸將を鎮壓する、亦然らざるを得ざるの勢なり。而してその後、その強大を恃み、毎に宗家を圖るの意あり。將帥の異を懷く者、亦之を翼戴して名と爲す。以て衆心を煽るに足る。義滿究むる能はず、纔にその宰臣に頼りて、之を調停し、輒ち恩を加ふる所あり。既に足利莊を加へ、又陸奥、出羽を加ふ。或は彼の請に出でて拵む能はざるか。然らば、八州已に天下勁兵の處と爲る。而も加ふるに奥羽を以てす。その大や極れり。唯に之を殺ぐ能はざるのみならず、乃ち之を豊にすること、此の如し。將何を以てか之を制せん。夫れ宗族の封は、父祖の授くる所、故無くして之を殺ぐを得ざるや、固よりなり。然れども大内の亂、關東の之を黨援する、已に明證あり。之に讓削を加ふるに、我豈に辭無からん。怒みて叛すれば、彼は曲にして、我は直なり。異日義教の舉、固より義滿の優爲する所、既に克たば、改めてその胤を立つるも、誰か不可と曰はん。即ち然る能はざらんか。所謂析きて之を小にする、術無しと爲さざるなり。旨を諭

優爲—容易に成し得る

眞—顛倒

宗府—室町幕府

選俗の將軍—義教

し、恩を推し、その庶孽を封じ、以てその勢を分つ。是賈生、主父の漢に策する所以なり。夫れ人情、その子を愛せざる莫し。而して子一人にあらざれば、全を一子に傳へんは、分ちて數子に傳ふるの樂しきに若かさるなり。彼の樂しむ所に因り、以て我が術を施す。何の爲し難きかこれあらん。而して義滿爲さざるなり。特に之をその宗族に爲さざるのみならず、また之をその家に爲さず。何となれば、義滿、少子義嗣を愛し、その位望を崇高にす。而も之が所を爲さず。是を以て義持の猜嫌を招く。夫れ海内に封建する、宗族臣隸の邑、各數州に跨がる。而して己の子弟尺土の安き無し。眞と謂はざる可けんや。義滿何ぞその鎌倉に加與する所のものを以て、以て義嗣に與へざるか。則ち以て鎌倉を制し、而して宗府の嫌を絶つべし。是一舉にして兩得するものなり。誰に憚りて之を爲さざるか。或は明德、應永兩役の沒收する所を以て、以て盡く諸將に與へず、而して以て子弟を封じ、犬牙相制せしめば、亦必ずしも物情に忤はず。此に出づるを知らずして、乃ち義嗣をして義持の手に死せしむ。義嗣亦此に懲り、盡くその諸子を僧と爲す。是を以て選俗の將軍あり、關東服せず、兵を稱へ、相圖るに至る。幸にして克つを得たるも、その藩維を失ひ、足利氏益孤立す。而して其臣隸益忌憚する無し。各

強大に憑り、以て相噬攫して制すべからず。以てその天下を失ふに至る。豈に術を知らざるの過にあらずや。頼襄曰く、獨足利氏のみならざるなり、豊臣氏の天下を得て、旋之を失ふ所以、此の如し。

○後花園天皇 (其一)

宗藩—同宗
の藩
逼犯の禍—
迫りて主權
を犯す
兩家—山
内、扇ヶ谷

頼襄曰く、足利氏軍府を京師に開きて、宗藩を鎌倉に置く。鎌倉の上杉氏を有する、なほ京府の細川氏有るがごときなり。皆輔佐の功あり、而して亦逼犯の禍あり。細川はなほ畠山、斯波の僚有りて、以て相制するに足る。上杉に至りては、獨任世襲二君の如し。焉ぞ禍無きを得んや。然れどもその分れて兩家と爲り、更りて執事に任ずるに頼り、是を以て之が上たる者、以て暫く安きを得たるのみ。而して京師は則ちその危を利するなり。尊氏の自らその子を封するが如き、論ずる無きのみ。義詮、義満より、族屬漸く疏く、毎に鎌倉と相圖る。故に上杉氏を誘ひ、以て之を制す。而して上杉氏も亦京府を援き、以て重きを爲す。君臣の際、常に嫌隙あり。將軍たる者、以て是彼の不利にして我の利と爲すなり。獨上杉氏憲の持氏に叛するや、將軍義持氏憲を援けずして、持氏を右くるは何ぞや。氏憲の黨に義

壇に登る—
大將軍と爲
る

持氏の孤—
安王、春王

遺孤—成氏
○人心の嚮
ふ所に従ふ
者

嗣あり、義嗣は義持の弟、その深く忌む所なり。故に持氏を右け、氏憲を除く。その心は私なり、而してその跡は則ち公なり。以て關東將士の心を服するに足る。義教の繼ぎて將軍と爲るに及び、持氏亦執事憲實と隙あり。則ち憲實を右けて、以て持氏を斃す。蓋し義持嗣無し、持氏立たんことを冀ふ。而して義教僧服を脱して、壇に登る。故にその心服せず。憲實以て口實と爲し、之を義教に訴ふ。その忌む所に中りて、以てその援を得。義教の意、必ず曰はん、吾是時に乘じ、斃して之を滅す。父祖の爲さんと欲して、未だ能はざる所、而して我之を能くするなりと。その實義教能く持氏を斃すにあらず。持氏自ら強臣の計に斃るよなり。而して義教、臣を右けて君を滅す。何を以てか將士の心を服せんや。是を以て結城氏朝の如き者、持氏の孤を奉じて兵を起すや、亦憲實に之を平けんことを命ぜらるも、憲實肯て義教の令に循へるにあらず、自らその患を除けるなり。その後將士再び遺孤を求めて主と爲す。而して上杉氏更に將軍の子を戴く。將士仍將軍の子に之かずして管領の子に之く者、以て人心を見る可きなり。故に天下を治むる者、常に人心の嚮ふ所に従ひ、以てその事を成す。事成りて天下吾が權を仰ぐ。人心の嚮ふ所に従はざる者、一時に克つといへども、而も未だ久しからずして壞る。壞るれば則ち我が權廢す。

義持、義教の爲す所を観るに、其然らずや。義教の爲に計る者は縦ひ持氏を右けず、攻めて之を囚せしむるも、更にその子を立て、或はその封を析き、以て數子に傳へ、憲實の不臣を誦め、代ふるに衆望の屬す所を以てせば、則ち一處置にして、關東の心盡く悦服せん。是より以往、鎌倉の君相を廢置せば、その權を盡く京師に歸せん。惜いかな、義教の以て此を語るに足らざるや。義教已に關東を夷け、自ら以てまた患ふるに足る者無しと爲し、愈益矜驕して、以て將帥の服せざるを致す。嘉吉の禍、應仁の亂、相因りて作り、子孫終に細川氏の弱むる所と爲る。空名を上擁すといへども、而も鎌倉と奚ぞ異らんや。

○後花園天皇 (其二)

叛逆は罪なり。逆は弒に至りて大罪なり。故に弒逆を行ふ者は論ぜずして可なり。弒逆に遭ふ者の之を速く所以を論ずべし。足利義教の弒逆に遭ふ所以のもの、安くにか在る。その將帥を待つに恩意無きに在るか。驕にして禮を加へず、纒を信じて之を殺し、人々をして自ら危ましむ。赤松滿祐無しといへども、而も恐らくは免れざらん。頼襄曰く、是所謂その一を知りて、未だその二を知らざるなり。一とは何ぞや。曰く、威權の立たざ

疾視す一邪
魔者扱ひに
する

るなり。義教のこの禍を速くや、その威權を恃むこと太だ盛なるに由るにあらずや。近時織田信長の弒に遭ふが如き、これのみ。曰く信長は則ち然り、義教は則ち然らざるなり。義教自ら以て威權己に立ちて、恃むべしと爲すが爲めなり。足利氏の威權の立たざるは一世にあらざるを知らざるなり。而して之を恃みて恩意をその臣に加へず。この禍を速く所以なり。夫れ恩意と威權と、一を闕く可からず。而も義教は則ち兩つながらこれ無し。何を以てその臣の叛逆せざるを保せんや。夫れ人臣のその君を戴く所以は、その威ありて畏る可く、恩ありて愛すべきを以てなり。愛して之を畏る、是を以て凌犯の禍無し。然らずば道を行くの人のみ。何の至らざる所ぞ。然りといへども、唯だ畏るべきなり、而して後愛すくし。愛すべくして畏るべからずば、則ちその愛すべき者、終に久しからず。今夫れ妻の夫に於ける、亦なほ臣の君に於けるが如きなり。義を以て合する者なり。愛して捨てず以てその夫妻を全くす。人々之を知れども、畏るゝ所あるにあらざれば、則ち以て全くすべからざるを知らざるなり。畏れざれば則ち忸れ、忸るれば則ち之を輕んず。之を輕んずるの至、心外に嚮ひ、而してその夫を疾視す。甚しきは則ち陰かに之を斃し、以てその私するの者に従ふ。皆初めその夫を愛せざる者にはあらざるなり。之を畏れざる者な

庸儒—凡庸
怯懦

逗撓—とどまりたゆむ

り。足利氏の將帥は皆驕婦の如し。その夫を畏れざるなり。數、叛して禁ぜざるは、なほ婦の數その夫に背き、旋その家に歸るがごとし。是を以て之を輕んずること益甚し。加ふるに怨隙を以てす。側目咆怒するは恠しむに足らざるなり。滿祐の如きは、その尤なる者のみ。初め義滿の世威令稍振ひ、諸將敢て上を戴かざる者莫し。而して義持庸懦、幸にして時に事無く、優游宴晏、赤松持貞を寵す。滿祐之と訴して直を得ず、怒りてその第を焚き、邑に據りて叛するや、教を下して之を討つ。而して諸將肯て往かず、連署して滿祐を赦さんことを乞ふ。已むを得ずして之を聽す。足利氏の威權、是に於てか畏るゝに足らざるなり。則ち滿祐の目、將軍無きこと久し。而して義教則ち以て己を畏ると爲し、之を遇する無狀、その女を殺して恤まず、復その怨叛を致すに至る。幸にして克く之を降し、復赦して之を近づく。滿祐憤怨胸に填つ。而も義教以て意と爲さず、曰く、一大權我在り、彼我を奈何ともする無きなり」と。是に於いて、亦持貞の從子を庇ひ、滿祐に諭して、之が邑を割予せんと欲す。滿祐たる者、何ぞ肯て坐してその令を受けんや。嚮に叛くや、我を能く誅する莫きなり、今是を弑するも、誰か能く我を禁せん。是れその敢て刃をその君の腹に刺す所以なり。諸將赴き討つといへども、亦前役に忸れ、逗撓して進ま

○私を行へば威權立たず

家奴—赤松
滿祐
主人—足利
義教
一奴—山名
持豊
家宰—細川
勝元
嫉む所の者—
—島山持國
—嗣主—義尙

ず。但山名持豊復その家を興さんと欲す。故に力めて攻むるのみ。その餘、意皆賊を縦つに在り。寧ぞ肯て感奮進撃、君仇を復するを必ずとせんや。故に足利氏の臣、唯その君を畏るゝの意無し。是を以て又君を愛するの心無し。故に曰く、威權立たざるなりと。然らば則ち威權の立つと立たざるとの所以は何ぞや。曰く、行ふ所公なれば則ち立ち、行ふ所私なれば則ち立たず。義持、義教の如きは、小私を行ふなり。尊氏の如きは、大私を行ふなり。足利氏の大私、赤松氏に成る。故に禍先づ赤松氏に發す。天なり。足利氏或はその臣の叛逆を縦にせしむれども、而も天は則ち必ず足利氏の叛逆を赦さず。

○後土御門天皇 (其一)

頼襄曰く、應仁の亂は、嘉吉の變に本づくなり。夫れ家奴主人を衆奴の中に戕す。而して衆奴逡巡して、能く齟齬する莫し。一奴あり、獨能く奮前之を擊斃す。則ち之を擊斃する者、昂首して衆奴中に横行し、而して制すべからざるは固よりなり。而して家宰たる者、之れを引ききて以て己の嫉む所の者を排し、嗣主は又之を引ききて以て己の私を濟す。是之に權を授け、以てその勢を長ずるなり。その勢長ずるに及び、復之と抗爭せんと

欲す。則ちその鬪亂紛紜するや、固より宜なり。古より國家の亂亡するや、必ずその威權の陵替、紀綱の廢壞に由る。而して英雄の人、大功をその間に樹つ。是を以て能くその權を操り、遂にその國を移すに至る者、皆然り。今足利氏の國勢此の如きを以てして、桀驁悍惡、山名宗全の如き者、その功一國の上に出づ。宗全をして大に人に過ぐる者ならしめんか、則ちその足利氏の國を篡ふや、難しと爲さず。異日の豊臣秀吉の織田氏に於けるは是のみ。幸にして遠志大略無し。故に横恣忌む無きに止まるのみ。然りといへども、當時の將軍管領たる者、宜しく之が慮を加ふべき所なり。之に答ふるに恩禮を以てし、以てその心を靖んじ、之に酬ゆるに金帛子女を以てし、以てその欲を充し、多く土地を與ふべからざるなり。多く土地を與ふるは可なり。之に權を授くべからざるなり。既に土地を與へて、復之を奪ひ、既に權を授けて、復之を争ふ。乃ち大に不可なり。夫れ宗全を賞して、盡く赤松氏の地を領し、その同族の封をして相聚めしむ。已に慮の固きものにはあらざるなり。然れども猶曰はん。然らざるを得ざるものありと。又赤松の遺孽を播に立て、以て之を怒らし、而して之を鬪はしむるは何ぞや。彼怒りて我を直とせず、鬪ひて之を奪ふも、我何の辭か之を責めん。正に以てその勢を成して、我が權

遺孽—遺子

を失ふに足る。況や我固より之に權を授くるをや。夫れ所謂權を授くとは、何ぞ必ずしもその官職を云はんや。我之に倚託し、彼をして輕重を我に爲さしむ。是之を權を授くと謂ふ。細川勝元、畠山徳本の資望を嫉み、擠して之に代らんと欲す。是を以て宗全を引きて黨と爲し、之と婚を結び、又其子を養ふ。徳本の嫡を易へんと欲するに及び、乃ち之と力を并せ、陰にその子を助け、以てその父に蹙る。是管領之に權を授くるなり。將軍義政既に義視を養ひて、復己の子を立てんと欲す。則ち亦宗全を藉りて援と爲す。是將軍亦之に權を授くるなり。夫れ徳本の事は私なり。而して宗全公に據りて以て之を排す。義政の事も亦私なり。而して宗全私して以て之を援くるを知る。その乗じて以て權を執り、志を逞しくするは、則ち一なり。勝元初め宗全と結び、以てその志を得、既にして宗全の勢、殆ど己の上に出づるを視、亦將軍の陰に託するありて、以て己と軋るを知る。是に於いて、亦黨を植て、以て之と争ふ。而して己先づ之に權を授け、以て此に至るを知らざるなり。義政亦之に權を授けて、勝元と争はしめ、而して己乃ち勝元の劫持する所と爲り、亦宗全の力を得る能はず。應仁の亂、滔天塗地、十餘年にして決せざる所以なり。後の國家を爲むる者、不幸にして惡人に功ある者に逢はば、務めて善く之

○權を授けてこゝに至る
滔天塗地—大混亂

を處置し、以てその心を服せば、則ち何ぞその制す可からざるを患へんや。然りといへども、國家の勢をして悪人の功あるに至らしめざるを先務と爲すなり。

○後土御門天皇 (其二)

吞噬拏攫
かみ合ひつ
かみ合ふ

頼襄曰く、郡縣の世、患は姦臣と叛民とに在り。而して封建に之れ無し。之無きにあらざるなり。之ありといへども、而も猝にその國を亡すに至らざるなり。何となれば諸侯各その土地甲兵を有し、その力以て、内は姦邪を懼れしめ、外は盜賊を禁するに足ればなり。然れどもその力以て盜賊を禁じ、姦邪を懼れしむるに足るが故に制し難し。之を制するに權を以てす。權、上に在れば、天下の勢分れ、以て上令を奉ず。權、上に在らざれば、則ち天下の勢合し、而して下その志を恣にす。合すとは何をか謂ふ、黨あるを謂ふ。黨あれば、必ず耦ありて争ふ。争ふにその土地甲兵を以てす。故に吞噬拏攫、數十年にして止まず。郡縣の存亡たちどころに決する如きにあらざるなり。而して之が上たる者、既に以て之を制する莫し。其或は勝ち或は負くるを聽すのみ。而して勝者、或は我を挾みて以てその勝を取る。而して既に勝つに及べば、乃ち終に我を制す。我之を

○公なら
ず、一なら
ず

如何ともする無し。是封建の通患にして、應仁の亂も亦然りと爲す。何に由りて然るや。曰く、權を喪ふのみ。何を以て權を失ふ。曰く、公ならざるなり、一ならざるなり。唯公ならず、是を以て一ならず。史に稱す、足利義政の斯波氏の嗣を令するや、十年の中、二たび之を奪ひて、二たび之に予へ、畠山氏の續くや、二十年の中、三たび之を奪ひて、三たび之を予ふ。播を山名氏に予ふるは、その赤松氏を討滅するを賞するなり。而して復赤松の餘孽を播に祿せり。その一ならざるや此の如し。此皆請謁賄賂に因りて然るなり。公ならざるにあらずして何ぞや。自らその弟を以て儲貳と爲す。細川勝元之に傳たり。而して復山名宗全を援けて以て勝元と軋る。その一ならざるや此の如し。此その弟を廢して以てその子を立てんと欲するに由るなり。公ならざるにあらずして何ぞや。己も亦その公ならざるを知るなり。是を以て宗全の赤松氏の子を斃し、以てその邑を奪ふも、而も禁する能はざるなり。勝元怨言を出して、盡くその左右の、西陣の耳目と爲る者を除く。而して止むる能はざるなり。而して天下肯て復その令を奉ずる者莫し。夫れ苞苴閭閻の間に陰行し、襁褓の呱々と、枕席の私語と、耳に浸漸して、而して兵戈の氣、天地の間に塞がるを致すもの、十有餘年にして絶えず。蓋し義政と雖も、始めは自ら其患の此に至るを

苞苴—賄賂
渠魁—勝
元、宗全

知らざるなり。幸にして渠魁兩つながら斃れ、勝負無きが如し。而して細川氏終にその權を專にし、將軍を廢置すること、奕碁の如く然るに至り、群豪相并び、海内分裂し、織田、豊臣氏に至り、纒に之を混一するを得たり。その禍たるや遠し。然りといへども、室町衰弱を以てして長く存するを得、鎌倉の速に姦臣に亡ぶるが如きにあらざるものは何ぞや。封建、郡縣の勢異なるのみ。豊臣氏の如き、亦封建の爲に、その季世嬖寵政を亂し、亦私に儲を易ふるを以てなり。而して天下の諸侯、陰に各黨援する所あり、以て亂亡に至る。その勢乃ち應仁と同じ。その主の明暗、大に懸絶すといへども、その公ならず一ならざるを以て、以てその權を喪ふものは一なり。而してその亡ぶる、室町より速なるものは、新造の國なればなり。

○後土御門天皇 (其三)

○天この喪心の人を生む
 頼襄曰く、足利義政はその心を喪ふ者と謂ふべきなり。八歳の童子を以て、諸將の奉立する所と爲り、職に在ること二十九年、乃ち位を其子に譲り、以て安に就く。又十九年にして終る。前後を通ずれば四十八年なり。而して我が邦前後比無きの大亂をこの四十八年

儲を易ふ
秀次を捨て
秀頼に易ふ

花亭—室町御所

傳宣の臣—
取次役
抵牾—撞著

の中に集む。輦轂兵燹、蕩として廣野と爲る。七道の内、戦無き者無し。誰か之を致したる。史に稱す、義政驕逸、その職に在るや、奢靡を窮極し、花亭の費、費六十萬緡、高倉第の障子値二萬錢に至り、その他之に稱ふ。上下相倣ひ、競ひて侈麗を以て相尙ふ。是を以て民賦日に倍し、横斂苛征、戸耗し、田蕪す。故に事に富商の金を借るもの、義滿の時、歳に四次、義教は歳に十二次、義政に至りて、月に八九次、又稱貸不償の令を擧げ、號して徳政と曰ふ。故に事に大儀ある毎に、諸侯に課して役を助けしむる。概ね五六年に一舉、なほ給し難きを病む。義政の時は、五年にして九舉、是を以て公私共に困し。怨讟四に起る。義政乃ち日に淫樂を内に恣にし、天下の政、之を傳宣の臣及び妾媵僧尼の屬に委し、請謁公行、號令抵牾して、外朝大臣、黨を結びて相軋る。上令の己に便ならざるものを見れば、その曲直を持し、公然罵詈して従はず。紀綱壞廢し、威權地に墜つる此の如し。夫れ此の如きもの、祖宗厚澤善制の後に處するも、なほ亂れざる能はず。況や足利氏の如き者をや。而して義政、概ね察せざるなり。又その私を以て、外臣の有力者に託し、以て之を濟はんと欲す。此を以て亂端を啓き、兵禍驟に起り、己遂に劫制せらるゝ所と爲り、戦鬪を傍觀す。心悸舌擡、一語を出して以て之を禁止する能はず。幸にしてそ

懲愆一懲りて慎しむ
勘合印信一
通商貿易を成す印鑑

權宰一かりに支配する
首領云々一
首を斬られ
牖下に没す
病死す

の兩敵交綏するを得、械囚を脱するが如きも、亦以て少しく懲愆すべきなり。而して職を讓るの明年、乃ち書を朝鮮に贈り、勘合印信を求め、以て海外書畫珍寶を求む。尋ぎて別業を東山に築き、銀閣をその中に興す。人心ある者にして能くすべけんや。正に唐の德宗奉天の厄を脱して、瓊林に大盈庫を興すが如し。彼なほ藩鎮を削平する志あるがごとし。その計を得ずして困乏に懲る。その宜しく懲るべからざる所に懲る。なほ説あるなり。義政は則ち直に海内を竭し、以て自ら奉じ、以て大亂を致して懲りず。又その未だ竭さざるものを竭さんと欲す。夫れ天一一人に託して、萬民を養ふ。萬人を取りて一人を養ふにあらざるなり。故に明王は必ず勤儉を躬らし、以て天下を恤れむ。苟も美を爲すのみにあらず、天託に背きてその譴を取らんことを懼るゝなり。天子且つ然り。況や天子に代りて天下を權宰する者をや。烏ぞ是吾が有なり。吾が臣僕なりと曰ひ、而してその生活する所以を奪ひ、以て己の逸樂に資すべけんや。而して亂れざるあらんや。未だ亂れざるに察せず、既に亂るゝに懲りず。故に曰く、その心を喪ふなりと。而して首領を全くして、牖下に没するを得るものは何ぞや。曰く、天、足利氏を疾むや深く、その家を躓さんと欲す。故にこの喪心の人を生み、又速に死せずして、以てその亂を極めしむ。

む。亂極まらざれば以てたふすに足らざればなり。

○後柏原天皇

應仁而還、足利氏の事、紛々擾々復論するに足らざるなり。その大略を綜べて、以て世戒と爲すと云ふ。足利氏の君臣、その事酷だ相似たり。初め畠山氏その義子を廢してその子を立てんと欲す。足利氏と細川氏と亦然り。是を以て應仁の亂を成す。足利氏義尙を立て、細川氏政元を立つ。竝にその欲する所の如し。而して畠山政長義子を以て立てて管領と爲す。その與に立を争ふ所の者死し、その子なほ存す。政長之を害とし、將軍を挾みて往きて之を撃つ。挾む所の者は義尙、與に立つを争ふ所の者の子なり。蓋し義尙の天するや、父義政、其舊養ふ所の義視を召し、其子義植を立つ。義尙嗣無きを以て、已むを得ざりしなり。是政長の挾む所の者なり。而して細川政元、義政の遺旨と稱し、義澄を立つ。義澄と義植とは、義政に於いては均しく之が姪たり。義政豈に愛憎する所あらんや。政元旨を矯めて之を立つる所以は、政長を排してその攝する所を奪はんと欲するのみ。なほその父勝元の山名宗全と戦ひ、以て義視、義尙の位を賭するがごとし。その意

義子—澄之

宗全を排するに在るなり。而して勝元未だその志を逞しくせずして死す。而して政元之を成す。政元、義植を廢し、政長を殺し、而して己管領と爲り、權を專にする十有五年なり。乃ちその臣の弑する所と爲るは何ぞや。初め政元子無し。その族子二を養ふ、澄元と高國となり。澄元を以て三好長輝に付し、之を輔けしむ。而して香西元近、長輝を排せんと欲す。是を以て政元を弑し、更に他の義子を立て、反りて長輝の誅する處と爲る。而して三好氏細川氏を專にす。義植、義澄の交争ふ者、その子孫に至り、以て足利氏を終ふ。高國、澄元の交争ふ者、其子孫に至り、以て細川氏を終ふ。澄元と高國と、或は義澄を助け、或は義植を助く。而して長輝の子孫、始め澄元を助け、子晴元に及び、高國を敵とす。後又高國の子を助け、以て澄元の子を排す。三好氏既に細川氏を亂せり。而して三好氏の臣に、松永久秀といふ者あり。亦その家を亂り、その子を毒殺し、以て他の義子を立つるに至る。然る後相與に共に將軍を弑し、而して足利氏滅びぬ。賴襄曰く、予鄙夫の與に君に事ふ可からざるを論ずるや、曰く、「未だ得ざれば得んことを患ひ、既に得れば失はんことを患ふ。失ふを患ふれば、則ち至らざる所無し」と。今細川氏の足利氏に事ふるものは、志足利氏に在らずして、己の得失を患ふるのみ。是を以て、その臣

の之に事ふる者、志、細川氏に在らず。一は彼、一は此、唯己の得失を是れ視て、而して至らざる所無き者、酷だ相似たるなり。是豈に細川氏の罪ならんや。足利氏の王家に事ふるや、その兩統を争はしめ、以て己に便にす。亦その志、王家に在らずして、己の得失を患ふるに由る。その源此の如し。宜なり、その末流轉た相倣倣することや。故に三好氏の臣の三好氏を亂すは、なほ三好氏の細川氏を亂すがごとし。三好氏の細川氏を亂すは、なほ細川氏の足利氏を亂すがごとし。細川氏の足利氏を亂すは、なほ足利氏の王家を亂すがごとし。

○後奈良天皇

賴襄曰く、兵に形あり、勢あり、機あり。形は勢を生じ、勢は機を生ず。機は見難くして變じ易きものなり。時に隨ひて變じ、處に隨ひて變ず。勢と形との如き、必ず大にして見るべく、確として變ぜざるものあり。その形に因りて、その勢を制り、その勢に因りて、その機を決す。是將の智なり。故に智將の爲す所、或は謀らずして合するあり。則ちその形同じきなり、故にその機も亦おなじきなり。吾永祿、元龜の際に觀るに、三大戰あり。

○機同じ

毛利氏に嚴島の戰あり、北條氏に河越の戰あり、織田氏に桶峽の戰あり。この三戰なるものは皆、威を天下に著はし、以てその業を興す所以のものなり。毛利氏、織田氏、皆三千を以て敵の三四萬を破り、北條氏八千を以て敵の八萬を破る。世徒にその寡を以て衆に敵し、勝ち難きに勝つを稱して、而して深くその勝つ所以のものを究めず。蓋し勝つ所以の機同じきなり。機の同じき所以は、則ち勢と形との同じきに由る。何を以て之を言ふ。夫れ陶賊、防、長、筑を擅にし、以て毛利氏の安藝を壓す。今川義元、駿、遠、參を略し、以て織田氏の尾張に逼る。兩上杉氏七州を有し、以て北條氏の相摸を蹂む。強を以て弱に臨み、客攻主守、其形同じきなり。形を以て之を言へば、強者は勝ち、弱者は負く、攻者餘ありて守者足らず。然り而して足らざる者は懼れ、餘ある者は驕る。驕れば則ち怠り、懼るれば則ち奮ふ。則ち勢なり。則ちその勝負の機、將に相換らんとす。然りといへども、弱を以て強に敵し、足らざるを以て餘あるに對す。徒に奮闘して克つべからざるなり。是に於いて、その勢を制し、以てその機を決す。夫れ餘ある者は、分るゝに利にして、合するに利ならず。分るれば則ち整ひ、合すれば則ち亂る。而して足らざる者は之に反す。彼その勢を分ち、更迭して我を攻めば、我何を以て之に堪へん。是を以て城寨を要衝の

客攻主守
敵は攻め味
方は守る

沓登―おし
あひへしあ
ふ

地に置き、以て敵路を梗ぎ、敵をして衆を合し力を此に敵らせしむ。則ち吾與に鬪ふ所の者は約なり。是形に因りて、以て勢を制するなり。譬へば羶を地に投じ、以て群蟻を聚むるが若し、敵衆散漫、地を蔽ひて來る者、その勢此に至りて沓登す。則ち吾以てその亂に乗じ、衝突して之を破るべし。是勢に因りて機を決するなり。然れども、撃つ可きの機、その間髪を容れず。急なれば則ち未だその機に及ばず、緩なれば則ち已にその機を過ぐ。過ぐれば機に及ばず。則ち機の以て勝つべきもの、或は以て自ら敗るるに足る。是則ち所謂時と處とに隨ひて變するものなり。是故に毛利氏、北條氏の緩を用ふるも緩にあらざるなり、織田氏の急を用ふるも急に非ざるなり。その機を失せざるを爲すは一なり。

○正親町天皇 (其一)

頼襄曰く、武田上杉二氏、用兵の才相敵し、北條氏、織田氏共に及ばざるなり。而して四氏元龜天正の際に角立して相下らず。その攻守の形勢は、請ふ嘗て得て之を論じたり。蓋し我國の地勢は東北より來る。故に東北高くして西南卑し。その幅員も亦隨ひて豊殺あり。奥羽の山脈、甲信に至りて重疊沓登し、人に脊梁あるが如し。而して關東八州はそ

豊殺―廣狹

腰裔一こし
すそ

四瞰し一四
方を見下
し

の東に依り、越はその北に倚る。海道の諸國その南を帯びて西し、尾張となり、京畿西國と爲れば、大底甲信の腰裔のみ。八州は幅員尤も豊にして、北條氏之に據る。越焉に次ぎ、上杉氏之に據る。海道又焉に次ぎ、織田氏之に據る。而も甲信を得ざれば、則ち國を成さざるものは一なり。北條、上杉、織田、共に國を成さず。而して武田氏、三氏の國を成す所以のものを奪ひ、以て自ら國せり。山岳の重疊沓蹙する所、關東海道の土沃兵衆に及ばずといへども、然もその處る所脊梁に在り。高きに憑りて四瞰し、我出づるに利にして、敵入るに難し。是武田氏の、能く三氏の中に介立して屈せざる所以なり。唯その用兵の敵無きを以てのみにあらざるなり。而して用兵の與に敵する者は、獨上杉氏のみ。故に之と信地を争ひ、彼の國を奪ひ、以て我が國を成さんと欲す。兩蛇の穴を争ひ、螫齧するが如し。相持するもの數十年。是を以て北條氏、織田氏、その左右に在りて、以てその國を保つを得たるなり。二氏の國、武田氏と腹背を相爲す。二氏その夷に居り、而して險に據るの武田氏を仰ぎ、能く支ふる所以のもの、唯その土沃に兵衆の之に勝つを以てのみにあらざるなり。上杉氏は武田氏の後を窺ふあるを以て、故に彼、輕出深入するを得ざるなり。上杉氏の土沃兵衆二氏に及ばざるは、なほ武田氏のごときなり。而してその據る所の險、

○その間以
て京畿を取
る

武田氏に及ばず。而して用兵の才は同じ。是を以て數兵を八州に下し、又數美濃を圖り、終に之を取る能はざる所以のもの、亦武田氏の後を窺ふを以てなり。故に武田氏、上杉氏と、天下の背を争ひて決せず。北條氏その間を以て奥羽を取る能はず。而して織田氏その間を以て京畿を取る。高卑の勢、難易異なればなり。是を以て織田の土地甲兵、益々強大を致し、北條に三倍するに至る。三氏の主帥相繼ぎて没死するに及び、乃ち東南先づ武田氏を滅し、甲信を取るを得。豊臣氏之を繼ぎ、因りて以て上杉氏を服し、而して北條氏を平ぐ。北條氏、上杉氏、甲信を得れば、素より國を成す能はず。而して武田氏獨甲信に據るのみ。なほ以て之を雄壓するを得。況や甲信以西の全力を以てして、甲州の險を奪ふをや。甲信、以東越に至り、八州に至り、遂に奥羽に至る。復立草ある無きも、宜なり。是海内の勢、混一を成す所以なり。否らざれば則ち卑より高に向ひ、殺より豊に向ふ、安ぞ能く克つを得んや。

○正親町天皇 (其二)

賴襄曰く、應仁以還、七道の分崩離析するもの極れり。百戰の餘、英雄の材輩出し、最も

分崩離析
群雄割據の
不統一

樹幟耀兵—
武威を振ふ

襟喉—要處

強大を成す者五氏。毛利氏は西に在り、武田、上杉と北條氏とは東に在り、而して織田氏中に居る。その土境兵力、大に相過ぐる莫し。而して獨織田氏を稱して、以て足利氏を繼ぎ、天下に宰たりと爲すものは何ぞや。先づ京師に據りて、四方に號令するを以てなり。先づ京師に據りて四方に號令するは、足利氏の覇を爲す所以なり。その衰へ且つ亂るゝに及びてや、徒にその名を存し、肯て復その令を奉ずるなし。而して天下の耳目の屬する所、心意の嚮ふ所、なほ此に在り。是を以て東國の群雄、その志京師に樹幟耀兵せんと欲せざる者無し。特その居る所隔絶せるを以て、多く人國を經るにあらざれば達すべからず。地勢の便ならざる、故に之を能く遂ぐる莫きなり。獨織田氏の國、京畿と聲氣相通じ、東國の襟喉を扼す。故に他人の京に入る道を塞ぎ、而して己先づ京に入る。既に京に入れば、兵を以て畿甸を守り、而して終にその鋒を西嚮す。西道の雄も亦禦ぐ能はず。唯其才、人に過ぐるを以てのみにあらず、地の利、便なればなり。なほ異時の細川、三好氏の、攝、河に居るが故に數志を京師に得たるがごときなり。大内義興嘗て一たび防長の兵を用ひ、將軍義植を擁して、以て京師に入り、留ること七年、遂巡して引き去る。而して細川氏仍ほ京政を執るも、亦その國遐遠なるを以て、京師に寄泊すれば、糧餉給せざるの

木偶芻狗—
木造の人形
藁造の狗

み。今織田氏の義昭を擁して京師に入るや、又なほ大内氏の爲すがごときなり。肯て留まらずして去り、去りて復來る。未だ嘗て困乏せず。又未だ嘗て機會を失はず、而して終に代りて其政を執るもの、地の利、便なればなり。義昭既に廢せられ、西、毛利氏に依る。而して毛利氏兵を出して東嚮し、織田氏と抗する、亦大内氏の爲すを襲はんと欲するにあらずや。毛利元就既に没すといへども、その二子の才、義興に過ぐるあり、及ばざる無し。而して遂に織田氏西下の鋒を曷むる能はざるもの、亦其地勢卑より高に向ふを以て、不可なる所あるのみ。唯地勢然るのみにあらず、時勢に不可なるものあり。何となれば則ち天下の心目は、足利氏に嚮ふにあらずして、京師に嚮ふなり。義植の時、なほ可なり。義昭に至りて、既に織田氏の立つる所となり、又その廢逐する所と爲る。木偶芻狗の故敗するものの如し。之を挾みて來り、既據の京師を争はんと欲す。烏ぞ能くす可けんや。故に曰く、時勢に不可あるなりと。武田氏、長尾氏、又毛利氏と遙に應援を爲し、夾みて織田氏を攻めんと欲す。是亦時勢を知らざるなり。地勢を以て論ずれば、この二氏京師に隔絶し、その不便に據るといへども、然も高下の勢を見れば、正に毛利と反せり。而して織田氏に加ふる能はざるもの、二氏内に自ら相争ひ、而して焉に及ぶに暇あ

○群雄の知らざる所を知る

らず。故に地の利ありといへども、用ふるを知らざるなり。織田氏の如きは、則ち然らず。斷然義昭を廢して顧みざるもの、時勢を知らばなり。京師の四戰の地たるを知らばなり。肯てその巢穴を離れて此に棲託し、以て義興の轍を踏まず。又東國の仰攻し易からざるを知る。是を以て、之を捨て先づ攻め易きの毛利を攻め、務めてその境土を大にし、その兵力を強くし、然る後、東面して之を治むるもの、地勢を知れるなり。當時群雄の知る能はざる所を知る、能く足利氏を繼ぎ天下に宰たる所以なり。饒ひその居る所をして地勢の便に據らしむるも、その利を用ひてその不利を避くるを知らず、又時勢の可否を知らざれば、則ち何ぞ能く之を致さんや。則ち果してその才然るなり。曰く、その用兵の才の如き、武田、上杉に如かざるにあらずや。曰く、然りといへども、自ら用兵の才の、武田、上杉に如かざるを知りて、與に争はず、彼をして相争ひて我に及ぶに暇あらざらしめ、而して我先づ彼の爲さんと欲する所を爲す。これその才の、武田、上杉氏に過ぐる所以なり。

○正親町天皇 (其三)

輿僮—奴隸

頼襄曰く、國の治亂興廢する所以、知るべきのみ。興り且つ治まる所以のものは、上下の相近づくに由る。廢れ且つ亂るゝ所以は、その相遠さかるに出づ。和漢古今と無く一なり。國の創建に當りてや、上意下達し下情上通し歡然間無く、而して天下治まる。その久しきに及ぶや、則ち然らず。上の人その位を有し、その權を負ひ、以てその下に驕りて恤まざるなり。甚しきは則ち之を蹂躙して曰く、「吾は天子なり、吾は關白なり、彼武人は賤吏のみ」と。而して武人の賤吏、終に天下を覆してその權を奪ふ。是王家の變じて源氏と爲り、足利氏と爲る所以なり。曰く、「吾は將軍なり、吾は管領なり、彼陪臣は輿僮のみ」と。而して陪臣の輿僮、終にその天下を覆して、その權を奪ふ。是足利の變じて織田氏と爲り、豊臣氏と爲る所以なり。その變するものは天運なり。而も必ず人事に由りて變ず。その未だ變ぜざるに當りてや、上尊下卑、天地の如く然り。尊き者は日に驕逸に、卑き者は日に勤勞し、驕逸なる者は日に愚にして、勤勞なる者は日に知なり。知の極は、以て天下を取るに足り、而して愚の極は、以てその身を保つに足らず。人事の然るなり。愚者常に上に在り、以て智者を役す。久しくして變ぜざる能はず。則ち天運の然るなり。細川、斯波、畠山三氏、足利氏の管領と爲り、而して關東の管領を上

籥單—残りなく取り込む
斯波氏の臣—信長
吉の臣—秀吉
螻蟻視す—輕蔑す

一等—天子の位

杉氏と爲す。斯波氏先づ亡び、畠山氏も亦微なり。而して細川氏、上杉氏と東西に張り、その宗族各分争して相食む。概ね皆庸才、大に相過ぐる無し。是を以て數世を更へ、或は勝負莫し。而して細川の臣三好氏、上杉氏の臣長尾氏、乃ち雄傑なる者あり。以てその主を制し、その權を一時に專にするに足る。而して終に一切を籠罩して之を掃蕩する者、斯波氏の臣に出づ。その墜緒を繼ぎて、その大業を成す者、又その臣の臣に出づ。蓋し天下の亂を厭ひ、足利氏の此を撥するに足らざるを願ふなり。故に此等の人を生じ、以て天子を輔けて、天下を治む。足利氏の陪臣興儻と曰ふを得ざるなり。然らずば、陪臣興儻何を以て能く右大臣と爲り、關白と爲らんや。此に至るに及び、嚮の之を螻蟻視する所の者、我その鼻息を仰ぐに暇あらず。蓋し竊に歎じて曰く、「この位は唯我が家爲すべくして、彼之を爲すに至る、豈に大變にあらずや」と。其變するものは乃ち變ぜざる能はざるの天なるを知らざるなり。然りといへども、變この極に至りて、而も變ぜざる者存す。何ぞや。曰く、最下なる者、反りて最上に居る。而してその上一等、終に冀ふべからず。是我が國の彼の殷、周、秦、漢、唐、宋、明と異なるものなり。嗚呼、是何によりて然るや。曰く、祖宗敢てその位を有せず、臣虜の勞を躬し、氓隸の心を體し、

彌滿—充滿

契券—證書

上下相親み、家人父子の如し。此の如きもの七八百年。殷、周の積徳といへども、未だ是に至らず。況や漢以下に於いてをや。その膏澤海宇に彌滿し、萬民の骨を淪めて、而して焉を知らず。唯天之を知る。是を以て、己むを得ずしてその實を收むといへども、而も終にその名を存して變ぜざるのみ。故に變するものは天なり。變ぜざるものも亦天なり。譬へば千金の家、邑里に假貸し、薄息責めざる者の若し。年歲邈遠、その家道頽廢し、契券明ならずといへども、而も耄倪相告げ、肯てその家を仰ぎ、以て負くべからずと爲す。他無し、天之が保證を爲せばなり。故に知を天に受くる深き者は、久しくして絶えず。知を天に受くる淺き者は、未だ久しからずして斷つ。彼我皆然り。我が王家の如き、深の至れる者なり。而して織田、豊臣氏の如き、則ち淺の至れる者、變ぜざる能はざるの運に乗じ、以て至る能はざるの位を得、乃ち此を負ひて以て天下に驕らんと欲す。天忽ち之を與へて、而して忽ち之を奪ふ所以なり。

○正親町天皇 (其四)

織田右府、不世出の略を以て、二百年合し難きの天下を定む。事の成る十に六七。而して

一羈孤客一
流浪のひと
り者

身弑せられ、業殞つ。誠に惜むべしと爲す。而して明智光秀は一羈孤客のみ。右府の擢拔する所と爲り、食を推して之を食ましめ、衣を推して之に衣しむ。封土豊足、何を苦しみて、刃を君腹に刺すに至れるか。頼襄曰く、嗚呼、光秀無しといへども、右府未だ必ずしも禍を免れざるなり。何を以て之を言ふ。或曰く、「右府臣下を遇するに禮無く、屢光秀を罵辱す。其怨を取る所以なり」と。襄曰く、然らず。夫れ戰國の英雄、その君臣相與するは、平生の意を以て律すべからざるなり。彼の足利氏、動もすれば禮式を稱し、喜びて邊幅を修するを視るや、常に之を嗤笑す。故にその藩籬を決壊し、手を握り酒を強ひ、箕踞嘲言以てその歡を結び、而してその死命を得。諸將を遇する皆然り。何ぞ獨之を光秀にのみ施さん。光秀も亦何ぞ此を以て怨となさんや。且つ恩を受くる此の如きの大、その禮無きを見るも、亦宜しく忍びて之を受くべきなり。己を屈するに忍ばずして、君を殺すに忍ぶ。忍ばざる所のもの小にして、忍ぶ所のもの大なるは何ぞや。蓋し忍ぶ所大なる者、忍ばざる所も亦大なるものあるなり。無禮を受くるの類のみにあらざるなり。右府百戰、四方故家を鏖滅し、而して己の功臣を以て之に代ふ。然れどもその取るに難きを視る。故に之を與ふるに嗇なり。而も與へざるべからず、與へざれば則ち彼、我が用を爲さず。

藩籬一上下
尊卑の別を
立つる禮法
箕踞一あぐ
らをかく

○既に施し
て又奪ふ

故に姑く之を與へ、彼をして我が用を爲さしむ。然る後事に因りて之を除き、以て前に予ふる所を奪ひ、或はその舊惡を擧ぐ。林通勝、佐久間信盛の如き、是なり。或はその反心あるを誣ふ。荒木村重の如き、是なり。右府初め村重に許すに、攝津を取りて自ら封するを以てす。而して讒を聽きて之を誅す。之を讒する者は即ち光秀なり。光秀も亦、右府總明、讒に惑ふ者にあらざるを知れり。而して敢て之を組織するものは、右府の心誅して之を奪ふに在るを知ればなり。村重を誅してその攝津を奪ふや、吾言の畢るを待たず。則ち安ぞ吾を誅して我が丹波を奪ふこと、亦村重の如くならざるを知らんや。而して吾忍びて之を待つ可けんや。是光秀の先づ君に忍ぶ所以なり。豈に獨光秀のみ然りと爲さんや。諸將皆然り。羽柴秀吉の如き、右府の子を養ひ、之にその封邑を譲らんと欲す。その征西の命を受くるや、又預めその敢て大賞を受けざるを言ふ。右府之に播磨を與ふ。而して入観するに、その國を傾けて貢獻に充つ。以爲へらく、此の如からずば、則ち右府の心喜ばず、而して我の身危しと。故に秀吉の此の變を聞くに當りてや、甚だ驚動せず、立どころに師を班して仇を復す。吾必ずこの事あるを知ると言ふが如きなり。柴田勝家右府の孤を助け、以て秀吉に抗せるが如き、右府の恩を忘れざる者に類す。然れども彼初

右府の子一
御次丸

右府の孤一
信孝

右府を圖る
—弘治元年
信長を殺し
弟信行を立
つる

め林通勝と同じく右府を圖る者なり。右府赦して之を用ひ、北面の大將と爲し、之に越前を與ふ。通勝既に罪せらる。勝家心自危みて曰く、次は將に我に及ばんとするなりと。故に右府早く光秀の手に死して、而して此輩或は復仇の功を建て、或は扶孤の名を得るのみ。其をして早く死せざらしめば、吾恐らくは、その君臣の終始、未だ如何なるかを知らざるなり。吾意ふに、光秀無しといへども、而も右府或は禍を免る能はざるなり。大凡人の恩を感ずるは、その跡に在らずしてその意に在り。意誠に之を施さんと欲せば、施す能はずといへども、而も人之を感戴せん。意誠に之を施さんと欲するにあらざれば、能く施すといへども、而も人之を徳とせず、甚しきは則ち反りて之を怨む。況や既に施して又之を奪ふをや。其怨を取るや、未だ施さざる前より甚し。嗚呼、思はざる可けんや。

○正親町天皇 (其五)

駕馭し—服
從せしめ
市—交換
的に我用を
爲さしむ

頼襄曰く、天下の群雄を駕馭し、其をして盡く我が用を爲して、我に叛かざらしむるものは、何を以て之を致すか。土地金帛を與へて當まざるか。高爵顯位を授けて惜まざるか。曰く皆然らざるなり。夫れ徒に土地金帛を恃み、以て之に與へて市す。我の土地金帛

僂然—おこ
りたかぶり
て

割據の國—
毛利、上杉、
島津の如き
をいふ
同列の人—
前田、蒲生、
池田の如き
をいふ

は盡くるあり、而して群雄の欲する所は極まる無し。盡るあるを以てして、極り無きに供すれば、則ち我の術窮る時あるなり。且つ彼、我の土地金帛を攫りて去り、肯て我が用を爲さず。我驅りて之を使はんと欲するも、彼僂然應ぜず。我が指呼甚しければ、則ち我與ふる所に資りて、以て我に抗す。我何を以てか之を制せん。爵位に至りては、本慮器なるのみ。而して人之を得んと欲する者、我之を濫與せざるを以てなり。之を濫與すれば則ち輕し。人將に唾して顧みざらんとす。是亦恃むべからざるなり。故に徒にこの二者を恃み、以て天下を駕馭せんと欲すれば、天下將に反りて我を駕馭せんとす。世豊臣太閤の能く群雄を駕馭するを稱して、以てこの二者を恃むと爲す。嗚呼、太閤をして果して徒にこの二者を恃ましめば、則ち元弘、建武の政、是のみ。足利尊氏、是のみ。元弘、建武の事は姑く之を置く。尊氏の使ふ所のごとき、皆その家臣、用ひて以てその敵を夷け、隨ひてその土地を與ふるのみ。是力を爲し易きなり。太閤の天下を定むるや、割據の國、存して之を撫し、同列の人、服して之を用ふ。止にその故臣のみにあらざるなり。其勢の難此の如し。況や足利氏の將帥皆庸才のみなるをや。而してなほ制すべからず。太閤の時に方りて、その天下に布列する者、概ね希世の雄なり。而して尊氏の施す所を用ひんと欲

○群雄の感
喜畏服

す。誰か肯てその用を爲して、而して敢て叛かざらんや。肯て盡くその用を爲して、而して敢て叛かざる所以のものは、必らず術あり。曰く、その意に中るなり。曰く、其意の外に出づるなり。その意に中れば、以て之を感喜するに足り、その意の外に出づれば、以て之を畏服するに足る。天下の群雄我に感喜畏服せば、我の天下に於ける。何を爲してか成らざらん、何を欲してか致さざらん。是太閤の一世を鼓舞顛倒し、而して其をして自らその何故なるかを知らざらしむる所以なり。故に時に及びて輒ち予ふる者あり、未だ當に與ふるべからずして與ふる者あり、當に與ふべくして與へざる者あり、既に奪ひて大に與ふる者あり、分ち與へて之を鬪はしむる者あり。故に太閤善く土地金帛爵位を用ひて、以てその術を濟す。専ら土地金帛爵位を恃むにあらざるなり。

○後陽成天皇 (其一)

善く兵を用ふる者、以て天下を取るべきか。賴襄曰く、不可なり。天下は大物なり、用兵は小術なり、小術以て大物を取るべからず。故に能く天下を取る者は、未だ必ずしも善く兵を用ひざるなり。然りといへども、兵は何の爲にして用ふるか。以て土地を拓き、

行師の術—
軍隊を用ふる術。

繆巧—様々
の手だて

人民を服せんと欲するにあらざるか。此に人あり、結陣の法を諳んじ、行師の術を練り、奇正の變、譎詐の計に巧みなるも、而も地を拓くに益する無く、斬首幾千、流血幾里、曰く吾れ勝てりと。之を善く兵を用ふると謂ふべけんや。善く兵を用ふとは、善く兵を用ふるの利を收むるの謂なり。故に善く兵を用ふるの利を收むれば、則ち術も亦大なり、故にその兵を用ふるや、撃つべきは則ち撃ち、撃つべからざるは則ち撃たず。進むべくば進むも可なり。走るべくば走るも可なり。級を獲るも可なり、手を空しくして還るも可なり。要はその利を收むるに歸す。而して其利を收むるの極は、天下を取るに極まる。是織田、豊臣の術。武田、上杉に過ぐる所以なり。武田、上杉は兵を用ふるに巧にして、利を收むるに拙なり。織田、豊臣は兵を用ふるに拙にして、利を收むるに巧なり。右府の兵を用ふるは、猶巧の見るべき有るがごとし。而も亟用ひ、亟輟む。收むる所、用ふる所を償はず。太閤に至りては、その兵を用ふるや、他の繆巧ある無し。而して天下能く支吾する莫きは何ぞや。曰く、彼僥倖にして之を得、蓋し命あり、故に必ずしも能く兵を用ひずして、善く天下を取ると。襄曰く、然らず。物の小なる者、なほ僥倖して得べからず。況やその至大なる者をや。その術の一世に高きにあらざれば、烏ぞ能く之を得んや。太閤の兵を用ふる、巧無きものの如

巧○天下の至

巧譎難知の術計り知るべからざる詐術

くにして、而もその實天下の至巧なり。夫れ兵を用ふるは、その勝を既に用ふるに決するよりも、之を未だ用ひざるに決するに如かざるなり。既に用ふるに決する者は、亟用ひ、亟轍まざる能はず。未だ用ひざるに決する者は、用ひざれば則ち已む、用ふれば則ち必ず利を收む。その利を收めざれば、肯て用ひざるなり。強弱の度を稱し、成敗の数を算し、その可を相て、而して後動く。焉ぞ之を僥倖と謂ふを得んや。その關右を經略するを觀るに、先づ播磨を治し、形勝の地に據り、糧を蓄へ、兵を養ひ、我先づその強を有し、然る後彼の弱に加ふ。我先づその成あり、然る後彼の敗に乗ず。その因幡を取るは、その糧を奪ふなり。その備中を略するは、その水を堰き、之に灌ぐなり。夫れその糧を奪へば、則ち饑ゑ、その水を堰きて之に灌げば、則ち墊る、人々の明知する所、巧譎難知の術あるにあらざるなり。不可の如何を顧みるのみ。十五萬人を用ひて以て鎮西を平ぐ。十五萬人を用ふるにあらざれば、則ち以て之を平ぐべからざるを知るなり。二十五萬人を用ひて以て關東を定む。二十五萬人を用ふるにあらざれば、則ち以て定むべからざるを知るなり。皆之を未だ用ひざるに決するものなり。以て平ぐべく、以て定むべし。然る後、以て天下を取るべし。

○後陽成天皇 (其二)

賴襄曰く、兵の勝負する所以のものは機なり。機に大なるものあり、小なるものあり。小なるものは、一日にして萬變す。陣に臨み、敵を相るにあらざれば、決すべからざるなり。大なるものに至りては、之を事を擧ぐるの前に決し、而して萬衆の心之に乗じて奮ひ、以て事平ぐ後に至るまで、其鋒未だ嘗て鈍退せざるものは此機なり。此機を得れば則ち勝ち、此機を失すれば則ち負く。是英雄の獨り見る處にして、衆人或は之を能く知る者莫し。豊臣太閤、西、島津を伐ち、東、北條氏を伐ち、兩大役を擧げて天下定まる。強を以て弱に加へ、大を以て小に臨む。宜しく直往して不可無きが若くなるべきなり。而も必ず文告を以て之を先にし、諭すに順逆を以てす。彼肯て聽かざるや、又之を諭す。又肯て聽かずして、而も繼ぐに慢辭を以てす。然る後乃ち令を下して之を伐つ。その北條氏を諭すや、彼要求する所あり。曰く、「之を得ば則ち入觀せん」と。諸將皆怒る。曰く、「彼亡狀盡ぞ速に之を擊ざる」と。太閤曰く、「未しきなり」と。その求むる所の如く之を與ふ。之を與へて彼なほ來らざるなり。是に於てか之を絶ち、その罪を天下に暴揚す。天下皆曰

文告一諭告書
慢辭一無禮の言葉

○勝負の大機

く、「彼誠に罪あり、之を伐つは伐たざるを得ざるなり」と。我が將士皆彼を怒るの心あり。而して彼の國人皆我を拒ぐの意無し。我を拒ぐの意莫き者は、その主の爲す所を直とせざればなり。嗚呼、是勝負の大機なり。今兩人此に鬪ふあり。その一は、倨慢禮無く、罵詈雑へ加ふ。其一は、辭を卑くし、躬を屈し、謝して之を止めんと欲す。乃ち益咆怒し、肯て聽かず。劍を撫して疾視するに至る。然る後已むを得ずして鬪ふ。已むを得ずして鬪ふ者必ず勝つ。數十萬人の鬪と兩人の鬪と、その勝負の機たる、異ならんや。諸將知らずして太閤之を知る。宜なるかな、その全勝するや。而して何ぞ獨朝鮮を撃つに於いてして此に察せざりしか。朝鮮は我と大海を隔絶す。本彼と相干渉せず。未だ嘗て鬪を我に啓かず。而して我故無くして之を撃つ。是を以て我將士彼を怒るの心無くして、太閤の爲す所を直とせず。曰く、「何故に之を撃つ。何故に我をして瘡痍を裏み、妻孥に離れ、遠く大海を涉りて、骨を未だ嘗て識らざるの地に暴さしむるか」と。是の「一たび勝ちて、而してその鋒遂に鈍退し、振はざりし所以なり。彼怠惰委靡の餘を以て、我が百戰の精兵を被むること、北條、島津の勅の如きにあらざるなり。而して能く北條、島津の如かざる所以の者は、その國人皆我に怒りて我を拒ぐ。我何を以て之に勝たんや。特に以て之に勝つ無

彼怠惰委靡
—國王李昭
酒に溺れ國
政振はず

きのみならず、又我が既定の天下を失ふ。兵の勝負その機此に在り。天下を得ると天下を失ふと、その機も亦此に在り。

○後陽成天皇 (其三)

織田氏の政を爲すや、一錢を偷む者といへども亦斬る。路に遺を拾はざるの盛を致す所以なり。時に室町弛廢の餘を受く。此にあらざれば以て之を濟ふ莫きのみ。然りといへども、我先王刑律を制爲し、又明法の士を設け、罪の輕重を論じ、錮銖を懲らざるを期す。誠に人命至重なるを以て、人主生殺の權を操るといへども、妄に之を用ひざるなり。今罪の輕重を問はず、一錢を偷む者と、故に人命を殺し、人財を奪ふ者と、科を同じくす。是何の法ぞや。夫れ人主は以て天下の人を殺すべく、而して之を禁ずる莫き者なり。人その下を庇する者、豈に危懼すべからざらんや。唯その殺すや、必ず罪ある者に於いてし、罪の輕き者、又死に至らざるを得るを知る。是臣民の頼りて以て安んずる所なり。今その頼る所絶えたり。是れ一日も相安き能はざるなり。宜なるかな、その弒逆の禍に遭ふや。然れども未だ言ふに足らざるなり。豊臣氏にいたりてや、則ち一舉にして先王の

明法の士—
律令格式を
掌る士
錮銖—些少

○一舉にして
生民の命
を奪ふ

絶嗣赤族の禍！一族悉く滅して後嗣なきの禍

澤を喪ひ、天地の性を絶ちて、生民の命を奪ふものあり。天智の田を制して民に授くるや、三百六十歩を以て一段と爲し、二段を以て口分の田と爲し、女は三分の二を減ず。田一段、禾五十束を得れば、租二束二把、一束に米五升を得れば、每段米二石五斗、而して二束二把を輸すれば、則ち米一斗一升を取る。蓋し二十にして一を取るよりも輕きなり。是を正税と謂ふ。千載にして大差無きもの、流澤の窮り無き所以なり。天下武を用ふるに至り、力耕して餉に給せず。蓋し租、歳に重く、月に加はればなり。然れども、源氏、北條氏の間、未だ大に加ふる所あらず。大に加ふる者は、蓋し足利氏に始まり、而して豊臣氏に極まる。豊臣氏の奢侈を極むるや、已に前代に比無し。末年に及び、兵を窮し、武を黷し、用度益給せず。租税を加徴せんと欲するも、而も復加ふべからざるなり。是に於てか、丈田の法を一變し、三百歩を以て一段と爲す。一段六十歩を加へ、一町六百歩を加ふ。積みて之を上すれば、千町に六十萬歩を加へ、萬町に六百萬歩を加ふ。又一步に就き各二尺を縮む。限りあるの土地を鞭撻して、以て故無きの財利を搜索す。民數舊に依り、税額百倍す。開闢以來の遺民、未だ剝かざるの肉を剝き、未だ浚はざるの膏血を浚ひ、以て豊臣氏の已むに得て已まざるの欲に供す。豊臣氏此を以て絶嗣赤族の禍を取る。その事

商君—商鞅

已に逝けり。而してその法遂に一たび成りて破るべからず。今に至りて梗を爲す。上下相習ひ、恬として惟と爲さず。織田氏の法、累といへども、一時に行はるゝのみ。豊臣氏の流毒は、未だその底まる所を知らざるなり。之を憂ふるは則ち如何ん。曰く此法や、商君の井田を破り、阡陌を開くが如く、遽に革むべからず、而して税の重き、又遽に減すべからざればなり。三百畝にして、三百六十畝の税を取るは、六十畝の税を減じて可なり。六尺にして八尺の税を出すは、二尺の税を減じて可なり。減する所少くして、澤する所多し。民に於いては、新に賜を受くるが如し。而して我に於いては、則ち上は天地に謝し、中は先王に謝し、而して下は子孫の爲にし、長久の福を祈るなり。誰に憚りてか爲さざらんや。

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible.]

山陽史論 日本外史論文

○源氏前記 平氏 (其一)

○武門武士の起源
制符—命令
詔書

編裨—副將

來王—朝貢
すること

外史氏曰く、吾舊志を讀み、鳥羽帝の時、數制符を下し、諸州の武士の、源平二氏に屬するを禁ずるを見て、曰く、大權の將門に歸するや、それこの時にあるかと。三善清行の封事に、宿衛豪横の患を陳べたるを讀むに及び、乃ち知る、制度の弊、その來ること久しく、直に此に始るに非ざるなり。蓋し我が朝の初めて國を建つるや、政體簡易、文武一途、海内を擧げて皆兵とし、而して天子之が元帥と爲り、大臣、大連、之が編裨と爲る。未だ嘗て別に將帥を置かざるなり。豈に復所謂武門武士といふもの有らんや。故に天下事無ければ、則ち已む。事有れば則ち天子必ず征伐の勞を親す。否らざれば則ち皇子皇后之に代り、敢て之を臣下に委ねざるなり。是を以て大權上に在り、能く海内を制服し、施きて三韓肅慎に及ぶまで、來王せざる無きなり。中世に至るに及んでは、唐制を摹倣し、官、文武を分ち、乃ち特に將帥を置く。六衛の將、天子の親兵を將る、而して兵部

邊要—地境の要害

簡點—簡閱點呼

器仗—武器

尺一の符—詔勅、漢の制一尺一寸の簡牌を以て天子の詔を寫ししに出づ

八省の一に居り、左右の馬寮を建てて、以て貢馬を蓄ふ。而して邊要の國には、諸郡皆軍團有り、一國の丁を三分して、その一を取り、五人を伍と爲し、伍二を火と爲し、火五を隊と爲し、隊二を旅と爲し、旅十を團と爲す。各首領有り。一火六馬、騎射に便する者は、特に騎隊と爲す。皆守令に任じて簡點し、京を衛り、邊を成るは、簿を按じて差遣す。征伐を擧ぐる毎に、沿道諸國をして契勅を須つて勘合せしむ。凡そ征行萬人、乃ち將軍有り、副將軍有り、軍監有り、軍曹有り、錄事有り。三軍を總ぶる毎に、大將軍一人。大將の出征には、必ず節刀を授け、軍に臨み、敵に對して、首領の約束に従はざる者は、皆專決を聽し、還るの日、狀を具して以聞せしむ。勳位十二等を建て、功を論じ、賞を酬い、而してその兵を罷む。凡そその器仗は、兵庫に藏し、出納時を以てし、皆之を兵部に管せしむ。中朝兵を制すること、大略此の如し。上世の旨に及ばずと雖も、その亂を防ぎ、禍を慮ること、密なりと謂ふ可し。是の故に、事有れば則ち尺一の符を下して、數十萬の兵馬たちどころに具る。而して平時は散じて卒伍に歸す。之が將帥と爲る者は、或は文吏より出でて兵陣に臨み、事畢りて歸るや、介冑を脱して衣冠を襲ふ。未だ嘗て所謂武門武士といふもの有らざるなり。藤原氏外戚を以て世政權を執るに及ん

品流—家柄の別ち
庶僚百揆—もろ／＼の役人

弛廢—衰微

馴致—漸次に其風を作

恬熙—安逸

で、卿相の位、その族人に非ざれば擬せず。官品流を論じ、因習俗を成す。庶僚百揆、概ねその職を世にして、將帥の任は、毎に源平二家に委ぬ。是に於てか、始めて武門の稱有り。光仁桓武の朝、疆場事多く、寶龜中、廷議、冗兵を汰し、殷富の百姓、才弓馬に堪ふる者は、専ら武藝を習ひて、以て徵發に應ず。その羸弱なる者は、皆農業に就きて、而して兵農全く分る。貞觀、延喜の後に至りては、百度弛廢し、上下隔絶す。奥羽關東の豪民、軍功を以て六衛の舍人に至る者は、或は坐ながらにして郷曲を制し、宿衛を勤めず。而も守令之を能く制する莫し。清行の所謂六軍の猛虎に非ずして、而も諸國の豺狼たる者、所在皆是れなり。平居甲を藏し、馬を蓄へ、儼然自ら武士と稱す。是に於いてか、始めて武士の稱有り。天慶より寛治に馴致し、源平の二氏、數東邊を鎮するに、毎にこの輩を用ひて、以て功效を奏す。而して各習用する所有りて、以て相隸屬す。因襲の久しき、君臣の如く然り。是れよりその後、苟も事有るときは、輒ちこの二氏に命ず。二氏各その隸屬を發して之に赴く。物を囊に探るが如し、復將を選び、兵を徵すを煩はさず。而して討伐勦誅、立どころに辨ぜざる莫し。廟堂の上、務めて恬熙を取り、その勢の積重回らざるを憂へず。方に且く延きて爪牙と爲し、以て相傾排するのみ。鳥羽のこの令を下すや、その

困蹶—失敗

積威—積み
來りたる威
潰裂—潰出し
て—法度が
めちや／＼
に破壊して

弊を察する者の如し。而して弊の由る所を窮めず。之を救ふの術に於いて、蓋し已に疎なり。是の時に當りて、源氏命を梗ぐ者有れば、平氏に救して之を討たしめ、平氏制し難き者あれば、源氏をして之を誅せしめ、更相箝制して、以て控馭の術を得たりと爲す。而して異日搏噬攘奪の禍、又此に基くを知らず。古制を敗壞し、一時を苟媮す。皆以て自ら困蹶を取るに足るなり。抑戎事は民命の繋る所にして、兵食の權は、一日も國を去る可からず。先王の必ず躬ら之を親する、その旨深し。今之を一二の宗族に委ね、又その事を賤みて省みず。その品類を別ち、之を朝廷の上に齒せざるに至る。甚しきは則ち之を奴僕視して曰く、「是れ武門のみ、是れ武士のみ」と。その功を論じ、賞を行ふに及んでは、或は憐みて與へず。嗚呼、幾何ぞ其れ相率るて自ら法度の外に棄てざらんや。特に積威の約する所を以て、抑へて敢て發せざるのみ。保元平治の際に至りて、乃ち釁に乗じて起り、潰裂四出して、復收む可からず。横流の極、終にその千歲不拔の權を失ひて、之を嚮に奴僕視せる所の者に授くるを致す。慨するに勝ふ可けんや。吾外史を作り、首に源平二氏を叙するや、未だ嘗て王家の自らその權を失ひたるを歎ぜずんばあらず。而も國勢の推移は、人力の能く維持する所に非ざるもの有り。世變に因りて以て得失を

見る。後の世を憂ふる者、將に以て心を留むる有らんとす。

○源氏前記 平氏 (其二)

○平氏專權
の因
僭亂—分限
を越え世を
亂る

外史氏曰く、我が先王の國を開きしより、僭亂の臣無きに非ざるなり。而れども未だ社稷を危くせんと謀れる者は有らず。獨一將門有り。而して平氏に出づ。豈にその宗の大恥に非ずや。然れども能く之を討滅せる者も、亦平氏に出づ。則ち相償ふに足る。且つ將門一たび誅に伏せしよりして、後世復神器を覬覦する者無し。彼その身を以て天下の大戒を標すと謂ふ可きなり。抑將門をして一檢非違使を得しめば、則ち未だ必ずしも甘んじて反賊と爲らず。故に天慶の亂は、皆相門驕傲、上下を壅塞するの致す所なり。その無事なるに當りてや、朝廷の名爵を私門に籠めて、而して人の職を失ふを恤へず。その急なるに及んでは、乃ち遽に朱紫を掲げて、天下に呼號し、天下の英雄をして、以て朝廷を窺ふ有らしむ。後世、源平 争 起り、功を以てその上に邀むる者、焉ぞその此に基かざるを知らんや。世に稱す、清盛の功その罪を償はずと。不臣の者を擧ぐれば、輒ち稱首と爲す。而して相家の不臣、已に清盛に什倍するを知らず。清盛蓋し視て之を學ぶ。否らずんば、則

朱紫—官爵
不臣—不忠

彼己氏一あの
人、藤原
大造一大切

ち何ぞ遽に此に至らん。詩に云く、唯其れ之有り、是を以て之に似ると。相門の權を專にせしより、后は皆その女、天孫は皆その女の生める所、而して卿相は皆その子弟親屬、苟もその族類に非ざれば、勦きて之を去る。皇族といへども免るゝ能はず。甚しきは則ちその主を易置し、視ることなほ奕棋のごとし。清盛の爲す所、一も彼己氏に似ざる者無し。而して加ふるに驚悍を以てす。その意に曰く、無功の人を以て、なほ權寵を擅にする。こと此の如し。吾の王室に大造有る、何を爲してか不可ならんと。世その拔興の漸無きを以て、群起して之を咎む。而して之が師たる者有るを言はず。且つ清盛の此に至る所以は、後白河帝のその勢を養成するに由るのみ。夫れ名爵は公器なり。私用す可からず。人臣にして名爵を私するは、是れその君に負くなり。人君にして名爵を私するは、是れその先王に負くなり。帝、先王の名爵を清盛に濫授し、藉りて以てその私を濟せり。而してその力を負ひ上に邀むるの心を長じ、制す可からざるに至る。將誰の咎ぞや。然りといへども、平氏の勢を成すは、獨帝より始らざるなり。初め忠盛、寵を白河、鳥羽に受け、連に官爵を進めらる。人にて不次と爲す。蓋し朝廷その力に倚りて、源氏を抑ふ。源氏を抑ふるは、相家の權を殺ぐ所以なり。源氏は滿仲、頼光より、毎に相門の爪

悍衛一守護

平宗一平家

戒飾一戒め
たぐす

闔門一族
全體

牙となり、攝政兼家の花山を騙するや、源頼信、實に道途を悍衛せり。降りて文治の際に至りて、朝廷、關白兼實の源頼朝を助くるを疑ふも、亦その世相黨援するを以てに非ずや。是に由りて之を觀れば、平宗を延いて相門に抗するは、院政、廟論、相傳承する所、其れ猶ほ寛平の菅氏を擢任するが如きか。文武異なりといへども、その意は一なり。菅公の賢を以てしてすら、猶ほ權を戀るの意無き能はず。平氏は重盛を除くの外、皆不學無術、その功に矜り、寵を擅にし、進みて止るを知らざる、曷ぞ尤むるに足らん。假設重盛父に後れて死し、盡くその爲す所に反し、子弟を戒飭し、王室を輔翼せば、則ち藤原氏に接踵比隆すといへども可なり。而れば源氏何に資りて以て起るや。源氏、名は暴亂を治むと爲して、而もその實は王權を攘竊す。源平の罪、未だ輕重し易からざるなり。且つ夫れ源氏猜忍、骨肉相食む。平氏闔門死に至るまで認親を失はざると孰與ぞや。世に平語を傳へ、琵琶に倚りて之を演ず。その音悲壯感憤、聽く者懐愴せざる莫し。余嘗て西、長門に遊び、壇浦を過ぎ、平氏覆滅の處を觀たり。又肥後に抵る。聞く、その州に五家山あり。山谷深阻、平氏或は竄匿し、子孫今に至るもなほ存する者有り、外人と交通せずと云ふ。夫れ平氏、王家に於いて、功罪相償ふ。天必ずしもその後を勦絶せざれば、則ち是

攝關の號、此に始る。基經の二子は時平、忠平なり。忠平、政を朱雀の朝に攝す。その二子實頼、師輔と、竝に三公に列す。是に於いてか、天慶の亂有り。冷泉の二弟は爲平、守平なり。村上、爲平を立てて、冷泉の儲貳と爲さんと欲す。而して實頼等、その藤原氏の出に非ざるを以て之を沮み、守平を立つ。是を圓融と爲す。是に於いてか、安和の變有り、師輔の三子を、伊尹、兼通、兼家と曰ふ。兼家の三子を道隆、道兼、道長と云ふ。皆兄弟政を争ふ。伊尹の女、花山を生む。兼家の女、一條を生む。故に兼家は道兼をして花山を賺し、位を遷らしむ。而して一條を以て之に代ふ。是れその最も甚しき者なり。後一條より下三帝は、皆道長の女の生む所なり。是れその最も寵榮を極めたる者なり。道長の二子、頼通、教通、相繼いで政を執る。而して頼通、師實を生む。師實、忠實を生む。忠實、その子忠通を疎んじて、少子頼長を愛す。是に於てか、保元の禍有り。忠通の三子は、基實、基房、兼實なり。基實、基通を生み、基房、師家を生み、兼實、良經を生む。更朝政を源平の際に執る。その論議觀る可き者は、獨兼實有り。他は位を充たすのみ。その後、一姓分れて五派と爲り、更攝關と爲る。而れども其進退、皆復天下の事に關らず、録するに足らざるなり。之を總ぶるに、良房より下、奕葉鈞を乗る、大抵務めて私門を營

奕葉鈞を乗る—累世政を執る

奔競從諛—吾後れじと競ひへつらひ

格例—格式典例

榮辱—名譽恥辱

○源家勃興の因

み、國家の休戚を以て心に經せず。而してその權を争ふに當りては、父子兄弟すら、且つ相保せず。奔競從諛、舉朝風を成す。宜なるかな、大亂の是に基して、その終に王室と俱に衰へ、共に頽れ、徒に空名を存す。哀しまざるべけんや。外史氏曰く、吾れ史を閲し、王霸の以て廢興する所を知る有り。源頼朝、嘗て大江廣元を奏し、廳使衛尉と爲さんとす。攝政兼實、議して不可と爲す。曰く、「儒家進仕の例に非ず」と。嗚呼、門閥を以て賢と爲し、格例を以て政を爲す。その才俊を驅りて、梟雄に資して、而して猶覺悟せず。此區區を争ふ。兼實且然り。その他は知るべし。向に相家をして國を憂ふるの心、變に通ずるの略有らしめば、何ぞ王權の外移を患へんや。顧ふに嚮の天慶の亂や、亦藤原忠平が、廳使を平將門に許さざりしに由るなり。久しいかな相家の豪傑を沈滯せしむるや。抑將門は自ら與へんと欲するなり。而して得失を以て榮辱と爲す。頼朝は之をその下に與へんと欲するなり。而して從違を以て損益と爲さず。又以て世變を觀る可きかな。

○源氏正記 源氏

外史氏曰く、余嘗て函嶺を踰えて、八州の野、北、奥羽を控ふるを望み、源氏の基業深

條緒—すぢ
みち

封豕長蛇—
大なる豕、
長き蛇即ち
よく國を取
るもの

くして且つ遠きを知れり。世に傳ふ、「八幡公終に臨みて、書をその家に遺して曰く、「吾が後世、必ず天下の權を操る者有らん」と。信否未だ知る可からずといへども、その謂無きに非ざるなり。蓋し我が王化、西より東に漸す。東の强悍にして服し難き、以て全國に敵するに足る。中古勦治して、纔に條緒に就くといへども、叛服常ならず。毎に國患を爲す。而して廟堂は以て憂と爲さず。蓋し綱紀の弛みたるは、一日に非ざるなり。相門寵を争ひて、骨肉相軋れども、而も制する能はざるなり。盜賊公行して、公卿を劫し、宮闕を焚けども、而も禁する能はざるなり。則ち何ぞ邊疆を恤ふるの暇あらんや。而して夫の貞任、家衡等、皆桀黠の才、以て乗じて逞しくするに足る。源氏の父子微りせば、封豕長蛇上國を荐食するも、誰か能く之を拒がん。その天下に大功徳有ること、此の如し。而して朝廷の功に酬うるは、その仕が一を塞がず。頼義、任に遷されて、適に困敝を致す。義家、官、四位の衛尉に過ぎず。子孫或は罪を以て誅せられ、或は謫を以て逐はる、保元の亂、又その骨肉を鬪はしめて、殘亡盡くるに垂んとす。何ぞ報施の倒なるや。天の人に福する、父祖に縮れば、則ち子孫に贏るは、固よりその所なり。故に源氏の福は、大に頼朝に發して、遂に天下の權を司るを得たり。義家、儻くは預

捍護—防衛

噢咻—痛嘆
あはれみ撫
づること

臣節—臣た
る本分

め之を暗しか。然れども余嘗て謂ふ、天下の權、源氏に歸すること久し。而して源氏自ら知らざるなりと。頼義、義家、東北を經略し、その民を捍護すること、前後十有五年、而して朝廷關り知らざるが如し。その功を奏して將士の爲に賞格を請ふに及べば、遷延して決せず。甚だしきは目するに私鬪を以てし、之が官符を停め、其をして私恩を以て之を噢咻せしむ。則ち是れ朝廷自らその征伐刑賞の柄を捨てて、之を源氏に付し、遂に東北の豪傑をして、「寧ろ天子に背くも、源氏に負く勿れ」と曰はしむ。この時に當りて、義家をして一たび手に唾して起たしめば、則ち函嶺以東、朝廷の有に非ざること、必ずしも頼朝を待たざるなり。而して敢て臣節を失はずして、其身を終へたり。乃ち慶を子孫に貽す所以なり。舊志に稱す。頼朝の伊東を逃るよや、必私に祝して曰く、願はくは關東八國に主たるを得ん、否らずば則ち猶伊豆を領し以て、伊東氏に報ゆるを得んと。是に由りて之を觀れば、其初念は、一隅に割據するに過ぎず。而して豪傑の素より附く者は、争ひて之が用を爲し、兵鋒の嚮ふ所、克捷せざるは莫し。又廷臣、才を抱きて而も逞しからざる者を得て、其及ばざる所を輔く。而して國家の綱紀、極めて墮つるの時に會ひて、所謂素附せる者を七道に碁布して、坐ながらその命を制す。是れその智術、以て上下を

劫持—制歴
縉紳—公卿

胄—血統
翹建—創建
僭踰—下と
して上のま
ねをする

莽操懿卓—
王莽、曹操、
司富懿、董
卓、皆、國を
奪へるもの

劫持し、一世を籠絡する有りといへども、則ち亦時勢の自ら至れるなり。而して其源は、實に父祖の餘慶に出づるのみ。吾嘗て之を縉紳の家に聞けり。鎌倉の興る、大江、三善の徒、竊に民部省の簿記を抱きて往く者有りと。亦以て人心の向ふ所を見る可し。夫れ王家自ら其權を放失して、之を或は收むる莫し。民安んぞ倚る所あらんや。是に於て、王族のその器に任ふる者、代りて之を操りて、以て天下を宰す。亦已むを得ざる勢なり。源氏は清和の胄を以て、世々王事に勤勞して、賴朝に至り、經營艱苦して、大業を翹建して、天下の小康を致せり。而して敢て僭踰せず、その跡を恭順にす。又再傳して乃ち亡びたり。天未だ源氏の福を芟さず。是を以て、足利氏、新田氏、皆清和の源を以て、更起りて天下に宰たり。而して皆上將を以て、代りて國權を操りて、以て天子に服事すること、賴朝の故を襲がざるもの莫し。則ち是れ賴朝、天下萬世の爲に、已むを得ざるの事を創めて、踰の可からざるの限を立つ。而して君臣の際、兩ながら其宜を得たり。然らずば、焉んぞ莽操懿卓、踵を我が國に接せざるを知らんや。賴朝、天下に功德あること、その父祖に勝ると曰ふといへども可なり。

○源氏後記 北條氏 (其一)

○北條氏の
意義
晦澁して—
意味わかり
にくくして
源親房の論
—正統記後
嵯峨院の條
參照—めし
陪隸—めし
つかひ
似たるなり
—至當なる
が如し
允裁—おゆ
るしおさば
外家—母方
の親類

外史氏曰く、北條氏の事、吾れ之を言ふに忍びざるなり。而して諸その事を敘するや、晦澁にして墜ならず。亦文飾に疑はしき者あり。獨源親房の論、頗る信を取るべしと云ふ。その論に曰く、「源氏、武臣を以て天下を掌握す。朝廷蓋し平なる能はず、況や其後嗣、既に絶え、寡妻、陪隸、繼ぎて其家に當る。此時に乗じて、而して之を斃して以て舊權を復せんと欲す。似たるなり。然りと雖も、王綱の衰ふる久し。賴朝、一臂を奮ひて、其亂を平ぐ。朝廷未だその舊に復せずといへども、而も民庶、肩を息んず、徳政の以て之に勝るに足る有るに非ずば、則ち安んぞ克く之を斃さん。縦ひ克く之を斃すとも、民の安んぜずば、天豈に之に與せんや。王者の師は、必ず有罪に加ふ。賴朝の高官に陞り、重職を管せるは、皆法皇の允裁に出でたり。一之を私竊せるに非ざるなり。北條氏、その外家を以て、久しくその權を司り、未だ嘗て人望を失はず。顯然の罪あるに非ざるなり。而して遽に之に誅を加へんと欲す。是れ朝廷未だ過なしと爲さず。而して北條氏、又之を反賊の利を獲る者に比す可からざるなり。夫れ賴朝の業を以てしても、猶二

奕世累葉
代々世々
戒飭—いま
しむ

世を過ぐる能はず。北條氏乃ち陪臣を以て國命を執ること、奕世累葉なり。是豈に偶然ならんや。蓋し義時は、才徳人に過ぐる有るに非ず。泰時、之を繼ぎて、政を修め、法を立て、専ら正直を操る。獨己が分を踰えざるのみならず。親族及び諸將士を戒飭して、敢て高爵を規望する莫らしむ。その子孫に至り、能くその法を守り、敢て失墜せず。其政漸く衰へ、卒に亡ぶるに至れりといへども、而も之を七世の久しきに傳ふるを得たり、亦憾なしと謂ふべし。大凡、保平以來の亂を以てして、頼朝の若き有り、泰時の若き有らざらしめば、則ち六十州の民、何くに底止する所ぞ。此を詳にせず、而して特皇威の衰、武臣の専を稱するは謬れりと。外史氏曰く、吾親房の論を讀みて、其意を悲しむ。其れ亦己むを得ざるに出づ。而して君に告ぐるの體、宜しく此の如くなるべきのみ。後の君子其言に因りてその事を詳にすれば可なり。蓋し源氏の嗣、既に絶え、藤原頼經、征夷大將軍となり、その子頼朝、職を襲ぐ。既にして宗尊親王往きて之に代り、之をその子惟康に傳ふ。久明親王、又往きて之に代り、之をその子守邦に傳ふ。而して兵馬の政、毎に北條氏に在り。故に凡そ事、皆、之を北條氏に係げざるを得ず。

○源氏後記 北條氏 (其二)

外史氏曰く、北條氏の源氏に於けるは、則ち藤原氏の王家に於けるなり。皆寸兵尺鐵を用ひずして、其國を衽席の上に篡ふ。何ぞ其れ易きや。蓋し人情、其宗に親しむを知らざるは莫し。而も顧みて妻黨の倚る可きに如かずと謂ふなり。是に於てか、兄弟を削弱し、親族を疏斥して、以て子孫の爲に患害を除かんと爲す。而して其自ら剪伐して、以て異姓を資くるを悟らず。哀しまざる可けんや。源氏の國を成すや、固より王家に懸殊す。而して其謬計は、王家の未だ爲さざる所に出づ。故にその禍を取る、更に烈しき者あり。而して北條氏の陰謀狡智は、乃ち藤原氏の及ぶ所に非ざるなり。その骨肉を鬪はせ、その手足を剪り、その權を潛收默竊して、己未だ嘗て手を措かざるが如くす。その權を得るに及びても、亦翼戴する所ありて、敢て自ら居らず。その名を辭して、その實を取り、その利を捨てて、その柄を操り、天下をして己を議する能はざらしむ。子孫、その遺謀を守りて、加ふるに周密を以てす。終に帝王の廢立、攝籙の進退をして、盡く決を己に取らしむ。而して己關する所なく、己むを得ずして之が措置を爲すが如くす。是

○北條氏の
功過
衽席—しと
れしきもの
懸殊—はる
かにことな
る
潛收默竊—
ひそかに
さめ、だま
つてぬすむ

惴々焉おそるゝ貌 惴々焉おそるゝ貌 間然すき 間然すき をとりあげ かねこれい

過褒ほめ 過褒ほめ すぎ

れ北條氏の家法にして、能く長く天下の權衡を持する所以なり。而して心を民事に盡すに至りては、前後の武族、罕に觀る所なり。蓋し自らその悖逆、人神の容れざる所なるを知り、惴々焉として、此を以て之を贖はんと計る。而して泰時はその最なる者なり。世の論者、「泰時に於ては、間然する所なきのみ」とす。余謂へらく、承久の事、泰時は、その罪の魁なりと。何ぞや。泰時の賢をして、果して傳ふる所の如くならしめんか、則ち既に禍難を定め、大兵を輦下に擁して、諸の大なる處分、己に由らざるは莫し。その朝廷と幕府とに於て、往復の際、豈に善く之を處する所以なからんや。己に理を以て導くべく、又勢を以て禁すべし。是れ之を思はずして、その父を大惡に陷る。善政有りといへども、寧んぞその罪を贖はんや。是に知る、舊史に稱する所、泰時、其父に勸めて、闕に詣りて、降を納れしめんとす。聽かず。發するに臨みて、「親征に遇はざ、則ち何にか爲ん」と問ふ。曰く、「之に降れ。否らずば則ち決して前め」と。皆史氏之が爲に過を文るのみ。信するに足らざるなり。その後嵯峨を立つるに至りても、亦恩仇の私に出づ。論者、之を天命の正理と謂ふも、亦過褒なり。然れども北條氏七世、其人理を以て論すべき者は、獨泰時あるのみ。其他義時輩の如きは、皆蛇虺鬼蜮なり、又曷んぞ

恢々廣大 恢々廣大

恫喝おど 恫喝おど かす

機宜よき 機宜よき 武を接ぐやり方 武を接ぐやり方 採る同じ方法 採る同じ方法

責むるに足らんや。或は傳ふ、義時、深見某といふ者を誅して、その子を近づけ、卒に殺す所と爲ると。噫、是れそれ或は然らん。昔、平清盛、源義仲、竝に兵を稱へて上皇に抗す。皆讒人を除かんとするのみ。敢てその幽囚の計を遂げざるなり。然れども、猶誅滅を免れず。義時の如きは、眞に無前の逆賊なり。而して叛名を世に脱るよを得たり。天、手を臣僕に假りて、之を斃すか。その子孫におよびて、新田氏の斧鉞に遇ひ、其巢穴を抉られ、その醜類を殲さる。天網恢々疎にして漏さずとは、豈に信ならずや。外史氏曰く、時宗の元虜を禦ぎて、我が天子の國を保ちたるは、以て父祖の罪を償ふに足る。虜、蓋しその趙宋を恫喝する所以の者を以て、來りて我に擬す。我その使を卻けて納れず。未だ曲直あらざるなり。彼兵を以て來り脅し、我が邊疆を剪屠するに及びては、則ち曲、彼に在り。彼の使再び來る、執へて之を戮せざる可からず。彼が凶威を折き、我が民志を定め、その挾む所を奪ひて、而して死を決して之を待つ、深く機宜に中ると謂ふべし。否らずば則ち我幾何にして趙宋たらざらんや。その後、唯、菊池氏の明を待てるは、武を接ぐに庶幾し。足利氏は、膝を屈して外に嚮ふ。言ふに足らざるのみ。豊臣氏は、能く國體を辱しめず。足利氏に勝る萬々なり。然れども明と戰ふに

張皇甚しく
大袈裟に
軍須一軍用

砲礮一おほ
づつ石火矢

楠氏勤王
の功

綱維一政事

至りては、張皇甚だしく、内、自困敝す。攻守、勢を異にすといへども、北條氏に及ばざるや遠し。北條氏の策、守れば則ち土著して、徵發を煩さず。軍須經費を擾さず。將帥に委任して、中より之を掣せず。その戦は、則ち陸に憑りて、寇を誘ひ、舸を走らせて、逆へ戦ひ、短兵、急に接す。皆以て後世の法と爲すべきなり。吾れ嘗て鎮西の士人傳ふる所の元寇の圖卷を觀るに、虜、盛に砲礮を以て我に臨む。而るに我が兵、刀を揮ひて、奮ひ前む。虜、發するに暇あらず。蓋し是の時、我未だ火器の相敵する有らず。吾是を以て知る、兵の勝敗は、人に在りて、器に在らずと。我が長技自ら有るあり。恃むべきなり。

○新田氏前記 楠氏 (其一)

外史氏曰く、予將門の史を修め、平治、承久の際に至り、未だ嘗て筆を捨てて嘆ぜずんばあらざるなり。嗚呼、世道の變、名實の相讐らざることに、一に此に至るか。古の所謂武臣は、王に勤むと云ふのみ。源氏、平氏の如き、皆然らざるは莫し。平治の後に至りては、綱維の弛めるに乗じて、以て鴟梟の欲を逞しくす、暴悍にして忌む無き者有り。雄猜

指斥憑怒一
露骨に非を
責め盛に怒
る
象養一やし
なひ

趨踏一はし
りまはる

黜陟一官位
を進退する

にして測られざる者有り。爲す所同じからずといへども、而もその王憲を蔑にし、私利を營むは一のみ。然れども猶言ふ可きあり。曰く、王族なり。將家なり。北條氏に至りては、將門の屬隸を以てして、坐ながら朝廷を制す。天下の事、復言ふに忍びざるなり。且つ夫れ承久の事、孰か曲、孰か直、筆して之を傳ふる者、皆北條氏の盛時に出でたり。今、安にか信を考へん。況や君臣の際、寧ぞ曲直を較ぶ可けんや。乃ち指斥憑怒その凌辱を極め、萬乗の尊を視ること營に狐豚の如きのみならず。嗚呼、八洲の生民、誰か先王の遺澤を被らざらん。當時の所謂武士は、その象養に狃れ、その使喉に供す。名位、族望、遠くその右に出づる者といへども、奔走驅馳、甘んじて之が役を爲して暇あらず。氣類の召く所、習ひて常と爲す。豈に言ふに勝ふ可けんや。即ち稱して公卿と爲す者は、平時は朝廷の上に趨踏し、天子の爵秩を取りて、以て天下に驕れり、而も此の際に及びては、未だ嘗て一策を畫して、以て危難を救はず。袖手傍觀して、其爲す所に聽す。是曷ぞ武人のみを尤めんや。時勢未だ可ならざる所有り、君德未だ洽からざる所有りて、この禍を致すといへども、而も亦臣子の罪なり。是より以來、百餘年間、廢立黜陟、一にその處分を仰ぐ。而して朝廷は、燈々として束縛せらるゝが如く、その顔

終天—一生の間
 西狩—隱岐遷幸
 無咻—ほこりさげぶ
 鼓舞—ひきたつる
 張巡—安祿山の兵と戦ふ

色を窺ひて憂喜を爲すに至れり。何ぞ其れ甚だしきや。余聞く、後鳥羽上皇の隱岐に徙さるよや、石窟に因りて屋を縛し、纒に風雨を庇ふ。十有九年にして乃ち崩すと。蓋し父子三帝、千里に隔絶し、各窮海に居り、終天相見るを得ず。これその心に何ぞ嘗て一日も北條氏を忘れんや。即ち元弘の事、萬已むべからざるなり。而してその勤王の功は、余楠氏を以て第一と爲す。楠氏なかりせば、即ち西狩の駕、吾其承久と一轍に歸して止みしを見んのみ。何ぞや。彼北條氏は政を失へりといへども、その権力は更に甚だしき有り。累世の威を藉りて、積弱の餘に加へ、百萬の虎狼その指呼に隨ひ、中國に魚味して、之に撓る或る莫し。天下方に承久を以て戒と爲し、踵を重ね屏息して、敢て勤王の事を言ふもの莫し。而して楠公、獨眇々たる軀を以て、義をその間に唱へ、その衝路に當り、其爪牙を挫きて、以て四方義士の氣を鼓舞し、之をして一時に踵起せしめ、元惡を斧鉞の下に殄戮し、列聖の深仇を報い、累朝の大恥を雪ぎ、天下の萬姓、再び日月の光を仰ぐを得たり。皇運の泰に屬すと曰ふといへども、而も公之が唱を爲すに非ずば、焉んぞよく此に至らん。是れ焉んぞ天斯の人を生じて、世道を匡濟するに非ざるを知らんや。後の論者、或は之を唐の張巡に比する者あり。巡は全盛の唐室を戴き、狂胡の偏

二顔—顏眞卿顏杲卿
 靖獻—難を平げて功を致す

師を拒ぐ。二顔、之が先を爲す有り、許遠之が助を爲す有りて、江淮を遮蔽し、城を守りて、死を致しよに過ぎず。之を以て之に視るに、勢の難易、功の大小、豈に日を同じくして語るべけんや。之を要するに、位、その器に満たず、能くその才を展ぶる莫し。而も終に能く躬を以て國に殉し、先王に靖獻す。餘烈の及ぶ所、獨りその子孫のみならず。公卿にまれ、將士にまれ、各弓箭を執りて、以て王事に勤むるは、概皆楠氏の風を聞きて起る者なり、嗚呼、楠氏の如きは、眞に武臣の名に愧ぢすと謂ふべし、余故に楠氏の事を敘して、以て源平氏に繼ぐと云ふ。

○新田氏前記 楠氏 (其二)

○楠公の志
 疑立—聳立
 扞護—防守

外史氏曰く、余、屢攝播の間に往來し、所謂櫻井驛といふものを訪ひて、之を山崎の路に得たり。一小村のみ。過ぐる者或は其驛趾たるを省みず。蓋し足利、織、豊の數氏を経て、世故變移し、道里驛程、隨ひて輒ち改れるのみ。余、是に於て、低回して去る能はず。顧みて金剛山の雲際に疑立するを望み、公の義を擧ぐるの秋、及び其子孫の據りて、王室を扞護せしを想見するなり。公の行在に詣りて、天子に對ふるを觀るに、曰く、「臣

復辟—天皇の位に復す

掃珍—掃盡

にして未だ死せずば、賊の滅びざるを患へざれ」と。夫れ一兵衛尉を以てして、居然として、天下の重きを以て自ら任ず。豈に値遇に感激し、身を以て國に許すに非ざらんや。故に能く赤手を以て江河を障へ、天日を既に墜つるに回す。何ぞ其れ壯なるや。公、北條氏の精銳を一城の下に聚めて、新田、足利の屬をして、その空虚を擣き、以てその渠魁を殫さしむ。帝の復辟するや、爵を醜い、職を任ずる、宜しく公を以て首と爲すべし。而も纜に結城、名和の輩と肩を比ぶ。その舉措を失する、以て中興の成る無きを知るに足る。足利氏の叛くに及びて、朝廷、方に新田氏に倚りて重きを爲し、公は特に編裨に充て、その驅使に供せしも、亦その門地の若かさるあるを以てのみ。然れども京師の大捷、殆ど掃珍を致す者、公の策に因るに非ずや。嚮に帝をしてその新田氏に任ずる所の者を以て、公に任せしめんか、曷ぞ犬羊狐鼠の賊をして、吾が朝廷を蹂躙せしめんや。然れどもその死に臨み、子を戒むるを觀るに、又曰く、「吾れ死せば、天下悉く足利氏に歸せん」と。夫れ天下の爲すべからざるを知りて、猶その子孫を留めて、天子を衛る。その心を設くる、古の大臣といへども、何を以て遠く過ぎん。故に子孫能くその遺訓を守りて、正統の天子を彈丸黒子の地に護り、以て四海の寇賊を防ぐこと、三朝五十餘年の久しきに

漸盡灰滅—水の如くに消え火の灰となる如くに滅ぶ

終古—いつまでも 鴻號—大なる天子の號

及び、一門の肝腦を擧げて、諸を國家の難に竭す。その漸盡灰滅に至りて、而る後足利氏始めて大にその志を天下に成すを得たり。蓋し朝廷大に楠氏の任ずる能はずして、以て楠氏自ら任ずる所以は、以て加ふる莫し。世の中興の諸將を論ずる、尙其資望の大小を視て、而して深く其實を揆らざるも、亦當時の見と等しきのみ。楠氏有らずば、三器有りて、雖も、將に安くに託して、四方の望を繋がんとするか。笠置の夢兆、是に於て、益驗あり。而も南風競はず。俱に傷き共に亡ぶ。終古以てその勞を恤む莫し。悲しいかな。抑正閏殊なりといへども、卒に一に歸し、能く鴻號を無窮に熙む。公をして知る有らしめば、以て瞑すべし。而してその大節巍然、山河と並び存し、以て世道人心を萬古の下に維持するに足る。之を姦雄迭に起りて、僅に數百年に傳ふる者に比すれば、その得失果して如何ぞや。

○新田氏正記 新田氏 (其一)

外史氏曰く、新田、足利二氏は、皆八幡公に出づ。その門閥固より相下らず。而して新田氏は嫡宗たり。舊史に皆足利氏を以て、源氏の統を承け、號して將軍と曰へるは、成

○新田氏と足利との比較

軒輊—上下
外家—外戚
にして即ち
母方

親昵—した
しみちかづ
稔聞—熟聞
褻玩—し—け
がし

敗の迹を以て、之を軒輊するのみ。然れども二家の聲威、優劣あるは、由來有り。蓋し二家の同じく祖とする所は義國なり。義國、八幡公の子を以て、上野に謫せらる。所謂新田郡は、その食む所なり。二子義重、義康あり。義康はその外家田原氏に依り、足利郡に居る。終に分ちてその半を食むを得たり。而して義重は繼ぎて新田を有し、又義國の官爵を襲ぎたれば、則ち義重の嫡宗たるは明なり。然れども源頼朝起るに及びて、義重、之と隙あり。大炊助を以てその身を終ふ。子孫は上野の一武族と曰ふに過ぎず。而して義康は事變に遭遇し、頼に官爵を進めらる。又源義朝と同じく熱田より娶る。故に子孫、頼朝の親昵を受く。又世婚を北條氏に結び、互に相倚頼し、鎌倉に著る。後醍醐帝の未だ事を起さざるや、蓋し足利氏の強宗たるを稔聞せしならん。是を以て、その戈を倒にするを聞くに及び、遽に寵爵を許す。その朝廷を褻玩し、非望を覬覦するは、帝以て之を啓くあり。而して新田氏の功勞、遠くその上に出づるは、則ち二家交訟の日を待ちて、然る後之を知る。尊氏叛逆するに及びて、乃ち義貞の宗族に命じて之を防がしむ。而してその勢既に成り、復遏むべからず。歎ずるに勝ふべけんや。世或は謂ふ、「義貞の族望、尊氏に及ばず。故に獨立する能はずして、朝廷に倚りて重きを爲す」と。余は

數奇敗衄—
ふしあはせ
で戰に敗る
衣纒—公卿
掣肘牽累—
干渉して自
由にさせぬ
介冑の族—
武人のやか
ら
因踏—くる
しみたふれ
る
倍畔—そむ
く

以て然らずと爲す。朝廷、新田氏に倚る、新田氏、朝廷に倚るに非ざるなり。新田氏の將帥材武にして、部屬精勁なるは、足利氏の企て及ぶ所に非ず。而して數奇敗衄、終に消亡に至れるは、他の故無きなり。天下、朝政を厭苦して、武治を謳歌す。故に尊氏の私を營むを利として、義貞の公に奉ずるを便とせず。已むを得ずして之に従ひ、勉強して戰に赴き、雜ふるに衣纒の褊裨、畿甸の召募を以てし、掣肘牽累、動もすれば意の如くならず。之が將帥たる者、豈に難からざらんや。嚮に義貞をして亦足利氏の爲す所に出でしめば、則ち介冑の族、將に雲合霧集して之に歸せんとす。而して足利氏焉んぞ能く之に加へん。天下の事、皆圖る可きなり。何ぞ困踏すること此の如きに至らんや。是の禍福利害、三尺の童子といへども、亦能く之を知る。義貞寧ぞ知らざるあらん。而も終にその節を改めざるは、豈に己王家の倚頼に任じ、倍畔するに忍びざるを以てにあらざらんや。否らざれば則ち源氏の統、その新田氏に歸する久し。是寧ぞ成敗を以て論ずべけんや。且つ夫れ將門の統ある、必ずしも帝室の如きに非ざるなり。況や足利氏の所謂將軍は、その第三世に始る。その父その祖の如き、皆命を正統の朝に受けたるに非ざるなり。命を正統の朝に受けて、將軍と爲れるは、乃ち護良、成良二親王なり。而も

總戎—兵事の總裁

必ずしもその實あるに非ず。中興總戎の寄に至りては、固より義貞に屬すと云ふ。余の兩家を列敘するは、此を以てなり。然れども新田氏の義を起すは、護良親王に由る。而して足利氏の逆を謀るも、亦此を以て首と爲す。故に附見すと云ふ。

○新田氏正記 新田氏 (其二)

○義貞の人

外史氏曰く、余、義貞の手記する者を見るに、蓋しその未だ事を擧げざる時、家の子弟に武門の法戒を語る。淺近のみ。然れども言へるあり。曰く、「將となる者、上を奉じ、下を撫し、志を決して行ひ、運を天に聽せ、人を尤むる勿れ」と。義貞、元弘に成りて、延元に敗る、亦時運に可不可あるか。將上の人、之に負くあるか。叡山の事に至りては、之に負く甚だしと謂ふべし。帝蓋し此より前、未だ會て事を面議せず。此に至りて、亦兩端を嘗試み、孰れか成るを僥倖す。是を以て將帥を待つ。惡んぞ時艱を濟はんや。吾嘗て咎む。義貞の東伐するや、兵を按じ、重きを持し、奥兵のその内を援すを俟ちて、後に之に應ぜんともせず、懸軍長驅し、一敗賊勢を成す。賊、西奔するに及びて、則ち甲を捲きて窮追せず。兵を堅城に頼め、以て賊の再燃するを致す。是緩急兩つながら機を失

再燃—再び起る

再燃—再び起る

主聰壅蔽—天子の聰明な御耳もふさがれおははれる

舊府—鎌倉 逆節—反逆の行

ふなり。然れども當時、主聰壅蔽せられ、國論苟媮なること此の如し。蓋し善謀ありといへども、輒ち行ふに難ければ、則ち直にその戦を罪すべからざるなり。是の故に、官の爲にすれば、則ち敗れ、私の爲にすれば、則ち成る。寧ろ敗れて忠義たるも、成りて奸賊たらず。義貞の志も亦悲しむ可し。吾平安に居り、東山の岡阜起伏を觀る毎に、義貞力戦の處を指し、仰ぎて叡山を見て、又その拜辭北行の時を念ふ。帝南遷するに及び、蓋し深くこの擧を悔い、哀痛の詔を下すも、而も已に及ぶなし。噫、君臣の際會や難し、慨歎せざるべけんや。假し義貞をして霸心あらしめば、その初め鎌倉に克つに當りて、北條氏の餘燼未だ滅せず、而して足利氏の反迹已に形る。義貞、此を以て請を爲し、坐して舊府を鎮し、力を蓄へ威を養ひ、護良親王と、東西謀を合せ、君側を清めんと請はば、朝廷敢て聽さずばあらじ。尊氏をして或は天子を挾みて、我に臨ましむるも、その逆節漸く長じ、天子終に堪ふる能はず。必ず將に我を引き、以て自ら援けんとなす。猶後白河の近く義仲を疎んじて、遠く頼朝に歎しむがごときのみ。是新田氏の上計なり。然らずば、其始め鉞を授けらるゝに當り、進みて信濃、上野に據り、之を奥羽に連ね、俯して八州を瞰ひ、賊の吮を扼して、その背を拊たば、賊、形格し、勢禁じ、必ず我を棄

市塵迷離—
室町の花の
御所も今は
町家となり
てちりほこ
りがたつ

てて闕を犯さじ。是又その次なり。その叡山を辭するに及びては、則ち事爲す可からず。然れども太子を擁するを得、進退自如たり。趣前に赴く爲して、潛に上野に歸るも、勢或は達すべし。舊部を收合し、賊の巢窟を奪ひ、據りて根本と爲し、進めば、則ち恢復を成し、退けば則ち翼戴を圖り、又以てその才を展べてその志を得べし。計此に出でず、無根の兵を以て、東西に奔走し、而して謀と戦と皆己に山らず。宜なり、その困屈成る所なきや。然りといへども、命を奉じて周旋し、意を鋭くして王に勤む。便利を占むるに暇あらざるは、義貞たる所以なり。その死時を觀るに、猶錦囊の詔書を佩ぶ。その報國の志、百敗挫けざるを見る。今に至るまで凛として生氣あり。而して老賊の骨朽腐已に久し。十三世の室町、徒に市塵迷離を見る。その斷礎を索むるも、復讞る可からず。義貞の運を天に聽するは、其れ此を以てか。余嘗て謂ふ、新田、足利の兵争は、猶朱李の唐季に於けるがごとしと。義貞の忠勇、克用に勝りて、義興等の英邁、存勗に譲らず。存勗、汴梁を覆滅す。而して義興等、室町に報する克はざるは、亦牽制する所ありての故に非ざるか。抑我が東北の形勝、河北、太原に同じ。而して新田氏は據有する能はず。然れども義貞、山靈に祈るに、その子孫再び起り、賊を滅すを以てす。又猶遼

趙藝祖—趙
の始祖、瓊
匡胤

○足利氏の
尾大不振
撲く—ひき
あつむる

強驚桀黠—
わるづよく
又わるがし
こし

遼信烈—存
勗を滅すに
功あり叛卒
に推されて
唐主となる

○足利氏正記 足利氏

外史氏曰く、源氏は、王土を攘みて、王臣を擽く者なり。足利氏は、王土を奪ひて、王臣を役する者なり。故に足利氏の罪を論ずれば、源氏に浮く。而して源氏は再傳して亡び、足利氏は乃ち之を十三世に延ぶるを得たるは、蓋し源氏は宗族を剪除して、孤立自ら斃れ、而して足利氏は子弟舊臣を封建して、相維持するに足る、故に遽に滅びざるのみ。然れどもその封建や、本末輕重の勢を制するを知らず。是を以て、纔に能く一時を僞定するも、而も反者蝟毛の如くに起る。その中葉以後に至りては、天下禽奔獸遁して、復制すべからざるなり。夫れ源氏の將士、その強驚桀黠、足利氏の時に滅せざるなり。而れども奔走馳驅、一人の弓を彎きて、東に向ふ者なきは何ぞや。他なし。その力微弱にし

濫賞修封—
妄りに賞賜
しゆたかに
諸侯を封す
裁抑—制御
苟且攫竊—
一時のまに
あはせにぬ
すみつかむ

て制し易く、而して進退易置の權、常に我に在ればなり。足利氏に至りては、之に與ふるに土地の饒を以てし、之に授くるに人民の富を以てし、その勢以て亂を爲すに足る。而して又之を子孫に襲がしめ、牢として拔くべからず。豈に以て預めその變を防ぐ莫かるべけんや。然り而して漫然割與し、動もすれば一姓をして三四州に踞するを得しむ。甚しきは、天下六分の一に居りて、之を能く制するなし。その鎌倉を封するに至りては、室町と二君の如し、遂にその子孫猜疑相圖るを致す。而して之を終ふるに、鎌倉は上杉氏の覆す所と爲り。室町は細川氏の弱むる所と爲る、皆所謂尾大なれば掉はず。未大なれば必ず折るものなり。然れどもその之を爲すは故あり。彼その王家中興の業を奪はんと計る。故に濫賞修封、務めてその慾に充て、復その後を計らず、以て苟も天下を取る。天下已に集る。而して裁抑すべからず。一たび問ふ所あれば、眦を裂きて起る。怪しむに足るものなし。彼の慾に充てて、我の私を濟す。彼我が私を知りて、その功を以て我に邀む。我何を以て之を制せんや。蓋し足利氏、土地、人民を以て、天下の豪俊に餌して、之を掣する能はず。その餌を併せて之を失ふ。亦哀むべきなり。故に彼の天下を取るに急にして、苟且攫竊の計を爲す者、未だ禍を子孫に貽さざる者あらず。足

不稱—名稱
にかなはぬ
參酌—てら
しあはせて
よきをとる

尺地一民—
少しの土地
人民

利氏の宗族、君臣、更相屠戮し、十三世の久しき、而も殆ど寧日なきは、豈に其盜奪の報に由るに非ざらんや。後の人臣たるもの、亦以て權を知るべし。或人曰く、「將家の禮制、概ね義滿の時に成りて、憾むべきものあり。夫れ天子の事を行ひて、之を將軍と謂ふ。已に不稱と爲す。而して之が下たる者、封を將軍に受けて、爵を王朝に班す。又不順と爲す。義滿をして、學あり、術あり、古今を參酌して、官爵を創立せしめば、己天子に下る一等にして、王朝の公卿を除くの外、天下の萬姓、盡くその臣と爲さば、豈に善からずや」と。外史氏曰く、噫、是足利氏を助けて、虐を爲す者なり。夫れ天下、名あり、實あり。昔、我が王家、海内を統馭する、租に食み、税に衣て、爵秩を以て功勞に酬う。この時に當りて、名實の權、竝に朝廷に在り。その後及びて、その名を盜みて敗る者あり。平、將門是なり。その實を竊みて成る者あり。源頼朝是なり。その名實を并有せんと欲して之を兩失する者あり。則ち足利氏是のみ。夫れ將門未だ八州を定めずして、先帝皇に擬し、天誅、踵を旋らさず。頼朝乃ち守護の設を請ひ、天下の兵食を分取す。而れどもその號は則ち追捕使と曰ふに過ぎず。既にその腹に充てば、何ぞ必ずしもその服を華にせんと曰ふが若し。尊氏、中興の業を奪ふに及びて、尺地一民も、そ

虚器一名ありて實權なき位
踰越のりこす
驕侈跋扈
おごりわがま
乘輿天皇
攝籙清華
攝政や大臣の家

輿僮一こしなどをかく賤しき身分の者

の有に非ざるなし。而して朝廷、徒に虚器を擁す、徒之を分取するのみならず。然れども名分の在る所、踰越すべからず。故に北朝の天子を擁戴して、己上將を以て天下を宰す。猶源氏の故のごとし。義満に至りて、驕侈跋扈、乘輿に僭擬し、信を外國に通じて、日本國王と稱し、舊臣、門族を分ちて、攝籙、清華に倣ふ。豈に名實を並有せんと欲するに非ざらんや。朝廷、その贈號を擬するに、太上天皇を以てす。無稽の甚だしき、笑を千古に貽すといへども、而も義満の素心蓄ふる所、亦以て見るべし。その早世して志を終へざる、我が邦の幸と謂はざるべけんや。而るに或者、之を憾むるは、何ぞや。昔者、孔子、告朔の餼羊を愛しむ。王室既にその實を喪ふ。頼むはその名あるのみ。而して今又舉げて之を禡はんと欲す。是足利氏を助けて虐を爲す者なり。晉は侯を以て周の天下を宰し、霍氏は大將軍を以て漢の天下を宰す。古より之あり、是亦可なり。必ずしも別に名號を撰び、以て其實に稱へざるなり。且つ夫れ公侯より輿僮に至るまで、次を以て相僕役して、王臣に非ざる者なし。何ぞ不順と爲さんや。饒令、新に爵號を建つるも、猶平新皇の爲の如きのみ。豈に能く千歲因襲の名、民の耳目に在りて、その心を服するに足るが如くならんや。假ひ足利氏をして、或者の説の如くならしむるも、吾そ

介々然一節を執りて動かざるさま

○後北條、武田、上杉、毛利、四氏の興亡の興亡
制馭—おさへ治む

の一日も居る能はざるを知るなり。余謂ふに、足利氏の名實を并有せんと欲するや、その自ら處するに於て、已に義を失ふと爲して、その上に事へ、下を御するの際に於いて、又計を失ふもの有り。何を以て之を謂ふ。夫れ我已にその實を有して、天子に貽すに虚器を以てす。是虚器を擁する者のみ。何ぞ必ずしも介々然として、北を扶けて南を擠さん、唯それ北を扶けて南を擠す、この故に、天下翬然として寧一するある莫し。而してその舊臣、門族を分つや、所謂三管領は、皆大封に據る者なり。既に之に與ふるに、土地人民の富を以てし、而して又之に假すに、官號の崇きを以てし、之に授くるに、權柄の要を以てす。是奚ぞ虎に傳くるに翼を以てするに異ならんや。應仁の亂、是の由りて起る所たり。而して終に上將も亦虚器を擁すること、王室に同じきを致す。その極や、その位號を并せて之を喪へり。是所謂名實を兩失するなり。豈に計の失へる者に非ざらんや。

○足利氏後記 後北條氏 (其一)

外史氏曰く、天下を制馭するは、勢形より善きはなし、苟も形勢を失へば、分裂を致さざ

鼎—帝業
竊據—土地
をぬすみや
りどるると
す
覇—諸侯の
旗がしら

るは鮮し、昔、文武あり山海の形便に因りて、以て七道に分つ。而して王畿は中に居る。桓武、鼎を平安に定めて、四方環り嚮ふ。蓋し亦盛なるかな。然れども王政の衰ふる、方隅稍竊據して制すべからざる者あり。或は速に討滅に就くといへども、而も天下の勢、漸く分裂に趨きて、鎌倉の覇を馴致す。是より以て還、關東の形勢、常に天下に雄たり。而して京畿、之に能く勝つことなし、余嘗て東西に歴遊し、その山河の起伏する所を考へて、以て爲へらく、我が邦の地脈は、東北よりして來りて、漸く西し、漸く小さし。之を人身に譬ふれば、陸奥、出羽は、その首なり、甲斐、信濃は、その脊なり。關東八州、及び東海の諸國は、その胸腹にして、而して京畿は、その腰臀なり。山陽、南海以西に至りては、則ち股のみ。脛のみ。故にその腰臀に居て、その股脛を制す可きも、以てその腹脊を制すべからず。且つ平安は四戰の地、天下、事あれば、必ず兵を被む。鎌倉の獨一面を以て、西、中原を制するに如かざるなり。元弘の時に至りて、能く一舉して、北條氏を取れるは、海内怨み畔き、禍、その腹心に起るに由る。能く西を以て東に勝つに非ざるなり。その盛なる時に方りて、鎌倉を以て根本と爲して、府を京師、筑紫に置き、その天下を制する、臂の指を使ふが如くす。而して足利氏は、その爲す所に反して、

藩屏—まが
きおほひ
内証—うち
わのあらそ
ひ
呑噬—のみ
あひかみあ
ふ

龍驤虎視—
龍の如くの
ほり虎の如
く見る
横塞—よこ
たばりふさ
ぐ

彼を捨てて此に居る、謬れり。然れども亦已むを得ざる有るなり。彼南朝を慮りて、遠く鎌倉に居る能はず。故に鎮するに子弟を以てして、室町に藩屏たらしむ。而して適く争端を啓き、又その内証に因りて、之を覆して、室町遂に是より亂る。是の四方を制馭する能はずして、王室の敗を襲けるは、形勢を失ふ故にあらずや。その季世に及びて、七道の豪傑更に相呑噬し、元龜、天正の間に至りて、海内裂れて八九と爲る。その最も大なる者四氏あり。曰く北條氏、曰く武田氏、曰く上杉氏なり。毛利氏は、安藝に起りて、山陽、山陰十三州を并せ、疆土尤も廣し。その次を北條氏と爲す。北條氏は、伊豆を取りて、之に據りて、遂に關東八州を并す。武田氏は、甲斐に起りて、信濃、飛騨、駿河、上野を并せ、上杉氏は、越後に起りて、越中、能登、加賀を并せて、莊内、會津に及ぶ。皆争ひて耕戦を務め、帶甲數萬、積粟、山の如し、龍驤虎視、東西に角立して、宇内を包擧するの心有らざるはなし。夫の北條氏が、天下の胸腹に據りて、一たびその兵を出して、中原を窺ふ能はざるは、武田、上杉、その脊に據り、以て其衝に横塞すればなり。而して二氏の勢力相敵し、相持して決せざれば、又その西を圖るに暇あらず、毛利氏は、疆土廣しといへども、その股脛を以てその腰臀に向ふ。固より中原に抗衝する

介立―はさ
まり立つ
夷―平旦

能はざるなり、織田氏は、四氏の中に介立して、その西を先にしてその東を後にす。強
を避けて、弱を撃ち、險を捨てて、夷を取る。是を以て力を用ふること少くして、功を
成すこと速なり。豊臣氏も亦その遺謀に因りて、遂に以て合一するを得たり。織田、豊臣
の形勢に於ける、察する有るが如し。而してその居る所に至りては、足利氏と未だ嘗て大
異同あらざるなり。その既に合して、又裂れ、久しく天下を馭する能はざる所以も、亦
此に出づるか。夫れ織田、豊臣は、足利氏に代る者なり。而してその有する所の土地、山
河は、大に四氏に過ぐる能はず、或は大に之に過ぎて、その久しきに及ぶ能はざるなり。
之を要するに、この四氏は、時の衰亂に乗じて、各智勇を奮ひて、一方に雄據し、一方
の民、倚りて一日の安きを享く。他の小國の庸主、徒にその民を糜爛して、成す所なき
者と日と同じくして語る可からず。則ちその天下に於ける、功德なきに非ず。又目する
に足利氏の叛臣を以てするを得ざるなり。若し四氏の據る所、孰れか王土に非ざると曰
はぶ、則ち時勢の變、遞に此に至る。一日の故にあらず。四氏を吞むる所以に非ざるな
り。その一方を経営するに至りては、謀臣猛將の迹、紀するに足る者あり。吾故に之を
列叙して、その盛衰興壞の由を詳にし、國家を有つ者をして、鑑みる所有らしむ。而

庸主―つま
らぬ大名
糜爛―たど
らかす

○後北條氏
關八州得失
の因
三略―兵法
の書

して天下の形勢、分合の際に於いて、又以て覽るに足らんか。

○足利氏後記 後北條氏 (其二)

外史氏曰く、余聞く、早雲、嘗て儒士を召して、黃石公の三略を説かしむ。その首に言へ
るあり。曰く、「主將の法は、務めて英雄の心を攪る」と。早雲、之を聞きて曰く、「止め
よ。吾既に之を得たり」と。復説かしめずと。嗚呼、以あるかな、その流寓漂泊の人を以
て、八州を據有して、五世の基を開けるは。夫れ足利氏、其綱維を際して、權臣内に闕
ぎ、海内戰爭す。然る所以のものは、他の故なし。天下の英雄、各其心を以て心と爲して、
主將、之を收攬する能はざるのみ。早雲は蓋し早く此に見るあり。以爲らく、天下の事
知るべきのみと。故に一劍の任に仗りて、天下を周流して、武を用ふるの地を求む。一
たびその地を得れば、雲蒸龍變す。之を拒ぐもの或るなし。夫れ兩上杉氏は百年の故
家、財賦の富、兵馬の雄を以てして、早雲、赤手を以て之を圖る。奚ぞ雖もて山を鑿つに
異ならんや。乃ち能く戦へば勝ち、攻むれば取り、其死命を制せしは、果して何の恃む
所ありて然るか。亦その英雄を結納し、その驩心を得るを以てなり。兵寡くして志一、

綱維―政治
の大綱
雲蒸龍變―
雲たちのぼ
りて龍化す

緒業一はじ
めかけた業

不世出―世
に稀なるも

○謙信及び
信玄の兵法

地狭くして力合す。同舟、江を濟り、期せずして救ふが如し。此を以て敵に臨む、天下に横行すといへども、難きことなし。而るを況や兩上杉氏に於けるをや。氏綱、氏康、緒業を續ぎて、強大を致せる所以も、亦この道に由るなり。氏政、氏直に至りて、已に兩上杉に代りて、八州の富強を擅にす。意滿ち志修りて、復心を此に用ひず。上下漸く遠ざかり、君民親しまず。區々の法令を恃みて、その下を制馭せんと欲す。而してその下の心、既已に之を去るを知らず。將何を恃みて天下の勁敵に抗せんや。然して豊臣太閤、不世出の略を以てし、之に加ふるに我が東照公を以てして、左提右挈して、天下の猛將、精兵を率ゐて、往きてその罪を問ふ。その勢力は以て天地を震撼するに足る。而して合圍すること半歳にして、纔に能く之を擧げたるは、その父祖の人心を收攬して、固く結びて解く可からざる有るを以てにあらずや。

○足利氏後記 武田氏上杉氏

外史氏曰く、世に二家の兵書を傳ふ。後人の假託に出づるものあり。盡く信ず可からず。特に兵を我が邦に言ふに、二公に期するは、その由を知らざる可からざるなり。夫れ勇

勇悍趨捷―
いさましく
たけよくし
く身がるに
してすばや
し
撫摩鍊治―
なでさする
やうにして
なづけ、れ
りきたへる
闔國―國中

東伍結陣―
隊伍をつぐ
り陣立をす
る

悍趨捷にして、恥を重んじ死を輕んずるは、我が國俗の自ら有する所。我が先王、又之を養ふに恩を以てし、之を結ぶに信を以てす。之を撫摩し、鍊治し、數百千年を経るも、闔國の民、その上に親しみ、その長に死すること、手足の頭目を扞るが如く、以て能く四隣を震懾し、魏唐の強大といへども、加ふる能はざる所以は、この俗を恃めばなり。唐氏に通ずるに至るに及びて、乃ち此を捨てて彼を學び、樸を剷りて、文と爲し、強を饒みて弱と爲す。平時は奔競し、急あれば遁逃す。朝を擧りて、皆婦人に幾し。而して先王の遺民、勇にして死を輕んずる者、皆將門の收むる所と爲る。此を以て、王權を奪ひ私利を營み、爲す所として成らざるはなし。承久、建武の事、輒ち皆然りと爲す。故に先王の自ら衛る所以は、後王の自ら累ふ所以、均しく是兵なり。用捨何如と顧みるのみ、降りて戰國に至りて、この兵、各群雄の分ち領する所と爲りて、日に淬ぎ、月に厲ぎて、愈用ひて、愈勁し。而してその撫摩鍊治して、之に教へて、後戰ふものは、武田、上杉より過ぐるはなし。故に我が邦の兵の精は、この時に極る。而して二家は、又精の精なるものなり。且つ源平以還、其兵皆散じて自ら戰ひて、將勇に、卒銳なるものは勝つ。必ずしも東伍、結陣、坐作、進退の法あるに非ず。之あるは、二家に始る。二家の兵法、傳

侯甸畿内
近附の地

跳盪—とび
出す
噬搏—戦鬪

へて我が邦の極則と爲すは、此に由るのみ。然れども源氏、足利氏は、毎に東國より起りて、その兵、騎戦に習ふ。而して足利氏は京畿に居て、馬政を恤へず。織田、豊臣、徳川、竝に侯甸に起りて、騎少く、歩多し。即ち二家の如きは、較騎多しといへども、亦その國の險にして騎に便ならざるを以て、騎は率ね徒に遠きを致すに取る。戦に至りては、概ね馬を捨てて歩鬪す。故に騎戦遂に廢す。又火器と長槍とを用ひ、以て軍鋒と爲す。而して弓矢の用稍衰ふ。是又我が邦兵體の變遷、知らざる可からざるなり。此時、兵農別るといへども、往々、漁獵の者を收めて弓銃手と爲し、盜賊を收めて間諜と爲して、隊伍を補ひ斥候に充つ。二家皆是なり。二家の陣、大約、弓銃手、前に居り、長槍の歩卒、之に次ぎ、騎士、之に次ぐ。牙旗、鼓螺、中に居り、右左拒みて之を夾み、輜重、後に居り、游兵、外に居る。戦ふ毎に、交弓銃を發し、長槍、之に従ふ。士は馬を下りて進み、或は卒傍より出で、或は中より跳盪して出づ。戰酣なるとき、或は麾下を以て之に乗ず。變化準なしといへども、概ね此を以て常と爲す。一時竝にこの法を同じくす。而して群雄、環視して、獨二家を畏る。その噬搏して解けざるを幸として、敢て觸れ犯さずと云ふ。夫れ孫武、吳起、世を同じくして生れず。饒ひ世を同じくして生れしむるも、人の兵を借り

比肩接踵—
一時に起る

悖逆—道に
もとる

○毛利氏の
高義

喧呶毆擊—
かまびすし
くよばはり
うちあふ

て、己の法を施す。大にその力を展べて、確鬪して勝敗を決する能はざるなり。今二公は、孫、吳の能を挾み、趙、魏の甲を擅にして、一時に比肩接踵するは、希世の遇と謂ふべし。後の兵を言ふ者、二公相與にするの迹を觀て、その形勢機權の大なるを識りて、然る後に之をその書に參し、眞僞を辨別せば、その法得て詳論すべし。余、是を以て二家を合叙す。昔者、吾が父嘗て行きて、甲斐を過ぐ。甲斐の民、飲食するに必ず館君を稱ふ。館君とは、信立なり。信立の悖逆を以てして、能く強敵に抗すること十數年にして、相下らず。豈にその民を教ふるに素あるを以てに非ずや。謙信の事、世に傳らざる所多し。余、島山氏、宇佐美氏の説を并せ考ふ。又米澤人士と交游す。余の爲に言ふこと此の如し。

○足利氏後記 毛利氏

外史氏曰く、余は安藝の人なり。その都邑城池を俯仰すれば、輒ち毛利氏の盛時を懷ふ。嚴島を觀る毎に、亦未だ嘗て元就の賊を鑿にせしを想見せずばあらざるなり。夫れ室町の時、天下紛々として、日に兵争を事として、群兒の暗中に鬪ふが如し。喧呶毆擊、一

義戰なし―
春秋に義
戰なし、彼
此より善き
は則ち之あ
り―
牧伯―大名

仆一起、誰かその曲直を知らん。孟子の所謂義戰なしとは、是のみ。唯元就の陶賊に於けるは、北條早雲の堀越に於ける、羽柴秀吉の明智に於けると、その事皆稱道すべし。故にその功効皆此の如きを致す。而して元就、最もその難きものなり。夫れ亂臣賊子は、人、之を討つを得。然れども戰國の俗は、唯利を見て、義を聞かず。陶賊の事の如き、四隣の牧伯、熟視して、敢て齟齬するなし。甚しきは相率るて、之に歸して倚賴を爲すに至る。獨元就、微力を以て誅討を圖り、而して又之を天子に請ふ、名正しく、言順ふ。義旗の指す所、堅として破れざるはなし。炬を暗室に掲ぐるが如く、衆目駭き觀る。以大義を天下に伸べ、天下をして響應して、之に歸せしむるに足る。而して何ぞ十三州を圖るに足らんや。大凡英雄の事を成す、皆以てその智略の致す所と爲す。而してその事の義に合ひて、能く人心を服するものあり。而して自ら知らざるなり。後の追論する者、亦徒に其成敗を視て、盡くその智慮に成ると謂ひ、而して天下の事、智慮の及ばざる所に出づるあるを知らず。況や夫の危疑の際に當りて、機會の來る、間、髪を容れず。苟も區々の計算を以て、之が萬全を要するは、吾其れ身を終へて事に及ばざるを見るのみ。故に彼の治世の論は、以て亂世の英雄を揣る可からざるなり。吾元就を論するに、そ

絶人―人並
はづる
皓―權の子

○封建の由
來

の智略を言はずして、その果斷を云ひ、その果斷を言はずして、その事の義に合ふを云ふ。之を天子に請ふに至りては、又義の大なる者なり。且つその貢賦を效して、朝議を助舉するを觀れば、則ち心を王室に存する、一日に非ざるなり。昔者、孫堅、英雄の姿を以て、志、漢室に嚮ひ、奮ひて強賊を討ち、身を出して顧みず。又策、權といふ子あり。遂に能く江東を據有し、魏武の勢を以てして、取る能はず。毛利氏の關西を以て織田氏に抗するは、之に類するに庶幾し。元春の善く戰ふは策に類し、而して隆景の善く謀るは權に類す。皆絶人の才にして、力を勸せ、心を協せて、輝元に臣事し、之をして舊業を失はざらしむ。是の義最も及ぶべからずと爲す。輝元、孫皓の虐なしといへども、而も力を度り、徳を度らずして、衡を中原に争ふ。宜なるかな、その削弱せらるゝや。然れどもその封土、屹然として、猶西陲に雄たるは、豈に元就父子の高義に由るに非ざらんや。

○徳川氏前記 織田氏 (其一)

外史氏曰く 封建の勢を我が邦に成すや。その來ること遠し。在昔、王家、七道を郡

口分—丁年
のものが作
るべき田
食封—高き
位官の人に
賜ふ領戸
功田—功勞
ある人に賜
ふ田

考課—能否
をしらべて
賞罰を加ふ

縣にして、治むるに守介を以てす。田は口分を以てし、租調を四徴す。而して朝の職位。皆田有り、食封有り、功田有り。その食封は、多き者も三千戸に過ぎず。功田は四等に於て、之を世襲する者は、大功に止る。この時に當りては、未だ封建の勢有らざるなり。相門、權を世にせしより、所在、封戸、日に多く不輸の地、不課の民、天下に半す。後三條帝、その弊を矯めんと欲して、而して遂ぐる能はず。是より以後、各國の莊園、其十の九に居り、守介の治むる所は僅に一のみ、甚しきは則ち國司、終に任に赴かず。而して權にその地方の豪族、武人を延きて、自ら代らしめて、之を目代と謂ふ。而して源氏起るに至りて、國司に守護を置き、莊園に地頭を置きて、糧粟を分領して、盜賊に備ふ。則ち嚮に謂ふ所の目代の額は、六十州に基時す。而して封建の勢始る。北條氏、その遺制に因りて、守護の任、猶考課易置すること、古の國司の如くするを得たり。然れども往因襲して、之を子孫に傳へ、漸く封建の勢を成す。而して建武中興の時に至りて、朝廷、特恩を以て武臣の心を收めんと欲して、新田、足利の諸族を以て、諸國の守護に充つ。概ね一姓を以て二三州に連ぬ。名は守護たりといへども、その實は之を封建にするなり。足利氏叛くに及びて、その成績を奪ひて、之をその子弟功臣に與へ、仍りて守護

崛起—ぬき
んで起る

蟠踞—わだ
かまりうづ
くまる

折衝禦侮—
つきくじき
あなどりを
ふせぐ

と稱して、之を世襲せしむ、土地、兵馬、儼然たる諸侯なり。而して封建の勢成る。足利氏、初め務めて、大封を以て將士に昭はせて、以て朝廷の權を撓むるを得たり。既に天下を得て、勢削るべからず。その政、既に衰ふるに及びて、その權臣、難を京師に構へて、所謂諸侯は、群起して之が黨援を爲し、又互に相吞滅して、益強大を成す。而して最後に、織田氏、その陪臣を以て、崛起して、之を并す。部下は皆一時の英豪、攻撃して四方に出で、城を取り地を略する者は、因りて之を賞す。その志、盡く天下の故國を鋤きて、その功臣を以て之に代ふるに在り。未だ成らずして踏る。而して豊臣氏、その將校を以て踵ぎて起り、織田氏の志す所、甚だ難くして成らざるを見る。是を以て舊國の降附する者は、存して之を撫す。大なる者、或は八九州に蟠踞して、殺削を加へず。是を以て、速に混一を致すを得たり。而して没して未だ幾ならずして、海内分崩す。之に由りて之を觀れば、封建の勢は、源氏に始りて、而して足利氏に成る。足利氏未だ其利を享けずして、其弊に勝へず。織田、豊臣、其弊を承けて、之を裁するの術を知らず。蓋し皆我が徳川氏に待つ有るなり。夫れ外に諸侯有り、内に功臣有り。内功臣の封、外諸侯に抗する能はず。然して後、以て其内を親戴衛護して、其外を折衝禦侮する

扼塞—おさへふせぐべき至要の地

參遠—參河遠江

に足る。否らずば、即ち功臣も亦、諸侯と等しからんのみ。我を戴くの心無くして、我に争ふの意有り。是織田氏の禍を被る所以なり。能く外諸侯を存すといへども、而も長を断ち、短を補ひて、勢力をして、略敵せしむるを知らず。又大に宗族を封じて、その扼塞に據り、犬牙相制して、以て其邪心を鎮壓するを知らず。是れ豊臣氏の嗣を絶つ所以なり。織田氏は唯之を取るに難んず。故に之を分つに重んず。豊臣氏は唯之を取るに易んず。故に之を分つに輕んず。之を輕んずると之を重んずると、其情異なりと雖も、其天下英雄の心を收むる能はざるは一のみ。故に曰く、二氏は封建の弊を承けて、而して之を裁するの術を知らずと。我が徳川氏に至りては、二氏の失に鑑みて、其衷を乗り、之を矯むるに漸を以てし、其内外、輕重の際を權りて、萬世に維持す。封建の勢、是に於て、一定して復撼すべからず。唐の柳宗元、封建を論じて曰く、「勢なり」と。余曰く、封建は勢なり。勢を制するは人なり。彼郡縣の世に生れて、而して利弊を千載の上に揣る。其をして我が邦の今日を目せしめば、以て如何と爲すか。蓋し徳川氏の太平を致すは、參遠動舊の力に由るといへども、而も新附將帥の功與れり。今の外藩列國、邦を足利氏以前に成す者は、島津、佐竹、伊達、上杉、毛利、鍋島の如き、是のみ。其餘は、皆二氏

陳項—陳勝、項籍周隋—宇文覺揚堅建置本末—國を立てたる本と末

○信長が天下一掃に貢獻せる所

告身—受官の符

に由りて家を興す者、慶長庚子以後、封土を定賜し、之と更始すといへども、而も猶彼の漢の侯王の陳項に於ける、唐の將相の周隋に於けるが如し。その前代を源ねざれば、その建置本末、得て詳にすべからざるなり。余、故に先二氏を敘して、その勢の從りて來る所を論ずること此の如し。

○徳川氏前記 織田氏 (其二)

外史氏曰く、往時、平安の故老、元龜間のことを觀るに及ぶあり。言ふ、その時、宮闕隳廢し、群兒頽垣の中に入り、土を搏ち、戯を爲す。織田公來るに及びて、始めて觀る可き有りと云ふと。夫れ應仁以還、海内分裂し、輦轂の下、毎に兵馬馳逐の場となる。右府に非ざれば、誰か能く草萊を闢除し、以て王室を再造せんや。朝廷、其功を醜ゆるに及び、擬するに征夷の拜を以てす。則ち辭して受けず。蓋し將家と王室と、俱に衰頽を極め、名重く、實輕し、猶所謂大將軍の告身、僅に一醉に直る者のことからざらんや。右府の志、海宇を混同するに在り、遽に虛名を冒すを欲せず。之を彼の關東管領を假りて、隣國に誇る者に視るに、その器量固より間あり、抑朝廷の名器、天下の豪傑を

勲々―ねん
ごろ
鉄兩―すこ
拏攫搏鬪―
取り合ひか
み合ふ
隔闕―へだ
てかざる

輕重するに足らざること、此の如きに至る。揆みて以て天下に令するも、天下未だ必ずしも聳動せざるなり。而して右府、之が爲に扶植經紀し、勲々として置かず。これその高義、齊桓を凌ぎて、晉文を駕すと謂ふといへども可なり。このときに當りて、群雄の方隅に割據する者、環視傍觀して、能く此に出づる莫し。その日夜務めて眠食に代ふる所は、曰く、戰のみ。而してその所謂戰は、徒に勝負を鉄兩の間に較し、拏攫搏鬪、以て尋常を争ふ。武田、上杉、北條、毛利の如き、概ね然らざるなし。獨り右府、超世の材を以て、籠蓋して之を取る。その武田、上杉を視る、猶我が藩籬の如く、其をして相持して決せず、日にその財賦を費し、月にその甲兵を敝れしめて、適以て我が東面を隔闕するに足る。而して我は以て力を專にして畿甸を經略するを得たり。畿甸已に定る。西面して毛利氏に臨む、枯を拉ぎ、朽を摧くが如きのみ。是に於て、我が疆土益大、兵力益強、強大の我を以て、費敵の敵に加ふ。上杉、武田、固より我を支ふる能はず。而して北條氏、孤立す、則ち東國皆圖る可きなり。是れその成算、夙に胸中に定る。奚ぞ必ずしも區々の勝敗を較せんや。猶夫の奕碁のごときなり。天下の群雄、方に角を守り、傍に依る。而して右府、獨り全局を以てその勝を制す。之を超世の才と謂はざるべけん

鋤蹙―すき
かへす

蕪穢―戦亂
繩墨斧斤―
法制を立て
過ぎたるを
けづり及ば
ざるを増す

や、然れども數百年分裂の世を定むるは、盤根錯節を治むるが如く、必ず鋤蹙斬斷を以て功を見る。その間必ず大に人心を矯拂する者あり。而して之を取るに甚だ難ければ、之を持つに必ず太だ急なり。將帥を待ち、臣民を御するに、猜忍刻厲の病なきこと能はず。中道にして禍に遇ひし所以なり。亦勢の必至にして、深く咎むるに足らざるなり。昔、周の世宗、英明の資を以て、混一の志を抱き、衆言に牽かれず、精を厲して進取し、半途にして没すといへども、而も能く趙宋の業を開けり。右府の迹、蓋し之に似たり。而して豊臣氏、右府の將校を以て、その成緒を繼ぎ、能くその志を就す。而して王を尊ぶの義、四方を經營するの略に至りては、一として右府を師とせざるは無し。即ち徳川氏の興るも、亦此に因らざる能はず。以て王室將家竝に今日の盛を見るを致す。大業を佐け成し、四方に藩屏たる者、概ね右府の置く所に係る。則ち之を右府の業と謂ふも、亦何ぞ不可ならん。之を室を築くに譬ふ。その蕪穢を治め、その高卑を鏝り、而して又之が爲にその材木を鳩め、後人をして之に繩墨斧斤を加へ、成りて之に居らしむ。嗚呼、その勞寧ぞ没すべけんや。

○德川氏前記 豊臣氏

○秀吉を評す
 高臺—高臺寺
 朱明—明立の姓
 覺羅氏—清主の姓
 累葉—累世

外史氏曰く 余東山に遊び、太閤の像を高臺の祠に調す。祠門は蓋し征韓の艦材を以て之を造ると云ふ。嘗て韓人の紀する所を讀む。曰く、「明、使者を遣して、太閤の相貌を窺はしむ。矮にして黒く、他の異なる無し。たゞその目光、炯々として人を射、仰ぎ見る可からざるを見るのみ」と。今其像を観るに、信に然る者の如し。嗚呼、太閤をして女眞、鞞鞞の間に生れて、之に假すに年を以てせしめば、則ち烏んぞ朱明の國を覆へず者乎、覺羅氏を待たざるを知らんや、蓋其人と爲り、酷た秦皇、漢武に肖て、而して雄才大略、遠く其右に出づ。夫れ漢武は豊富に乗じて、區宇を馭す。論ぜずして可なり。秦皇は六世の積威を挾みて、衰殘の六國を蹶す。太閤の徒手奮起して群雄を制服するに孰與ぞや。然れどもその民力を過用して、絶嗣の禍を取るは、則ち秦と等し。彼累葉の烈に藉りて、猶且つ免れず。況や匹夫を以て暴に起る者をや。然れども匹夫を以て天下を得るは、祖業を承けて之を失ふを重んずる者の如きに非ず。土地はその固有に非ず。故にその利を分つを惜しまざるなり。人民はその固舊に非ず。故にその力を用ふるを愛し

閭巷—民間
 博—博奕
 揮霍—盛に使用し
 自ら封殖して己のの
 み利して
 膏腴—肥えたる土地

まさるなり。夫れその民力を愛しまざるは、固より以て危亡を招くに足る。而して地利を惜しまざるは、又以て久安を計るべからず。この二者、その勢相持し、而してその禍相因るなり。然れどもその初の速に天下を得る所以は、愛惜する所無ければなり。譬へば閭巷の人、博して大勝を獲るが如し。其をして勝たざらしめば、一寔人のみ。苟も勝たんか、乃ち大に之を揮霍し、その朋類を招き、醉飽喧呼、務めて快を一時に取る。唯然り。故に暴に富みて、而して人怨ます。太閤、人奴より起りて大國に主たるは、固より己に其望む所に踰ゆ。乃ち變故に遭遇し、機に投じ、會に赴き、動もすれば意の如くなるを得、皆初念の至らざる所。而して當時の將帥を四顧するに、皆その儕輩、或はその敢て比肩せざる所なり。一旦その上に立ちて、常にその己に服せざるを恐る。以爲へらく、吾微賤よりして利權を司るを得たり。苟も自ら封殖して人に分たずば、人將に吾と争はんとす。而して吾が志速に成る可からずと。故に膏腴を割き、金帛を頒ち、動もすれば、數州の地を擧げて戦功を賞す。之を視ること營に糞土の如きのみならず。彼その一世の豪俊を鼓舞奔走せしめて、驟に志を天下に獲しは、この術を用ひたればなり。然れども吾糞土として之を授け、彼亦糞土とし之を受く。未だ嘗て我を徳とせず。而して

瘡痕一きす
枢肉云々一
死して間も
なきに

驚鷹俊狗一
強き鷹すば
やき犬

以て當然と爲す。彼の求むる所窮なくして、我の有する所盡くるあり。盡くるあるを以て窮なきに供す。その勢、之を海外に取りて之を塞がざるを得ず。是に於て、七道の民、その未だ愈えざるの瘡痕を裏みて、知る可からざるの地に趨き、連年成る所なくして、その力竭きたり。而して枢肉未だ冷ならざるに羣雄各自立の心あり。蓋し怪しむに足る者なし。故に太閤の民力を愛しまさるは、その地利を惜しまさるに由る。而してその禍、遂に此に至る。皆その自ら取れるのみ。然りといへども、太閤の雄才大略を以て、八歳に六十餘國を定むれば、則ちその餘力を以て之を海外に逞しくするは、固より其れ宜なり。豈に唯太閤のみ然りと爲さんや。當時の猛將、謀夫、雄傑の士、天下に布滿す。天下已に集りて、其傑驚巧狙、事を喜び、功を好むの心、猶未だ已まざるなり。之を驚鷹俊狗に譬へんに、其噬嚙搏撃の力、用ひて餘有れば、則ち必ず人に逼るに至る。故に朝鮮の役に、是天下の群雄をしてその噬嚙搏撃を肆にして、その力を殺ぐ者なり。然れども徒にその力を殺ぎて、其をして獲る所無からしめば、則ち彼將に復我に馴服せずして、反りてその噬嚙搏撃を我に施さんとす。嗚呼、之を養ひて、その術を得ず。安にか往きて可ならんや。能く之を飽かしめて、之を節する能はず。能く之を

發縱指示一
先導して向
ふ所を示す

○家康が天
下を得たる
所以

彷徨一さま
よふ
馳驟一はせ
まばる

緩帶垂囊一
危害に備ふ
る必要なき
こと、囊は
ふくろ

發縱指示して、收めて之を寧んずる能はず。故に太閤の群雄に於けるは、苟に之を一時に制服するのみ、豈に長久の計ならんや。その速に天下を得る所以は、乃ち速に之を失ふ所以なり。梁の武帝言へる有り、「吾より之を得て、吾より之を失ふ、復恨むる所無し」と。則ち太閤それ亦恨むる所無きか。

○徳川氏正記 徳川氏

外史氏曰く、吾嘗て江戸に遊び、その城闕の壯、侯伯邸第の夥しきを觀る。既にして東海を歴て、尾濃の間に彷徨し、北は信越の諸山の綿互重疊して來り、迤に京畿に赴くを望む。而してその南は沃野洪闊、參遠と接す。眞に天下の衢路、千軍萬馬の馳驟を想見す。今の邸を布き第を列する者、その初皆嚮背を是に決せるなり。蓋し源平以還、治少くして亂多し。群雄碁峙し、分裂梗塞して、その幾百歳を閱するかを知らず。而して今吾緩帶垂囊、糧を齎さずして行くは、則ち誰の力ぞや。世の論者或は大阪の事を病へて、東照公の徳を累すを爲す。是時勢を知らざる論なり。吾曰く、公の天下を取るは、大阪に在らずして、關原に在り。關原に在らずして、小牧に在りと。夫れ公は織田

瓦合鳥集—
解散しやす
きよせあつ
め
膠漆—分離
せざる堅き
あつまり

氏の屬國なり。而して太閤はその將校なり。太閤は織田氏の將校を以て身を起し、乃ちその君の遺孤を欺き、之に加ふるに兵を以てせんと欲す。諸同列、その力を畏れ、その惠を私して、逡巡して、敢て争ふ莫し。而るに公、獨毅然として弱を扶けて、強に抗す、野次の一戦に、その二驍將を獲たるは、固より以て奸雄の膽を破り、而して天下の心を服するに足る。この時に當りて、太閤の據る所は近畿の諸州に過ぎず。瓦合鳥集、人々、觀望を懷く。而して公は參遠膠漆の民を以てし、加ふるに甲信の精銳を以てす。勳舊、忠義、雲の如く、雨の如し、和親をして成らしめず、兩姓をして兵を構へしめば、天下の事、未だ知るべからざるなり、昔者、曹操、劉立德に謂ふ、「天下の英雄は、唯君と我とのみ、袁本初の輩は論ずるに足らず」と。今太閤を以て柴田勝家等に視ふるに、猶操の本初に於けるが如し。而してその公を憚るや、營に立德のみならず。宜なり、その辭を卑くし、禮を厚くして、百方、和を講ずることや。是太閤の至計、以て速に天下を取る所以なり。而して天下の權は、已に徳川氏に在り。何ぞや。我れ戦ひ勝ちて、彼和を求む。求むる者は彼にあり。許す者は我に在り。我和せんと欲せば、則ち和し、戦はん。と欲せば、則ち戦ふ。安危禍福、一に決を我に取る、我已に天下の權を有せざらんや。唯

會同朝聘—
大名の參觀
交替

驕婦—淀君
驍孺—秀頼
寸攘尺取—
少しづつ土
地を取る

夫れ權は我に在り。是を以て班爵の崇、封土の隆、之を天下侯伯の右に置かざるを得ず。太閤の末路、兵は外に連り、士は内に亂る。而して之を能く定むる莫し。能く之を定むる者は、公のみ。太閤一たび暝し、天下を制馭する者は、公に非ずして誰ぞ、是の勢、智者を待ちて後に知るにあらず。特に未だ釁有らざるのみ。關原の事は、是群雄相聚り、天下を推して徳川氏に貽る者なり。何となれば則ち彼自ら釁を開きて、我をして之に乗ぜしむ。我天下に辭有り。天下誰か能く之を禁せん。是に於て、朝廷、之に上將の任を授けて、天下の侯伯を統べしむ。會同朝聘、東に於いてせざる莫し。則ち大阪は徒に一侯國の坐食するのみ。公已に織田氏の孤に忍びず。寧んぞ復豊臣氏の孤に忍びんや。蓋し以て善く之を處する有るを思ふ。而して彼れ察せずして、専ら猜疑を挟み、再び自ら釁を開きて、その覆滅を速にす。公に於いて何ぞ累せん。公の雄武老鍊なる、太閤といへども、その畏るゝ所に非ず。況や當時の群雄に於いてをや。直に之を兒童視す。而して驕婦驍孺に有らんや。而るを公、謀を蓄へ、慮を積みて、之を斃すと謂ふは、皆時情を知らざる者なり。公は少々より隣國に轉質し、已に艱虞を極む。その國に主たるに及びて、また境を勁敵に接し、百戦して鋒を争ひ、寸攘尺取、纔に五州を定む。而

して織田、豊臣氏は、その間を以て近畿を奄有し、暴に強大を致す。蓋し公を以て遲鈍と爲さざるなし。而して天の公を成す所以は乃ち是に在るを知らず。二氏の天下に於ける、唯速に之を得たり、故に速に之を失ふ。公は未だ嘗て天下を取るに急ならざるなり。而して天下の釁、毎に以て公を開くに足る。嗚呼、是の長く天下を有ちて、以て今日の盛業を基する所以なるか。

山陽史論 終

神皇正統記
讀史餘論
山陽史論

索引

(史論史實の主要なるものを採り
發音に従つて五十音順に排列す)

ア	○赤松圓心	三七六ノ三	同(白石)	四五五ノ八	○足利政知	四四三ノ二
	○赤松政則	四四三ノ三	同(同)	四六三ノ一〇	○足利滿兼	四〇八ノ七
	○赤松滿祐(嘉吉の變を見よ)		同(山陽)	六六四ノ八	○足利持氏	四二八ノ二四
	○赤松持貞	四九ノ一	同(同)	六七三ノ三	○足利基氏	三九〇ノ九
	○秋津洲	四ノ一	同(同)	六七六ノ四	○足利義昭	四八五ノ二一
	○明智光秀の弑逆	七〇ノ三	同(同)	六七八ノ八	○足利義澄	四七二ノ二
	○阿衡の紛議	一六五ノ四	同(同)	七四五ノ五	○足利義植	四七二ノ一〇
	○朝倉義景	四八七ノ四	○足利尊氏	一三八ノ五	○足利義嗣	四一六ノ一四
	○朝日將軍(源義仲を見よ)		同	三六九ノ二	○足利義輝	四八〇ノ四
	○淺原八郎爲賴	二六二ノ三	○足利尊氏論(白石)	三六四ノ五	○足利義詮	三九五ノ三
	○足利氏		同(白石)	三九三ノ三	○足利義詮論(白石)	三九六ノ一〇
	家系	三六七ノ一四	同(山陽)	六五五ノ三	○足利義教	四五六ノ六
	季世の形勢	七五ノ五	○足利直義	三八五ノ一〇	○足利義教論(白石)	四三四ノ一〇
	尊氏兄弟と趙匡胤兄弟	六五ノ三	○足利直義論(山陽)	六五五ノ三	同(山陽)	六七七ノ二
	○足利氏論(白石)	四二ノ三	○足利成氏	四三九ノ五	同(山陽)	六七九ノ一

○足利義晴	四七四ノ一	○阿靜房安念	三三ノ三	○天御中主尊	一六ノ七
○足利義久	四三九ノ五	○安達一族の滅亡	三四九ノ一〇	○荒木村重	七〇三ノ二
○足利義尚の治世	四五二ノ三	○熱田神宮	三七ノ二	○淡路歴帝	六六ノ一三
○足利義尚論(白石)	四五七ノ二	○「あづま」の由來	三六ノ一四	○阿波局	三〇ノ九
○足利義榮	四七四ノ六	○安倍頼時	二八三ノ六		
○足利義藤(義輝)	四七九ノ六	○天照大神	一四ノ九	○飯富源太宗長	三二〇ノ七
○足利義政	四五三ノ六	同	五三ノ三	○伊賀式部丞光家	三三八ノ七
同	六八五ノ二	○天の石窟の事	一六ノ五	○伊賀判官光季	二四七ノ三
○足利義政論(山陽)	六八六ノ九	○天の瓊矛	一〇ノ二	○壹岐判官知康	二二〇ノ三
○足利義親	四五〇ノ二	○天益人(アマノマスヒト)	一四ノ四	同	三〇八ノ三
○足利義滿	三九七ノ六	○天の安河の神議	一六ノ九	○伊弉諾尊	一〇ノ二
同	四五六ノ二	○安閑天皇	五三ノ二	○伊弉册尊	一〇ノ二
○足利義滿論(白石)	四〇七ノ三	○安康天皇	四八ノ一	○伊勢貞親	四六〇ノ一
同(白石)	四二一ノ二	○安東五郎	三五二ノ二	○伊勢神宮の神託	四三ノ二
同(山陽)	六六五ノ三	○安藤幾勢	六三九ノ五	○一條兼良	四五ノ五
同(同)	六七ノ一	○安徳天皇	二六ノ九	○一條家	二五七ノ四
同(同)	六七四ノ六	同	二六ノ一	○一條天皇	一〇ノ六
同(同)	七四八ノ三	○安寧天皇	三ノ八	同	一七五ノ二
○足利義村(義種)	四六八ノ四	○安和の變	五七三ノ一	同	五七七ノ一
○足利義持	四二五ノ二	同	七二四ノ四	○一條天皇論(山陽)	五七八ノ五
○足利義持論	六七六ノ二	○天忍穗耳尊	一八ノ四		

○一幡	三〇九ノ七	○鷓鴣草葺不合尊	二五ノ五	○大内氏の亂に就いて	四一〇ノ一
○一向門徒の勢力	四九七ノ一	○宇多天皇	八九ノ二	同	六七ノ九
○一向門徒の亂	四七六ノ二	○宇多天皇論(山陽)	五六三ノ四	○奥羽の亂	二三五ノ一
○一休	四二二ノ二	○氏の長者	八四ノ八	○櫻雲記	三九八ノ一〇
○齋世親王	一六九ノ四	○菟道稚郎子	八四ノ九	○大江廣元	二二ノ八
○一色左京大夫義貫	四三〇ノ八	○宇麻志間見命	四五ノ八	○大江廣元論(白石)	三四〇ノ二四
○五部(イツトモ)の神	二〇二ノ一	○厩戸皇子(聖德太子を見よ)	二九ノ三	同(山陽)	六二九ノ一〇
○出雲諸神の歸伏	二二五ノ二〇	○卜部兼俱	五二ノ四	○大國主の神	一八ノ二
○懿德天皇	二〇ノ三	○瓜生兄弟	三二ノ九	○應神天皇	四一ノ一
○允恭天皇	四七ノ一			○太田道灌	四五三ノ八
○院政の始	一〇六ノ八			○應仁の亂	四四九ノ一〇
同	一九〇ノ五			○應仁の亂源	四四五ノ五
○院政論(親房)	一〇六ノ一〇	○永壽王	四三九ノ五	同	六八九ノ二
○院中の禮	一〇七ノ三	○惠美押勝	六七ノ七	○應仁の亂論(山陽)	六八二ノ八
		○延喜の治	九三ノ八	同(同)	六八四ノ二
		○延喜の治を論ず(山陽)	五六九ノ七	○大日靈貴(天照大神を見よ)	一一ノ五
		○關太曆	三八五ノ九	○大八洲の成立	四〇ノ一
		○圓融天皇	一〇〇ノ二〇	○忍熊王の反	四九七ノ二
		○衣紋の雜色	一九五ノ二	○織田氏の家系	四九三ノ一〇
				○織田信長	四九三ノ一〇

- 織田信長論(白石) 四九七ノ二
- 同(山陽) 六九五ノ二
- 同(同) 七〇一ノ二
- 同(同) 七六三ノ五
- 磯野春風 一一ノ一
- 小野春風 五六〇ノ二
- 小野好古 九四ノ三

カ、クワ

- 開化天皇 三三ノ二
- 開闢説 五ノ八
- 天竺の説 八ノ七
- 震旦の説 九ノ三
- 本朝の開闢 八ノ二
- 三朝開闢の比較 三九ノ三
- 花營三代記 二〇ノ二
- 返矢 六七八ノ八
- 嘉吉の變を論ず(山陽) 一〇〇ノ四
- 花山天皇 一七四ノ二
- 花山天皇御出家の始末 五七五ノ五
- 花山天皇論(山陽) 五七五ノ五

- 梶原一族の滅亡 三〇三ノ三
- 梶原景時の處分 三〇五ノ二
- 鎌倉の騷動 二四九ノ二
- 官位 一四三ノ九
- 冠位の制定 五七ノ二
- 菅公、菅家(菅原道真を見よ) 六四四ノ二
- 漢高の大度 六三五ノ九
- 官爵と權利 四六三ノ二
- 關東管領に就いて 九ノ九
- 關白(攝關を見よ) 七〇ノ九
- 寛平の治(宇多天皇參照) 五〇四ノ二
- 桓武天皇 五二四ノ七
- 桓武天皇論(山陽) 一三九ノ一
- 同(同) 二五九ノ四
- 龜山天皇 二六四ノ三
- 同 三三三ノ四
- 鴨長明 三三三ノ四
- 氣運の變 五八三ノ五

キ

- 氣運の變 五八三ノ五

ク

- 空海(弘法を見よ) 三三三ノ三
- 公曉 四四四ノ二
- 公家(クケ)の人物 七二ノ三
- 草薙の劔(神器を見よ) 三六六ノ八
- 藥子仲成の反 三三五ノ二
- 楠正成の勳功(楠氏參照) 三九七ノ二
- 楠正行 三九七ノ二
- 楠正儀 六六ノ一
- 楠正儀論(山陽) 四〇七ノ二
- 楠正秀 一〇ノ二
- 國常立尊 一四二ノ七
- 勳位 一四二ノ七

- 勳功と官位 一四二ノ四
- 勳功と領地 一四七ノ四
- 君子國の由來 三三ノ八
- 藏人の起原 五四六ノ九
- 藏人の職 四六〇ノ二

ク

- 源空 二四二ノ二
- 元弘の變 一三七ノ二
- 同 二六九ノ三
- 元弘の變を論ず(山陽) 六四一ノ二
- 元寇の處置 七三ノ七
- 元寇論(山陽) 六三三ノ三
- 源氏 九六ノ二
- 源氏の姓 五八二ノ六
- 興起の原因 七三ノ二
- 同 八四ノ四
- 清和源氏 二八三ノ二
- 東國との關係 二八九ノ二
- 同 九六ノ二
- 村上源氏 六五ノ三
- 元正天皇 五〇ノ九
- 顯宗天皇 四六四ノ一
- 建都に就いて 三五八ノ二
- 建武中興の論功行賞 三六〇ノ一
- 同 一四〇ノ四
- 建武中興論(親房) 三六五ノ四
- 同(白石) 三六五ノ四

- 同(山陽) 六四三ノ六
- 同(同) 六四九ノ四
- 憲法の制定 五七ノ三
- 源平二氏の關係 二八八ノ八
- 源平二氏の興廢 五九九ノ一
- 源平二氏の處置 六〇八ノ一
- 元明天皇 六四ノ二
- 後一條天皇 一〇三ノ一
- 同 一七八ノ二
- 小一條院 一〇三ノ六
- 孝安天皇 三三ノ三
- 高一族の滅亡 三八九ノ九
- 皇極天皇 五八ノ九
- 孝謙天皇 六六ノ八
- 孝元天皇 三三ノ九
- 光嚴天皇 二七〇ノ二
- 皇后院號の始 一七六ノ七
- 光孝天皇 八六ノ三
- 皇室 八六ノ三

系統	七三ノ三	同	三八ノ一	同(山陽)	五九ノ四
皇子孫に姓を賜ふ	九六ノ一	○孝靈天皇	三ノ六	同(同)	六〇ノ一
衰微の原因	一六〇ノ一四	○後圓融院	三九八ノ二四	同(同)	七〇ノ八
同	二七三ノ三	○御願寺の建立	一〇六ノ四	○後朱雀天皇	一〇四ノ一
藤原氏との關係	八九ノ九	○後龜山院	二七ノ五	同	一八〇ノ一
法親王の始	一九ノ二	○國號に就いて	一ノ一	○五攝家	二五七ノ二
○孝昭天皇	三ノ二四	○國司論(山陽)	五四ノ四	○後醍醐天皇	一三四ノ一三
○後宇多天皇	二九ノ二〇	○後光嚴院	三九ノ二	同	二六ノ一
同	二五九ノ八	○後嵯峨天皇	二五ノ七	○後醍醐天皇の諸皇子	六四九ノ二
○功田	一四七ノ四	同	二五ノ二	○後醍醐天皇論(白石)	二七ノ二
同	二九五ノ一〇	○五山	六三ノ二	同(山陽)	六四ノ一〇
○光仁天皇	六九ノ一三	同	三五ノ一	同(同)	六四ノ二
○光仁天皇論(山陽)	五三ノ一	○後三條天皇	一〇五ノ一	同(同)	六五ノ五
○皇統論(親房)	八七ノ二	同	一八二ノ七	○後鳥羽天皇	二七ノ七
同(山陽)	六九ノ一	○後三條天皇論(山陽)	五八ノ六	同	二八ノ七
○孝德天皇	六〇ノ二	○後三年の役の賞罰に就いて	二八ノ二〇	○後鳥羽天皇の踐祚に就いて	六〇ノ四
○高師直	三八ノ一〇	○後白河天皇	二〇ノ二	○後鳥羽天皇論(白石)	二五ノ七
弘法	七四ノ四	同	一九九ノ三	同(山陽)	六二ノ三
入唐	九〇ノ九	○後白河上皇論(白石)	二二ノ八	○事代主神	二〇ノ四
法流	一五四ノ三	同(白石)	二二三ノ五	○後二條天皇	一三四ノ五
○光明天皇					

○後二條天皇	二六ノ五	○西行(藤原憲清を見よ)	六〇ノ七	○紙幣の始	三五ノ七
○近衛天皇	一〇九ノ三	○齊明天皇	二七ノ二	○神器	二ノ一
同	一九八ノ二	同	七二ノ八	神器及び神勅	三四ノ七
○後花園天皇の即位に就いて	四九ノ一四	○嵯峨天皇	五四ノ九	神器を笠縫に遷す	三五ノ三
○後深草天皇	二八ノ一〇	○嵯峨天皇論(山陽)	七二ノ一〇	神器を五十鈴川上に遷す	一八ノ六
同	二五七ノ二	同	五四ノ二	神器の沿革	五三ノ三
○後伏見天皇	一三ノ一〇	○三韓の得失	五三ノ二	神器の徳	一一ノ一
同	二六ノ一	○三種神器(神器を見よ)	二〇ノ二	神器なくして踐祚	九五ノ三
○後北條氏論(山陽)	七五ノ二	○三條天皇	一七八ノ七	神鏡火を逃る	一〇四ノ三
○後堀河天皇	二四ノ六	同	五九ノ二	神鏡焼く	三六ノ九
同	二五ノ五	○土氣論(山陽)	一三五ノ二	草薙の劔の由來	一八ノ九
○後村上天皇	一五七ノ一	同	二五ノ二	叢雲の劔の由來	一五ノ二
同	二七ノ四	○四條天皇	二五ノ二	八坂瓊の玉	六七ノ二
○後冷泉天皇	三八ノ六	同	三四ノ九	○敬盡天皇	五〇ノ一四
同	一八〇ノ七	○四道將軍	二七ノ六	○仁賢天皇	三九ノ五
○惟康親玉	三四ノ二	同	七〇ノ三	○神功皇后	二七ノ九
同	二五ノ二	○柴田勝家	四四ノ三	同	五八ノ一
○西園寺家	二五ノ二	○斯波義廉	四四ノ三	○神功皇后の事蹟	六九ノ九
		○斯波義敏	四四ノ三	○神護寺縁起	
				○信西(藤通通憲を見よ)	

○人臣の道	一二七ノ五	○順德天皇	一三ノ二	○聖武天皇	六五ノ七
同	一四九ノ一	同	二四六ノ八	○聖武天皇論(山陽)	五三ノ四
○壬申の亂	一四九ノ三	○淳和天皇	八一ノ八	同(同)	五三四ノ四
○壬申の亂論(白石)	六三ノ三	同	五四九ノ四	○舒明天皇	五八ノ三
同(山陽)	二七六ノ二	○莊園の弊	一四七ノ二	○白河天皇	一〇六ノ二
○神道	五三七ノ一	同	二九六ノ五	同	一八九ノ一
同	九ノ九	○承久の亂論(親房)	二九七ノ一	○白河天皇論(山陽)	五八七ノ二
同	四一〇	同(白石)	一三三ノ二	同	五八七ノ二
同	五二四ノ一	同(山陽)	二五二ノ三	○推古天皇	五六ノ五
○親王稱號の始	六三ノ二	○將軍に就いて	六三四ノ二	○綏靖天皇	三〇ノ四
○人物登用の法	一四五ノ八	同	二七四ノ七	○垂仁天皇	三四ノ四
同	二九五ノ一	○上皇出家の例	二七九ノ一	○陶晴賢	四八〇ノ七
○人物登用の變遷	一四五ノ二	○稱光天皇	一三三ノ五	○菅原道眞	一六八ノ一
○神武天皇	二八ノ一	○上古の治世	四一六ノ一	○同左遷	五六五ノ一
○神武天皇論(山陽)	五二ノ一	○聖德太子	二七四ノ一	○朱雀天皇	九三ノ四
○宗門	五〇八ノ九	○稱德天皇	五五ノ五	同	一六六ノ八
○儒教	三ノ三	○稱德天皇論(山陽)	六七ノ五	○素盞鳴尊	一三ノ二
○守護地頭	一三〇ノ四	○承平天慶の亂(天慶の亂)	五三四ノ二	○崇神天皇	三四ノ一
同	二九七ノ五	參照)	九四ノ五	同	五一三ノ一
同	六〇六ノ二	同	二七九ノ八	○崇峻天皇	五五ノ四

崇德天皇	一〇九ノ六	治民論	五四六ノ二	攝關の系統	一三九ノ三
同	一九六ノ三	治亂興廢する所以	六九八ノ二	攝家院號の始	一七六ノ四
○崇道天皇	七ノ一	兵食論(山陽)	六一ノ四	攝家の專權	一七〇ノ八
セ		○清寧天皇	五〇ノ三	攝政出家の始	一〇一ノ〇
○征夷將軍に就いて	一一九ノ九	○征伐	二七四ノ一	攝政の例	一六三ノ六
同	二二ノ一	上古は天子より出づ	二七六ノ六	攝政の説	八三ノ三
○誓紙に就いて	五〇七ノ四	天皇親征の事	二七五ノ一	○宣化天皇	一〇四ノ八
○政治	六六四ノ八	叛臣征討の始	三八ノ一	同	二八三ノ六
恩威論(山陽)	五六七ノ二	○成務天皇	八四ノ四	○善光寺緣起	五四ノ二
紀綱版籍に就いて	五四三ノ九	○清和源氏	八二ノ〇	○戰國時代の形勢	七五ノ五
國家の患	六三四ノ二〇	同	一六三ノ五	○禪宗	七七ノ八
宰臣の道	五五ノ一	○清和天皇	四ノ七	○僧徒の跋扈	二九〇ノ八
宰輔の任用に就いて	七八ノ三	同	七二ノ四	同	四九〇ノ九
社會政策論(親房)	一三〇ノ三	○世界の位置	八七ノ五	○奏者の職	四六〇ノ一〇
人君と學問	一三七ノ三	○關原の役論	八三ノ二	○曾我兄弟の復仇	六三ノ五
人君の道	六三四ノ六	○攝關	一八〇ノ九	○蘇我氏專權	五八ノ二
同	七九ノ二	關白の始	一六五ノ一	○則天武后の事	六七ノ二
政道の要	一四二ノ一	人臣攝政の初	一六七ノ六	○租稅	
同	五三〇ノ六	攝關在職の年代			
民は國の本たるを論ず		攝關を置かれざる事			

減税に就いて	七三ノ三	同	二七九ノ八
正税	七三ノ五	○平政子(北條政子を見よ)	七九ノ三
税制	五三〇ノ一〇	○大亂の世	五七五ノ八
秀吉の徴税法	七三ノ九	○内裡炎上	九五ノ二
夕		同	一〇四ノ三
○大化の改新	六〇ノ三	○高倉天皇	一一五ノ四
○代官	五五〇ノ九	同	二二四ノ一
○太閤(豊臣秀吉を見よ)		○鷹司家	二五七ノ二
○醍醐天皇	九二ノ三	○手研耳	五二四ノ二
同	一六五ノ二	○武田氏の兵法	七四ノ二
○大臣の始	三八ノ五	○武田上杉北條織田四氏攻守の形勢を論ず(山陽)	六九三ノ八
○大塔宮(護良親王を見よ)		○武内宿禰	三七ノ二
○代と世とかけられる始	三八ノ一〇	○武甕槌神	二〇ノ二
○大寶律令	六三ノ二	○健御名方刀美神	二〇ノ五
○平清盛	一一五ノ六	○太上天皇の始	六三ノ三
○平清盛論(山陽)	五九五ノ四	○太政大臣に就いて	五二九ノ五
○平貞盛	二七九ノ三	○橋諸兄	五三三ノ一〇
○平重盛論(山陽)	五九八ノ二	○丹後の局	二二七ノ三
○平忠常	二八二ノ四		
○平將門	一九四ノ五		

子

○地神五代	二六ノ二四
○知太政官事	五三九ノ二
○持統天皇	六三ノ二
○鎮西探題の始	三五〇ノ一
○陳和卿	三三ノ五
○仲哀天皇	三八ノ七
同	二七五ノ七
○仲恭天皇	一一三ノ六
○貞永式目	二九七ノ四
同	三四ノ六
○朝鮮征伐失敗の原因	七〇ノ七
○重祚に就いて	六〇ノ七
○張良	一五ノ一
○女帝の始	五六ノ八
○追捕使論(山陽)	六〇五ノ五
○土御門天皇	一一ノ三
同	二八ノ三

ツ

○土御門天皇	二三八ノ二四	御號及び諡號を廢す	一〇〇ノ五
○壺切	一八三ノ三	灌頂の例	一三ノ一
○鶴ヶ岡八幡の神託	三〇九ノ一	諡號廢絶に就いて	一〇〇ノ六
テ		親征の事	二七ノ六
○帝徳の説	五ノ六	出家の始	六六ノ六
○傳教入唐	七三ノ四	代と世とかけられる始	三九ノ一〇
○天慶の亂	二七九ノ八	太上天皇の始	六三ノ三
同	二八九ノ六	重祚に就いて	六〇ノ七
同	五九ノ七	女帝の始	五六ノ八
同	七三ノ二	追號の例	一二四ノ一〇
○天主教の傳來	四八ノ一	天皇上帝告文を賜はる	二六ノ一〇
○田制に就いて	五〇七ノ二	廢立に就いて	八六ノ五
同	七二ノ一	同	一六四ノ二
○天孫降臨	二三ノ二	法號	八五ノ八
○天台眞言の弘通	七三ノ三	幼帝の例	二二ノ二
○天地開闢	五ノ七	○天武天皇	六二ノ四
○天智天皇	六二ノ八	同	五七ノ一
○天智天皇論(山陽)	五三ノ五	○天曆の治	九五ノ七
○天皇(皇室參照)		○天曆の治を論ず(山陽)	五七ノ八
○院號の始	一七〇ノ一四		

ト

○東夷の叛	二七ノ三
○道鏡專横	六八ノ三
○東三條院	一七六ノ七
○東寺	七五ノ六
○東照公(徳川家康を見よ)	七六ノ六
○東大寺建立	三〇ノ一
○東大寺再興	一七八ノ二
○道隆	五〇二ノ一〇
○菟裘賦	七六ノ五
○徳川家康論(白石)	四五ノ三
同(山陽)	六八七ノ五
○徳政	二二六ノ九
同	六六ノ一四
○土佐房昌俊義經を討つ	一九八ノ七
○舍人親王	一八五ノ一
○鳥羽天皇	八五ノ一
同	九六ノ六
○伴善男	
○具平親王	

○豊臣氏の滅亡に就いて	六六ノ四	○楠氏論(山陽)	六六ノ一
○豊臣秀吉論(白石)	五〇ノ一〇	同	七三ノ九
同(白石)	五〇ノ七	同	七六ノ五
同(山陽)	七〇ノ九	同	七三ノ八
同(同)	七〇ノ一	○南朝正統論(山陽)	六六ノ二
同(同)	七〇ノ二	○南朝の失を論ず(山陽)	六五ノ二
同(同)	七〇ノ三	○南北兩朝の分立	二七ノ二〇
同(同)	七〇ノ四	○南北兩朝の合一	二七ノ二五
○内親王院號の始	一九ノ一四	○南北兩朝の合一に就いて	六六ノ四
○内覽の臣	八四ノ二	○平城(ナラ)奠都	六四ノ三
同	一〇ノ二	○奈良坂の戦	一一ノ二
同	一六ノ五	○名和長年	一三七ノ三
○長岡天皇	六三ノ二	ニ	
○長崎高資	三五ノ一三	○二位尼(北條政子を見よ)	三四ノ二
○長髓彦	二九ノ四	○二階堂頼綱	一九ノ二
○中臣氏の家系	五九ノ五	○饒速日尊	一一ノ二
○中臣鎌倉	五九ノ一	○二代の後	二二ノ二四
○中大兄皇子(天智参照)	五九ノ一	○二條家	二五ノ二〇
○長屋王の獄に就いて	五三ノ八	○二條天皇	一一ノ八
○中原章房	二六ノ四		
		○二條師基	二〇ノ七
		○二條良基	四六ノ二
		○新田足利二氏の比較	四二ノ六
		○仁田忠常	七三ノ二
		○新田義貞	三二ノ三
		○新田義貞兄弟の敗因	一三九ノ一
		○新田義貞論(山陽)	六五ノ六
		○新田義重	七四ノ四
		○新田義宗	三六八ノ三
		○瓊々杵尊	三九ノ三
		○仁徳天皇	一九ノ一〇
		○仁徳天皇論(山陽)	四五ノ七
		○仁明天皇	五二ノ九
		○仁明天皇論(山陽)	八一ノ四
		同	五二ノ八
		○日本	五五ノ一
		位置	五ノ二
		大八洲の成立	一一ノ五
		君子國の由来	三三ノ八
		國號に就いて	一ノ一

國體の美	七〇ノ二	○島山義就	四四ノ一三
人種	四ノ九	○八幡縁起	四三ノ五
大勢の九變	一五ノ一	○八幡公の遺書	三三ノ五
地勢	七四ノ二	同	七六ノ一
日本の稱	三ノ一〇	○花園天皇	一三四ノ八
わが國の盛なり比	八三ノ三	同	二六五ノ八
ネ		○反正天皇	四六ノ三
○年號の始	六三ノ九	ヒ	
ノ		○比叡山	七五ノ三
○のよりの宮	二七ノ九	○東山時代の流弊	四六ノ五
○義良親王	一五ノ一〇	○比企一族の滅亡	三〇ノ八
ハ		○比企氏の滅亡に就いて	三二ノ三
○島山一族の滅亡	三二ノ三	○彦火々出見尊	二四ノ四
○島山重忠の人物	一五ノ五	○敏達天皇	五五ノ三
同	三八ノ四	○蛭子	一三ノ九
同	三二ノ三	フ	
○島山政長	四四ノ一三	○福原遷都	二六ノ二
同	六八ノ四	同	二六ノ六
		○武家儀式	四〇ノ四
		○武家三職七頭	四〇ノ七
		○武家時代の五變	一六ノ五
		○武家の官途に就いて	五〇ノ二
		○武士の稱	七二ノ八
		○武門起原論	二八ノ二
		○武門の起原	一六〇ノ二
		同	五七ノ一
		同	七二ノ一
		○伏見天皇	一三三ノ一
		同	二六ノ五
		○扶桑國	四ノ五
		○藤原氏	七三ノ六
		系統	七三ノ一
		皇室との關係	五五ノ三
		專權の由来	七三ノ六
		同	七三ノ六
		藤原の姓	五九ノ三
		○藤原氏論(白石)	二五八ノ一
		同(山陽)	五三七ノ一
		○藤原敦光	五八九ノ二
		○藤原兼家	二〇ノ七